

第1章

中国

透明性、統一的行政、司法審査	15
(1) 透明性	15
(2) 統一的行政	16
(3) 司法審査	17
輸出制限措置	17
(1) 輸出税を賦課する措置	17
(2) 原材料に対する輸出制限措置	20
貿易権（貿易に関する許可制度）	21
輸入制限措置	23
中古衣料品の輸入禁止	23
関税	24
(1) 完成車特徴認定制度の問題	26
(2) 関税分類問題	27
アンチ・ダンピング（AD）措置・相殺措置	30
【実施状況・問題点】	
(1) AD措置及び相殺措置に関する国内法制	30
(2) AD措置の運用	31
【個別措置】	
(1) 日本製クロロプレンゴムに対するAD措置・事情変更レビュー	32
(2) 日本製ステンレス継目無鋼管に対するAD措置	33
(3) 日本製レゾルシンに対するAD措置	34
補助金	34
輸出補助金・国内産品優先使用補助金	35
セーフガード	35
貿易関連投資措置	38
基準・認証制度	47
(1) 中国強制認証制度（CCC制度）	48
(2) 電子情報製品汚染予防管理方法	49

(3) 化粧品新原料規制	50
サービス貿易	51
(1) 流通	53
(2) 建設、建築・エンジニアリング	54
(3) 電気通信	55
(4) 金融	57
(5) 郵便・クーリエ	60
知的財産	60
(1) 模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題	62
(2) 周知商標保護	66
(3) 特許・ノウハウ等のライセンス等への規制	66
政府調達	72

透明性、統一的行政、司法審査

[加盟に伴う約束]

中国は、GATT第10条、GATS第6条等の規定に基づく義務を負うことになるとともに、加盟議定書等において、①WTO協定が中国の関税地域全体に適用されること、②中央政府のみならず地方政府においてもWTO上の義務を遵守すること、③モノ・サービスの貿易、TRIPS又は外国為替管理に関係する法令や措置を統一的、公平かつ合理的に適用・運用すること、④かかる法令や措置のうち、公表され、かつ他のWTO加盟国が容易に入手可能なもののみが実施されること、⑤貿易に影響を及ぼすすべての行政行為について、行政府から独立した司法機関による審査の対象とすること等を具体的に約束した。また、⑥貿易関連制度の不統一な適用があった場合についての苦情申立てメカニズム、透明性確保のための公式定期刊行物の発行・照会所の設置等も約束している。

[実施状況・問題点]

(1) 透明性

中国では、従来公表されない法令も多く、公表されているものについても、特に地方レベルの規則は入手が困難なことがあった。また、公布から施行までの期間が短く、企業が新しい制度に対応する準備の時間が十分にとれないことも多かった。

近年では、官報やインターネットを通じた法令公表の積極化、商務部世貿組織通報諮詢局（世界貿易機関通報照会局）の設置、法令公布前に意見聴取期間設定及び公聴会開催を認める条例の発布等、透明性向上に向けた努力を払っており、一定の改善が見られる。立法面では、2008年5月に『政府情報公開条例（国务院）』が実施され、同条例によると、行政機関の組織設置、職能、事務プロセス等を含め一定の情報を公報や政府ウェブサイトなど公衆が知りやすい形で公開すべきと規定

しており、2009年には財政部など8つの中央官庁が予算情報を公開した。さらに、省レベルでも2009年10月に、広州市がウェブサイトで114の市レベル政府機関の年度財政予算を公開（ただし、公衆の関心が強い公用車、公費旅行・飲食消費は予算に盛り込まれておらず）、同年11月に、河北省が『河北省行政権限公開透明運行規定』を公布し、国家秘密に当たる情報を除いて、同省の行政機関に、全ての行政権限運営情報を社会に公開しなければならないと要請した。その後も、2010年3月1日に、財政部が『予算情報公開のより一層の取組に関する指導意見』を公布し、各中央官庁と地方財政部門に対して予算情報を積極的に公開するよう要請したことを受け、一部の地方政府も続々と財政予算情報を公開するようになっている。司法レベルでも、2009年12月に、最高人民法院が『司法公開に関する六規定』と『ニュースメディア世論の人民法院監督に関する若干規定』を公布し、各レベルの法院に対して立件、裁判、執行、公聴、記録、審理事務を公開すること、並びにメディアによる世論監督を積極的に受け入れることを要請した。

しかしながら、同条例実施後も実施細則等含め未だに公開に当たっての行政体制が整っていないこと、土地開発使用状況など公衆が強い関心を持っている情報はあまり公開していないこと、また一部の地方都市において、国家機密に該当するあるいは申請された情報が存在しないといった理由で十分に公開が進んでいないとも言える。また、パブリックコメントが実施されていたとしても、その期間が短かったり、周知が徹底していなかったりする例が見受けられる。

○輸出増値税還付率変動、輸出入に係る暫定関税改定

中国の輸出時の増値税還付については、還付率の調整が頻繁になされており、特に2006年9月14日に公布された通達では、十数%あった還付率が段階を踏まずに撤廃され、翌15日に施行された。

また、輸出関税の賦課についても同様に、2006年10月27日に公布された後、直後の11月1日に施行とされた。その後も、例えば、2007年9月4日、税関総署は工業用塩と食用塩の輸入増値税率を調整し、新税率が9月1日より適用されると発表した。このように公布が施行後であった法規も存在する（本件は、税率の引き下げに係る事案であり、企業に直接的な損失をもたらすものではなかったが、一般的に制度の改正内容は施行に十分先立って公布されることが必要である）。

金融危機を受けて、中国は増値税の輸出還付率を引き上げる方向にあるが、未だに法令の公布と発効の時期は非常に短く、例えば2008年11月17日に公布した3,770商品の輸出還付率の法令は12月1日にすぐに施行され、12月29日に公布した『財政部・国家税務総局による提高一部機械電気製品の輸出還付率の通知』は2009年1月1日にすぐに発効するとされた。

2009年も4回にわたって製品の輸出増値税還付率を引き上げた。これらの法令は公布から発効までの期間が短く、最長でも4日だけ、最短は発効期日が公布期日よりも早かった。例えば、財政部が2009年2月5日に、繊維製品・衣類の輸出増値税還付率を14%から15%に引き上げると発表した。実行開始日は2009年2月1日に遡るとした。こうした状況では、企業は政策の変更には余裕を持って対応することはできない。2010年7月15日に施行された一部商品の輸出税増値税還付撤廃については、関連法令が6月22日に公布され、公布から発効までの期間が20日までと以前より改善されたものの、未だ十分とはいえず、今後の動向を注視する必要がある。

規制・措置の急激な変更については、企業の予見可能性を奪うものであり、経営に与える影響が大きいことから、投資リスクとして意識する向きが強くなっている。我が国も過去の日中経済パートナーシップ協議において問題点を指摘したところであるが、中国の経済・貿易政策が、透明性と予見可能性をもって運営されることが求められ

る。

(2) 統一的行政

外資企業が事業を行うにあたっては、中央、省、地方レベルの部・委員会や政府において、互いに矛盾のない法令が整備されることが必要である。また、互いに矛盾のない法令や条例であっても、裁量的な適用や不統一な解釈が、複数の地域で事業展開を実施する外資企業にとっての障壁となっている。

近年、中国では、税関、税務、金融などの重要分野や、中央政府と地方政府の利益が対立しやすい分野において「垂直管理」改革を実施し、各レベルの行政不統一による行政の非効率がある程度改善されている。2008年2月には、中国共産党内の会議で『行政管理体制改革の深化に関する意見』を出し、垂直な管理体制と政務の公開制度を充実させることを明確にした。同文書に基づき、中央政府と一部の地方政府が行政機関の簡素化・合併を行っている。

しかし、中央と地方の関係において、垂直管理はほとんど進まず、逆に食品薬品に関する垂直管理制度は省レベル以下では撤廃され、中央政府が食品薬品監管において地方政府の責任を強化したいと表明するなどの動きも見られる。また、中央政府内でも未だに統一的な行政が行われていない例も見られる。例えば、オンラインゲームの監督管理権限に関して、国家新聞出版総署がある運営会社を処罰するとして際、文化部が新聞出版総署の決定は越権行為として運営の許可を行う等、許可範囲と処罰権を巡る対立が生じている。その後も、新聞出版総署がオンラインゲームの8つの管理措置を公布し、国産オンラインゲームをネット上で運営するに当たって、新聞出版総署の審査許可が必要とする一方、文化部も『オンラインゲーム管理暫定方法』（2010年6月）を公布し、輸入オンラインゲーム、国産オンラインゲームを運営するに当たって、文化部の審査許可、登録が必要と規定する等、両者の対立は解消されていない。

このため、国内外のオンラインゲームが重複審査許可・管理に置かれることになり、時間・コストの両面で負担が生じている。

(3) 司法審査

司法審査については、行政決定が司法審査の対象となることを明記する規定が一部法令に設けられ（「アンチ・ダンピング条例」、「専利法」等）、通商に関わる紛争を仲介する裁判所として中国国際経済貿易仲裁委員会(CIETAC)が設置された。また、2007年には司法審査制度の基礎の改善を目的とし、行政再議申請人の既得利益を保護すること等を規定した「行政再議法実施条例」が公布・施行され、2008年1月には最高人民法院より行政訴訟案件の管轄、訴訟撤回問題について詳細に規定した司法解釈も出されるなど、制度整備面では改善が見られ、近年行政訴訟案件は増大している。他方、中国の司法判断の中立性・的確性や、司法又は仲裁法廷が下した判決・裁定の着実な執行については、加盟作業部会においても加盟国側から強い懸念が示されていた。また、例えば、中国の『行政訴訟法』（1990年）を実施する中で、地方法院が各種理由で受理すべき行政案件を受理拒否する現象が多い。この問題に対処して、2009年11月に、最高人民法院が『行政訴訟当事者訴訟権の保護に関する意見』を発し、各レベル法院が勝手に案件受理範囲を制限したり、法律に違反して受理条件をつけたりすることを厳しく禁止した。2010年11月に発効した『最高人民法院の行政許可案件の審理に関する若干問題の規定』においても、裁判所が行政訴訟を受理すべき場合について明確に規定することで、不受理権限を制限している。中国の司法審査の改善につき、継続的な対応が望まれる。

輸出制限措置

[加盟に伴う約束]

これまで中国においては、①国家安全保障、公共利益の維持、②国内市場への供給不足又は枯渇の恐れのある天然資源の保護、③国際協定上の輸出管理義務といった理由から、広範な品目を対象に輸出制限措置がとられていた。加盟交渉の過程において一部加盟国から、同措置はGATT第11条（数量制限の一般的廃止）及び20条（一般的例外）との整合性が確保される必要があり、特にタングステン鉱石、希土類（レアース）、蛍石等、加工製造の原材料・中間製品に対する措置について懸念が表明された。これに対し中国は、加盟日よりWTOルールを遵守し、輸出制限措置はGATT規定により正当化される場合にのみ適用する旨約束した。

また、中国は、「中国のWTO加盟議定書」第11条において、附属書6に記載されている場合を除き、輸出税を廃止する旨を約束した。

[個別措置]

(1) 輸出税を賦課する措置

<措置の概要>

中国は、2006年11月1日に輸出税暫定税率調整表を施行したが、同表に掲載されている品目のうち、加盟議定書第11条第3項による輸出税禁止に対する例外リストである附属書6に記載があるのは13品目（フェロマンガ、フェロクロム、粗鋼及び電解精製用陽極銅、銅・アルミのくず等）のみであり、ほとんどが2006年に新たに導入された輸出税である。その後、2007年以降も、鋼材製品や石炭、化学肥料とその原材料などについて輸出税を賦課し、輸出制限を強化している。2012年からは新たにストリップキャスト合金にも輸出税が賦課されることとなっている。

＜国際ルール上の問題点＞

中国は、WTO加盟議定書第11条第3項において、附属書6に掲げられた産品に課税する場合又はGATT第8条の規定に適合して課税される場合を除き、輸出品に課税される税及び課徴金をすべて廃止するとしている。そのため、これらの産品以外に課税している場合には、WTO加盟議定

書の約束に違反していると考えられる。例えば、2006年に暫定輸出税が課されたコークス・非鉄金属等は、附属書6に掲げられた産品ではないため、中国の措置は加盟議定書に違反している。(その他、輸出規制に関する規律については、「第II部第3章＜参考＞輸出規制」を参照。)

＜図表中－1＞ 中国の加盟時の輸出税実施産品と税率＞

主な品目名	輸出税率
うなぎ稚魚	20%
骨粉	40%
鉛鋳	30%
亜鉛鋳及び同製品	30%
すず鋳	50%
タングステン鋳	20%
アンチモン鋳	20%
合金鋳鉄及び非合金鋳鉄	20%
フェロマンガ	20%
フェロシリコン	25%
フェロクロム	40%
くず鉄	40%
銅製品	30%
ニッケル製品	40%
アルミニウム製品	20%
合計84品目	

※中国加盟議定書附属書6より、経済産業省作成。品目についての詳細はHS番号7桁ベースで記載されている。

＜図表中－2＞ 2008年以降の輸出税課税措置の新たな変更

番号	政策名称	実施日期	主要内容
1	『2009年関税実施方案』（国务院関税税則委員会）	2009年1月1日	<ul style="list-style-type: none"> ①引き続き一部鋼材（例えばフェロマンガ）及び尿素、リン酸二アンモニウムなどの化学肥料の関連製品に輸出税を課す。 ②引き続き石炭、原油、金属鋳砂などのエネルギー資源類製品及びコークス、一部鉄鋼（例えばフェロクロム、粗鋼）、銅、非鉄金属などのひどい汚染・エネルギー大量消費の製品に輸出暫定税を課す。 ③一部化学肥料及びその原料などに引き続き特別輸出税を課し、ただし一部製品の特別輸出税率を若干引き下げる。 ④フッ化物、酸化マグネシウムの混合物などの資源類製品に輸出暫定税を課す ⑤食糧類製品輸出暫定税率を全般的に引き下げ、一部製品の輸出暫定税を撤廃する。

番号	政策名称	実施日期	主要内容
2	『一部製品輸出税の調整について』（海関総署）	2009年7月1日	<p>①黄磷に引き続き20%の輸出税を課し、その他の磷、磷鉱石に引き続き10～35%の輸出暫定関税を課す。</p> <p>②中小型型鋼、フッ素化学品、タングステン・モリブデン・インジウムなどの非鉄金属など29種類の製品の輸出暫定関税率を引き下げる。</p> <p>③塩化アンモニウム、重過磷酸カルシウムなどの化学肥料製品の輸出暫定関税率を10%に引き下げる。</p> <p>④小麦、米、大豆及び製粉、鋼糸など31種類の製品の輸出暫定関税を撤廃する。</p> <p>⑤一部化学肥料及び化学肥料原料の特別輸出税を撤廃する。主として合成アンモニウム、磷酸、二元複合肥料など27種類の製品を含む。</p>
3	『2010年関税実施方案』（国务院関税税則委員会）	2010年1月1日	<p>①「輸出税則」の輸出税率を維持。</p> <p>②引き続き幼いうなぎなどの一部輸出商品に輸出暫定関税を課す。ただし、一部商品の輸出暫定税率を以下のように調整。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸出暫定関税を撤廃：全ての食糧商品、アルミ鉱砂及び精鉱、硫酸と発煙硫酸、茶色コランダム及びその他の硝酸カリウム。 ・輸出暫定税率を引き下げる：フッ化水素酸、一部の化学肥料原料、モリブデン粉及び化合物、タングステン化合物、金属フッ化物及び金属インジウムを含む商品。 ・2010年輸出暫定関税を課す：リン酸、アンモニアとアンモニア水、一部化学肥料原料。 <p>③一部化学肥料などに引き続き特別輸出税を課す。ただし、2009年関税実施案と比べて、8品目だけの化学肥料原料に特別輸出税を課す。</p>
4	『2010年化学肥料輸出税の調整に関する通知』（国务院関税税則委員会）	2010年12月1日～31日	<p>尿素、リン酸2アンモニウム、リン酸2水素アンモニウム及びリン酸2水素アンモニウムとリン酸2アンモニウムの混合物（関税コード：31021000、31053000、31054000）に対し、35%の輸出暫定税率のほか、75%の特別輸出税も課す。</p>
5	『2011年関税実施方案』（国务院関税税則委員会）	2011年1月1日	<p>①「輸出税則」の輸出税率を維持</p> <p>②引き続き幼いうなぎなどの一部輸出商品に輸出暫定関税を課す。また、レアアース製品の課税対象品目を増やしたとともに、一部のレアアース製品の税率を引き上げた。</p> <p>③一部化学肥料等に引き続き特別輸出税を課し、対象商品は2010年関税実施案と同じ。</p>
6	『2012年関税実施方案』（国务院関税税則委員会）	2012年1月1日	<p>ストリップキャスト合金（HSコード72029911、商品名：ネオジム鉄ボロン永磁速凝片）は2012年1月1日から、20%の輸出税がかかることになる。</p>
7	『2013年関税実施方案』（国务院関税税則委員会）	2013年1月1日	<p>米国、EU、メキシコによる紛争において違反と判断された9品目について、輸出税が撤廃されるか、中国のWTO加盟議定書の別添6において定められる税率の上限の範囲内に変更された。</p>

資料の出所：税関総署HP、税関法令により整理作成。

(2) 原材料に対する輸出制限措置

<措置の概要>

2002年1月1日、「2002年輸出許可証管理商品の分類による証書発行目録」の公布及び関連問題に関する通知で、輸出許可制度の対象となる合計54品目の商品及び同許可証発行機関が規定された。「2012年輸出許可証管理貨物目録」では、上記対象は677品目となっている。

このように、WTO加盟後も引き続き原材料・中間製品に対する輸出数量制限は実施されている。また、GATT20条 (g) においては、「有限天然資源の保存に関する措置」であれば、例外的に輸出数量制限が認められる可能性がある旨を定めているが、中国の原材料・中間製品に対する輸

出数量制限の設計や構造が中国の国内産業への優遇措置であり、そもそも「有限天然資源の保存に関する措置」とはいえないのではないかと、また、GATT20条 (g) では、「国内の生産又は消費に対する制限」が実施される必要があると定めているところ、このような国内での制限が中国国内で実施されているか不透明な部分がある。

また、中国政府は、多くの原材料品目について、輸出許可証を発給し、輸出可能な者、輸出可能な数量を管理している。例えば、レアアース等の輸出数量枠の推移は以下の通りであり、多くの品目について、輸出数量枠は年々削減される傾向にある。

<図表中-3> 原材料に対する輸出制限措置

	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
希土類 (レアアース)	61,560	60,173	47,449	50,145	30,259	30,184	30,996
タングステン	15,800	15,400	18,828	18,26	19,490	19,925	18,967
モリブデン	—	N.A	42,753	41,582	41,678	41,678	40,862

(出典：中国商務部、数量は概数、単位はトン)

<国際ルール上の問題点>

GATT第20条 (g) では、「有限天然資源の保存に関する措置」であれば例外的に輸出数量制限が認められる可能性がある旨を定めているが、中国のレアアース等についての輸出数量制限の設計や構造が中国の国内産業への優遇措置であり、そもそも「有限天然資源の保存に関する措置」とはいえないのではないかと、また、GATT20条 (g) ではその前提条件として「国内の生産又は消費に対する制限」が実施される必要があると定めており、このような国内での制限が中国国内で実施されているか不透明な部分があることから、GATT第11条及び第20条 (g) との整合性につき疑義がある。

[中国の原材料に対する輸出税及び輸出制限措置に関する最近の動き]

2010年にも、中国の税関は暫定輸出税の賦課又

は調整を行っている (図表中-2)。2010年1月1日より、中国政府が輸出税、輸出暫定関税、特別輸出税などを使って、引き続き、一部のエネルギー・資源類産品、深刻な環境汚染やエネルギーの大量消費が懸念される産品の輸出に規制措置を実施するとともに、課税品目と税率の調整がなされ、輸出課税対象品目の総数は2009年の373品目から329品目へと、特殊関税の対象品目は35品目から8品目へと減少した。しかし、2011年には輸出税の対象品目総数が340品目、2012年には363品目へと再度増加し、2013年には352品目へと減少している。

中国のWTO加盟議定書において許容されない輸出税品目に関し、我が国は過去の日中経済パートナーシップ協議において問題点を指摘したところ、中国側からは明確な回答が得られなかった。また、2011年のWTO・TPR審査会合において、我が国から附属書に記載のない非鉄金属、化学肥

料とその原料について、輸出税賦課の目的や加盟議定書・GATTとの整合性について質問したのに対し、中国は、輸出税賦課の目的は人、動物又は植物の生命または健康の保護、天然資源保護あるいは国家の安全保障にあるとして、WTO協定と整合的であるに旨の回答を行っている。しかしながら、輸出税がこうした政策目的の達成にどのように貢献するかの説明はなされておらず、GATT20条等の例外に該当するかは明らかにされなかった。

これに加えて、我が国は、輸出税以外の輸出制限措置についても、中国加盟当初から市場アクセス委員会及び物品理事会における中国TRMの場を通じて問題を提起すると共に、累次の大臣級会談及び次官級協議においても中国の輸出制限措置の問題点について意見交換を重ねている。

2011年11月の物品理事会においては、中国の輸出数量制限について、GATT上の正当化根拠と、それを裏付ける国内における生産・消費制限の詳細、今後の見直しに係る考え方について説明を求めた。輸出税については、その政策目的と、加盟議定書上の正当化根拠、今後の見直しに係る考え方について、詳細説明を求めた。これに対し、中国政府からは、輸出制限措置の目的は、環境への配慮及び有限天然資源の保存であり、GATT第20条に整合的であるとの回答がなされたが、国内における生産・消費制限、及び加盟議定書上の正当化根拠等について、詳細な説明は行われなかった。

2009年6月、米国及びEUは、ボーキサイト、コークス、ホタル石、マグネシウム、マンガン、シリコンメタル、シリコン・カーバイド、黄リン、亜鉛という原材料9品目に関する中国の輸出数量制限・輸出税の賦課等がGATT11条や中国のWTO加盟議定書等に整合的ではないとしてWTOに協議要請を実施（8月にメキシコも協議要請）。協議では解決に至らず、同年11月に三カ国がパネル設置を要請。同年12月21日にパネルが設置（DS394、395、398）された（我が国は第三

国参加）。2011年7月には、中国の輸出数量制限・輸出税は、WTO協定に整合的でないとのパネル報告書が公表された。同年8月に中国は上訴したが、2012年1月末にパネルの判断を概ね支持する上級委員会報告書が公表された。なお、米国、EU及びメキシコのケースにおけるRPT（勧告の妥当な実施期間）は2012年12月31日とされていたところ、2013年の1月以降、ボーキサイト、コークス、螢石、マグネシウム、マンガン、シリコンメタルの6品目についての輸出税が撤廃されるとともに、黄リン、亜鉛については、加盟議定書で定められている範囲内の税率へと変更された。加えて、ボーキサイト、コークス、ホタル石、シリコン・カーバイド、亜鉛に対する輸出数量制限が撤廃された。

また、中国のレアアース・タングステン及びモリブデンに対する輸出制限措置（輸出数量制限、輸出税、最低輸出価格）については、2012年3月、我が国は、米国及びEUとともに、WTO協議要請を行ったが、協議では解決に至らず、同年6月に三カ国がパネル設置を要請。同年7月23日にパネルが設置（DS431、432、433）された。引き続き、問題となっている中国の輸出制限措置についてWTO協定に沿ったかたちで是正がなされるよう、我が国として今後とも改善を求めていく必要がある。

貿易権（貿易に関する許可制度）

<措置の概要>

2004年7月、中国は対外貿易に関する最上位法規である「対外貿易法」を10年ぶりに改正し、施行した。この改正対外貿易法はWTO加盟約束に従ったものとなっており、これまで貿易業務に従事する場合、国务院の許可を得る必要があったが、WTO加盟後3年以内に対外貿易権の審査承認制度を段階的に廃止するとした加盟議定書の約束に基づき、貨物・技術輸出入時の外国貿易経営

権に対する審査・批准が廃止され、登録だけが求められることとなった。しかしながら、引き続き出版物等（本、新聞、雑誌、音響映像製品等）の輸入は、国务院出版管理条例等に基づき、国务院の承認を得た国有企業に限って行うことができるとしている。

<国際ルール上の問題点>

中国の加盟議定書第5条では、①加盟後3年以内に中国国内のすべての企業に対して、（一部農産品等を除く）すべての物品に係る貿易権を付与すること、②すべての外国人及び外国企業に対して、中国国内の企業と比較して不利でない待遇を付与することを約束しており、出版物等に係る規制は加盟約束に照らし疑義があると考えられる。

<最近の動き>

米国は、2007年4月、中国の著作物に係る輸入・流通規制について、知的財産権制度問題と同じタイミングで、中国に対してWTO協定に基づく協議要請を実施。協議では解決に至らず、同年11月のWTO紛争解決機関会合でパネルが設置された（我が国及びEUが第三国参加）。米国は、中国がWTO加盟にあたり、加盟後3年以内に、外資企業に対して出版物（本、新聞等）、音響映像製品（DVD等）に係る輸入・流通業への従事を認めることを約束しているにもかかわらず、中国が依然として同事業の主体を中国国営企業及び中国資本過半企業に限定している点を問題視している（その後、同年12月1日より実施された「外商投資産業指導目録」においても、図書、新聞、雑誌、音響・映像製品及び電子出版物の輸入業務は、依然として外商投資禁止産業目録の対象となっていた）。

2009年8月、パネルは米国の主張のほとんどを認める形で、中国の措置をWTO協定に整合的でないとして認定。中国は同年9月に上級委員会に上訴したが、同年12月に上級委員会は一部論点を除きパネルの結論を全面的に支持し、最終的に中国の

協定義務違反が確定された（中国は措置の是正義務を負う）。2010年7月12日、米中両国はDSB勧告の履行期間について合意したことを通報し、2011年3月19日が履行期限とされていた。一方、国家改革発展委員会・商務部は、2011年12月24日に「外商投資産業指導目録（2011年改正）」を公布し、2012年1月30日から施行されている。その中で、図書、新聞、雑誌、音響映像製品、電子出版物の輸入業務が禁止類から削除され、制限類にも含まれていないことから、許可類になったと考えられるものの、今後の施行状況を引き続き注視していく必要がある。

さらに、中国は、2012年2月22日のWTO紛争解決機関会合において、DSB勧告を大部分履行したこと及び米中両国が2012年2月18日に紛争解決に向けた覚書に合意したことを表明した。同年5月9日に、米中両国が紛争解決機関議長宛に発出した共同コミュニケーションによれば、同覚書の内容には、中国政府が定める外国映画の年間配給制限枠（利益配分方式での輸入の承認）の20本とは別に、IMAXや3Dなどの高精細な映画の輸入を少なくとも年間14本認めること、中国での映画の興行収入に関し、映画のプロデューサーに対する収益配分を25%に引き上げること、外国映画の配給に関し、民間企業を含む中国企業の参入も認められるようにしていくこと、米中両国は、5年後に覚書の主要な要素について協議を行い、中国のDSB勧告の問題を議論すること等が含まれている。同年5月24日のWTO紛争解決機関会合において、中国は、DSB勧告を全て履行したと表明した。一方、米国は、米中両国で合意した覚書は、重要な進展を示すものではあるが、最終的な解決ではないと表明している。

我が国としては、米中両国の動向に留意しつつ、中国の関連法制度の改正動向や施行状況等を注視するとともに、二国間政策対話等やWTOサービス交渉等により、更なる外資規制の緩和を働きかけている。

輸入制限措置

[加盟に伴う約束]

中国は、WTO協定に整合しない輸入制限措置（輸入割当、輸入許可、公開入札）を2005年までに撤廃し、かつ新たに導入しないことを約束し、既存措置の品目ごとの撤廃スケジュールを加盟議定書附属書3に示している。例えば、自動車の輸入数量制限は2005年までに廃止し、それまでの間、輸入割当額は初年度の60億ドル（中国が自動車に関する産業政策を導入する前の水準）から年率15%の割合で拡大される。また、経過期間における輸入割当・許可の運用について、簡素で透明な手続を整備することを約束した。

[実施状況・問題点]

輸入制限措置の撤廃は、全体として、加盟約束に従って着実に実施されてきている。

しかし、中国は、「対外貿易法」第16条で、①国家安全・公共利益の保障及び公共道徳の順守、②人の健康・安全及び動植物の生命・健康並びに環境の保護、③金又は銀の輸出入関連措置の実施、④国内市場への供給不足又は枯渇の恐れのある天然資源の保護、⑤輸出先の国・地域の市場容量制限、⑥輸出経営秩序における著しい混乱の発生、⑦国内特定産業の確立又は確立の促進、⑧あらゆる形式の農業・牧畜業・漁業の産品、⑨国の国際金融上の地位・国際収支バランスの維持、⑩法律・行政法規の施行、⑪国際協定上の義務の履行という観点から、広範な品目を対象に輸入禁止措置を実施している。これら禁止品目は、それぞれの規制目的別に第1～6次までの「輸入禁止貨物目録」として公布・施行されている。本規定はGATT第20条（一般的例外）、21条（安全保障のための例外）に概ね整合的なものと考えられる。しかし、「中古機電製品輸入禁止目録」に掲げられる品目を見ると、規制目的に照らし合理性の疑わしい品目が含まれており、GATTの例外規定

との整合性を検証していく必要がある。

[個別措置]

中古衣料品の輸入禁止

<措置の概要>

中国政府は、1985年、対外経済貿易部通達により一律に中古衣料品輸入を禁止していたところ、WTO加盟後の2002年7月に中華人民共和国貨物輸出入管理条例に基づく輸入禁止貨物目録（第4次）中に「中古衣料」が追加され、上記禁止措置が法制度上、改めて明確化された。

<国際ルール上の問題点>

本措置は、産品の輸入について設けられた「関税その他課徴金以外の」禁止又は制限であり、GATT第11条で禁止されている数量制限に該当する。中国政府は、数量制限に該当することは否定しないものの、GATT第20条に定められた一般的例外のうち、(b)の「人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置」にあたり、正当化されると主張している。しかし、中古衣料品を一律に輸入禁止とすることがなぜ健康等の保護に必要で、それが他のより制限的でない措置によって達成できないことか（先例上「必要」であるための判断基準）について、十分に説明がなされていない。そのため、一律に輸入禁止を行うことは、GATT第20条によって正当化することはできない違法な措置であると考えられる。

<最近の動き>

我が国は、2005年9月の市場アクセス委員会での中国・経過的審査メカニズム（中国TRM）において、本問題を取り上げ、協定整合性に係る問題点を指摘した。これに対して、中国側は、繊維を含むあらゆる製品の中古品に関する国内法規を整備し、その後、対外貿易に関する中古品の取扱いについて整備して行く方向である旨の回答を、同年11月の日中繊維対話の場で行った。

しかし、2006年9月の同対話では、中国では古

着を着用する習慣がないこともあり、現在のところ中古衣料に関する国内法規を制定する段階にない旨の説明が中国側からなされた。また、同年10月の市場アクセス委員会での中国TRMにおいても本問題を取り上げたが、具体的な回答は得られなかった。

本件については、今後も引き続き注視するとともに、機会を捉え、中国政府に申し入れを行っていく必要がある。

関 税

【加盟に伴う約束】

中国は、加盟にあたって、日米EU等との二国間交渉及び作業部会における交渉を踏まえ、広範囲にわたる品目に係る関税引き下げを内容とする譲許表を提出している。

かつての中国は、計画経済の下ですべての貿易を国家が独占的に行っていたことから、関税率の引き下げの意義は大きくないとも考えられた。しかし、中国は加盟にあたり輸入数量制限の原則的廃止、国家貿易についてWTO原則に従うこと等を約束していることから、今後は関税が輸入制限の主たる手段となることになり、関税引き下げの意義は大きいと考えられる。

中国は全譲許品目（7,151品目）の関税率について、単純平均では加盟時（2001年）の13.6%から最終年（2010年）には9.8%に、うち農産品（977品目）については19.3%から15.0%に、鉱工業品（6,174品目）については12.7%から8.9%に、ライン・バイ・ラインでの引き下げを約束している。（図表中－4）。なお、中国は、情報技術協定（ITA：Information Technology Agreement）に2003年4月より参加しており、また、ほとんどの化学品及び化学製品に関しても、最終譲許税率を化学ハーモナイゼーション^(注)の水準に引き下げることが約束している。

（注）化学ハーモナイゼーション

化学品及び化学製品（原則HS28～39類）に係る関税引き下げ（最終的な引き下げレート0～6.5%）について、日・米・EU等の間で、ウルグアイ・ラウンド関税交渉の一環として合意されたもの。

【実施状況・問題点】

中国は、2002年1月から、関税法の改正によって全譲許品目の73%に及ぶ5,300を超える品目について関税率を引き下げた。2008年1月、加盟後7回目の関税率表の見直しが行われ、中国の平均関税率は、全品目で9.8%、農産品15.2%、非農産品8.9%にそれぞれ引き下げられた。現在、中国の譲許率は全品目にわたり100%であり、また、非農産品の平均譲許税率は9.2%であり、2010年の平均実行税率は、8.7%であった。ただし、写真用フィルム（最高47%）、自動車（25%）、TV（30%）、大型モニター（30%）、オートバイ（最高45%）、プロジェクター（最高30%）等一部品目において、高い最終譲許税率が存在している。

中国は既にWTO加盟時の関税引き下げ義務の大部分を履行しているが、従量税を課している場合などについて、譲許税率より高い水準の税率を適用することがないよう引き続き注視していく必要がある。例えば、一部の印刷版材（HS370130、関税率は一平方メートル当たり2.9%～6.8%）については、理由は不明であるが、2011年に実行税率が一平方メートル当たり8.1%（一部暫定的に4.7%）～15.0%まで引き上げられており、注視していく必要がある。

なお、中国が加盟に際して約束したITAへの参加については、2003年4月のITA委員会において承認されが、コンピューターと接続性のある複合機やプロジェクターに関税が賦課されている等、ITA協定の履行に不透明さが残っている。

＜図表中－４＞ 中国WTO加盟に伴う関税（譲許）率引き下げスケジュール

	1998年時点	加盟時	2002.1.1	2003.1.1	2004.1.1	2005.1.1	2006.1.1	2006.7.1	2010.1.1
全品目（7,151品目）	17.5	13.6							9.8
農産品（977品目）	22.7	19.3							15.0
鉱工業品（6,174品目）	16.6	12.7							8.9
主要な工業製品									
(家電)									
エアコン 窓・壁取付型	25.0	21.0	19.0	17.0	15.0				
自動車用	40.0	33.3	30.0	26.7	23.3	20.0			
冷蔵庫（容量500リットル）	30.0	24.0	21.0	18.0	15.0				
掃除機	35.0	26.7	22.5	18.3	14.2	10.0			
カラーTV	35.0	31.7	30.0						
(一般機械)									
フォークリフト	18.0	14.4	12.6	10.8	9.0				
印刷機械（製版機等）	16.0	12.5	10.8	9.0					
(IT関連)									
コンピュータ	25.0	16.7	12.5	8.3	4.2	0			
自動データ処理機械	9.0	3.0	0						
携帯用デジタル処理機械	15.0	7.5	3.8	0					
ディスプレイ、印刷機	15.0	7.5	3.8	0					
キーボード、マウス	12.0	6.0	3.0	0					
ファックス機	12.0	6.0	3.0	0					
複写機	22.0	17.0	14.8	12.4	10.0				
(自動車)									
バス 30人以上	50.0	41.7	37.5	33.3	29.2	25.0			
29人以下	70.0	55.0	47.5	40.0	32.5	25.0			
乗用車	100~80.	51.9	43.8	38.2	34.2	30.0	28.0	25.0	
トラック 5トン未満	50.0	40.0	37.5	30.0	29.2	25.0			
乗用車用シャーシ	60.0	40.0	36.8	31.4	26.1	20.7	15.4	10.0	
乗用車用車体	70.0	46.0	42.1	35.7	29.3	22.9	16.4	10.0	
(オートバイ)									
オートバイ（250cc未満）	60.0	52.25	48.75	45.0					
同部品	25.0	19.6	17.2	14.6	12.0				
(鉄鋼・非鉄金属)									
鉄鋼フラットロール製品	8.0	6.0							
鉄鋼チューブ・パイプ	10.0	6.0	4.0						
精製銅チューブ・パイプ	6.0	4.0							
アルミニウム板	12.0	8.0	6.0						
(精密機械)									
カメラ	25.0	21.7	20.0						

(注) 譲許表の実施期間は、殆どの品目について2006年7月1日までとされている。

(参考) 2006年7月を超えて、実施期間が設定されている品目。

- ・テレフタル酸、一部の染料、一部の化粧品、ポリエチレン、プロピレン、スチレン、塩化ビニル、ポリエステル・ポリエーテル、ポリアミド、ポリウレタン、プラスチック屑、一部のプラスチック製チューブ、一部のプラスチック製板・シートについては、2008年1月1日まで。
- ・一部の果実及び果実発酵酒、一部の合成繊維については、2010年1月1日まで。

【個別措置】

(1) 完成車特徴認定制度の問題

<措置の概要>

2004年6月、中国は「自動車産業発展政策」を公布し、自動車製品の中国における生産能力を高めるとともに関税徴収の厳格化を図るため、完成車の特徴を備えていると認定される場合、具体的には以下の3つの条件のいずれかに該当する場合には、自動車部品ではなく完成車としての特徴を備えていると認定し、自動車部品の関税率10%（2006年7月1日時点における最終譲許税率）ではなく、完成車の関税率25%（同最終譲許税率）を適用することを定めた。

- ① ノックダウン部品を輸入する場合
- ② 特定の組立部品（車体、エンジン等）を組み合わせて輸入する場合
- ③ 輸入部品のCIF価格の合計が完成車総価額の60%以上となる場合

我が国は、2004年10月のWTO市場アクセス委員会において、当該制度はWTO協定及びWTO加盟時の約束内容に反している可能性があることを指摘するとともに、中国に対し当該制度を導入しないよう求めた。しかし、2005年4月、中国は「完成車特徴を構成する自動車部品輸入管理弁法」を施行し、このようなノックダウン部品を輸入する場合等は、完成車関税を賦課する旨を明らかにした。

<国際ルール上の問題点>

当該措置は、以下のとおり、WTOの定める内国民待遇義務違反、若しくは譲許違反を構成する可能性があると考えられる。

まず、当該課税は「自動車部品を輸入して完成車を生産・組み立てた後に」（弁法第125号第28条）発生するため、「輸入に際し」または「輸入について又は輸入に関連して」（GATT 2条1項）課されるわけではない。このため、かかる課税は関税ではなく内国課徴金と考えられる。同種の中国製部品には、かかる内国課徴金は賦課されていない

ため、内国民待遇義務（GATT 3条2項）に違反する疑いがある。

またエンジン、ボディ等部品に対して、自動車部品よりも高い税率で譲許されている完成車の関税率が適用された場合には、GATT第2条（譲許表）に違反する疑いがある。

<最近の動き>

本件については、我が国のほかにも、米国、EU、カナダが高い関心を有しており、2006年3月及び4月には、当該3か国が中国に対してWTO紛争解決手続に則り協議要請を行い、同年5月に協議が開催された。我が国も同協議に第三国として参加するとともに、本件についてWTO外で非公式な二国間協議を2度にわたり開催したほか、日中経済パートナーシップ協議（同年7月、12月）、WTO市場アクセス委員会（同年10月）及びWTO物品理事会（同年11月）の各機会に、問題解決へ向けて中国政府と協議を行った。

これらの働きかけを受け、2006年7月、中国は“Customs General Administration Joint Bulletin No.38”を公表し、当該制度の③（輸入部品のCIF価格の合計が完成車総価額の60%以上となる場合）に係る措置の施行を2008年7月1日まで延期することを明らかにした。しかし、施行が延期されたとしても、完全な廃止がなされず一時延期との状態が続くことは、自動車製造事業者に対し、2008年までに現地調達率を引き上げるよう不当な圧力をかけるものであり、我が国は引き続き、当該措置の完全な廃止がなされるよう中国側に要請してきた。

我が国同様、上記延期措置に納得しなかった米国、EU、カナダは、本件について2006年9月にパネルの設置を要請し、同年10月に開催されたDSB会合においてパネル設置が承認された（我が国は第三国参加）。

2008年7月にパネルは米国等の主張を認め、①当該措置は内国課徴金に当たるため、外国製部品

を中国製部品よりも不利に扱っており、GATT第3条に違反する、また、②（仮に上級委員会が当該措置を関税とみなした場合にも）外国製部品に対して譲許税率以上の関税を賦課しているため、GATT第2条に違反する等、中国の制度がWTO協定に違反すると認定。同年9月、中国は上級委員会に上訴を行ったが、2009年1月に出された上級委員会報告書でもパネルが判断した①の点について違反と認定した（②の点については、当該措置を内国課徴金と認定したため、検討不要とし、判断せず）。その後、同年2月のDSB会合において中国は勧告の履行の意思を表明。2009年9月1日に中国は同勧告に沿い措置を廃止、自動車部品の関税を一律10%とすることを定めた。

(2) 関税分類問題

<措置の概要>

中国では、税関本部の下部組織として42の税関管区があり、登録輸入業者は約15万社あると言われるが、中国税関運用上の問題点として、これら多くの輸入業者が各税関管区に関税分類の申請を行うため、同一商品であってもそれぞれの管区で異なる分類がなされる問題がある。

また、同一管区においても、担当官から口頭にて輸入業者に伝えられた関税分類が後日突如変更され、高関税を課される運用上の問題も存在する。例えば、中国に輸出しているAV機器の輸入関税が、上海の地方税関管区で無税であったものが、同税関内の別組織による調査後30%の関税が課された事例がある。また、税額が文書に拠る指示でないため抗弁も不可能であった。

中国の関税分類制度には、輸入者等の申請に基づき税関当局が当該輸入商品の関税分類を決定し事前に書面にて輸入者に通知する「行政裁定制度」(Administrative Ruling)及び「予備分類制度(事前決定制度)」(Advance Decision)があるものの、両者とも制度及び運用上問題がある。

行政裁定制度は、税関に登録され貿易権を有する輸入業者が税関に関税分類の事前裁定を申請

し、60日以内に輸入業者に書面で結果が通知される制度である。また、その通知は、中国全土に公表されることで規則と同じ法的効力を持ち、すべての輸入業者に適用されるとされている。我が国及び欧米諸国にも同様の制度があるが、中国では、我が国の企業を含むすべての輸入業者にとって、行政裁定の申請を行う際に、貨物及び取引に係る詳細情報を提出する負担が大きい上に、当該情報の機密の保護が制度上担保されていない。更に、本裁定は、恒久的裁定となることから税関当局が裁定結果の発行に慎重となるため、決定通知が発行されない。その結果として、2002年1月に制度が実施されているが、現在に至るまで利用実績がない。

他方、中国の予備分類制度による決定は、特定の税関管区内において、特定の輸入業者及び特定の輸入商品に対して1年間しか有効でないため、輸出先が複数ある場合はそれぞれの管区で手続きをし、また、取扱商品や輸入業者を変更する場合或いは1年以上の長期契約を締結する場合にはそのたびに改めて手続きをする必要があり、制度上、合理性に欠ける。また、予備分類制度での申請から決定までに要する期間が明文化されていないという制度上の問題があるため、長期間にわたって放置され、何の決定も行われなかった結果、我が国企業が通関に際し必要な多額の保証状(ボンド)の負担を強いられたという事例が存在する。

<国際ルール上の問題点>

中国の税関における関税分類の判断が地方管区ごとや担当官ごとに異なること、行政裁定制度を申請する際に提出する取引に係る貨物内容を含む詳細情報についての機密保護が制度上担保されていないこと及び予備分類制度による関税分類の決定が1年間しか有効ではなく、かつ、予備分類決定に要する期間が定められていないことについては、GATT第10条第3項(a)の「各締約国は、1に掲げる種類のすべての法令、判決及び決定を一律の公平かつ合理的な方法で実施しなければな

らない」との規定に違反している可能性があり、改善が望まれる。

＜最近の動き＞

2007年3月に、税関総署は「税関輸出入貨物商品分類管理規定」を発表し、関税分類の最新根拠とした。当該規定では、予備分類制度による決定が、従来1年間に限って有効であったものが、誤りがある場合又は根拠となる規定が変更される場合を除き、永久的に有効であることとした。また、予備分類決定に要する期間が従来は定められていなかったが、当該規定では、予備分類の申請対象の商品が分類基準に明確に当てはまる場合には、税関は申請を受けてから15営業日以内に予備分類決定を出し、予備分類の申請対象の商品が分類基準に明確に当てはまらない場合は、申請受理後7営業日以内に、申請者に分類行政裁定の申請の必要性を通知することとし、改善が図られている。この規定により、商品分類方法の透明性の向

上が期待される。

輸出入貨物の荷受人、荷送人及びその代理人が輸出入貨物を申告する際に、商品を正確に分類でき、それによって商品分類に関するトラブルを減らし、商品分類の公開性と透明性を高めるため、毎年、税関総署が、いくつかの商品分類決定公告を公布している。(図表中-5)。

また、税関総署が2008年9月10日に『外商投資プロジェクトにおける免税不可の輸入商品目録』などの目録の商品税目の調整について』を公布した。これは、ここ数年税則変更によって商品税目コードが変わるなどの問題を解決することを旨とし、2008年版『輸出入税則』に基づき、『外商投資プロジェクトの免税不可の輸入商品目録』(2002年)、『減免税停止の20種類商品税目コード対照表』、『減免税停止の20種類商品(食材)税目コード対照表』(2004年)に掲載される商品税目コードを調整した。

＜図表中-5＞ 税関総署が公布した主な商品分類決定公告(2007年~2010年)

番号	公告名称	実施時間	主要内容
1	税関総署公告2007年第39号(『税関総署商品分類決定類纂(世界関税機関1988~2000年分類決定)の修正について』)	2007年7月27日	2005年に公布した『税関総署商品分類決定類纂(世界関税機関1988~2000年分類決定)』の一部分類決定を修正し、主として3808、4412、8471、8517など元分類目録のサブ目録コードに関するもの。
2	税関総署公告2007年第70号(『税関総署商品分類決定類纂(第2部分)』の公開出版について)	2007年12月5日	食品、肥料、鉱物質など71の商品について分類する。
3	税関総署公告2007年第71号(2007年商品分類決定の公布について)	2007年12月5日	サメ軟骨粉末、ブライン・シュリンプの卵(Harvest eggs)、ウコン(Curcuma domestice)、ヒマワリ油(Crude sunflower seed oil in bulk)といった4種類の商品について分類する。
4	税関総署公告2008年第36号(協調制度商品分類技術委員会第11回会議商品分類決定の公布について)	2008年5月20日	香料、真珠粉、機械部品など20の商品について分類する。
5	税関総署2008年第75号公告(税関総署商品分類決定の公布について)	2008年10月13日	精選香料、種子、香草、果物、塩と調味料を含む組合物について分類する。
6	税関総署2008年第76号公告((2008年商品分類決定(I)の公布について)	2008年10月28日	食品、ゴム、服装、化工など114の商品について分類する。

番号	公告名称	実施時間	主要内容
7	税関総署2008年第83号公告（2008年商品分類決定（Ⅱ）の公布について）	2008年11月24日	食品、医薬、鉱物質など103の商品について分類する。
8	税関総署2009年第5号公告（2009年商品分類決定（Ⅰ）の公布について）	2009年1月20日	食品、化工、鉄鋼製品など87の商品について分類する。
9	税関総署公告2009年第32号（2009年商品分類決定（Ⅱ）の公布について）	2009年6月12日	食品、金属製品、自動車など58の商品について分類する。
10	税関総署公告2009年第57号（2009年商品分類決定（Ⅲ）の公布について）	2009年8月31日	化工、鉄鋼製品、機械設備など40の商品について分類する。
11	税関総署公告2009年第83号（2009年商品分類決定（Ⅳ）の公布について）	2009年12月23日	食品、金属製品、設備など27の商品について分類する。
12	税関総署公告2010年第2号（2010年商品分類決定（Ⅰ）の公布について）	2010年1月6日	食品、化工原料及び製品、機械設備、電子設備などの72種類の新品について分類。
13	税関総署公告2010年第3号（公布された一部商品分類決定の修正について）	2010年1月7日	一部商品分類について文字表現が不適切であったり、文字が間違ったり、商品説明、言葉遣いまたは商品名称が正確ではなかったりする問題について表現を修正。
14	税関総署公告2010年第15号（2010年商品分類決定の公布について（Ⅰ））	2010年2月28日	一部商品分類を廃止。
15	税関総署公告2010年第75号（世界税関組織2009～2010年商品分類決定の公布について）	2010年12月3日	食品、化工原料及び製品、機械設備、電子設備など31種類の商品の分類について調整。
16	税関総署公告2011年第6号（入国物品税目税率の調整について）	2011年1月27日	①『入国物品輸入税率表』で税号2に分類されていたコンピューター、カムコーダーなどの情報技術製品とカメラを税号1へと調整。 ②税号2に分類されていた「ビデオカメラ」を「テレビカメラ」に変名。
17	税関総署公告2011年第13号（2011年商品分類決定（Ⅰ）の公布について）	2011年3月8日	化工製品、機械設備、電子設備、おもちゃなど15品目の新品について分類。
18	税関総署公告2011年第26号（2011年商品分類決定（Ⅱ）の公布について）	2011年4月27日	エンジン、自動車、携帯電話と附属部品、発動機船など7品目の新品について分類。
19	税関総署2011年第25号公告（2007年版『輸出入税則商品及び品目注釈』の修正について）	2011年5月1日	世界税関機関が公布した『協調制度注釈』の修正内容に基づき、2007版『輸出入税則商品及び品目注釈』について修正。
20	税関総署公告2011年第31号（公布された一部商品分類決定の廃止について）	2011年5月20日	公布された一部商品分類を廃止。
21	税関総署公告2012年第3号（2012年商品分類決定の公布について）	2012年2月1日	LEDランプ、日本刀、ポリメタクリル酸メチル樹脂（PMMA）など16種類の商品について分類する。 http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab399/info353882.htm

番号	公告名称	実施時間	主要内容
22	税関総署公告2012年第15号（「中華人民共和国輸入物品分類表」「中華人民共和国輸入物品課税価格表」の改定について）	2012年4月15日	「2007年第25号公告 入境旅行客荷物物品と個人の郵便物品輸入税則分類表」とその税価格表で規程された一定数量以内、自家用の一部輸入品（ノートパソコン、携帯電話、粉ミルク、化粧品など）の分類・課税価格・税率を調整した。 http://jp2.mofcom.gov.cn/aarticle/chinanews/201204/20120408073013.html 人民日報 http://j.people.com.cn/94476/7775628.html
23	税関総署公告2012年第24号（世界税関組織分類決定の公布について）	2012年5月18日	乳児用の脱脂粉乳、混合植物油、ビタミンなどについて調整。 http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab399/info372353.htm

出所：税関総署HP、税関法令により整理作成

アンチ・ダンピング (AD) 措置・相殺措置

【加盟に伴う約束】

中国は、WTO加盟に伴い、AD措置及び相殺措置に係る規則・手続をAD協定及び補助金・相殺措置協定に整合化させることを約束している。

他方、中国以外のWTO加盟国が、中国産品についてAD措置及び相殺措置に係る調査を行う際の価格比較及び補助金額の算定に関し、中国を「非市場経済国」として扱う特例（例：正常価額の算定に関し、第三国の国内価格及び生産コストを指標として用いることが加盟後15年間可能、補助金を受ける者の利益の算定に関し、中国による供与条件ではなく第三国における供与条件を勘案して利益額を算定することが可能）が、認められた。

（注）AD協定は、「調査及び既存の措置の見直しであって、各加盟国について世界貿易機関協定が効力を生ずる日以後に行われる申請に基づいて開始されるものについて適用する」としており（第18.3条）、中国についても加盟前の申請に基づく調査等につ

いてはAD協定の適用はないとも解されるが、AD協定第9.3条の手続並びに同協定第9.5条、第11.2条及び第11.3条に基づく見直しについては、加盟前の申請に係る措置についてもAD協定が適用されること等が、明示的に約束されている。

【実施状況・問題点】

（1）AD措置及び相殺措置に関する国内法制

中国の「アンチ・ダンピング条例」（以下、「AD条例」という）においては、用語の定義（ダンピング、国内産業への損害）、ダンピング・マージンの算定方法、損害の認定方法、AD調査手続、AD税賦課手続、価格約束、各種公告手続等について、AD協定に沿って詳細な規定が定められている。また、AD条例の他、実施細則として、各種規則が制定されている。「AD条例」には、「アンチ・ダンピング措置を回避しようとする行為を防止するために妥当な措置を講じることができ」とした、安易な濫用を可能とし得る迂回防止規定（第55条）や「いかなる国（地域）も、中国に対して差別的アンチ・ダンピング措置を発動した場合、中国は実状に基づいて当該国（地域）に

対して相応の措置を講じることができる」とした報復措置規定（第56条）が盛り込まれるなど、WTO協定との整合性に問題がある箇所も存在している。これらについて、我が国の他、複数のWTO加盟国より、2002年10月に行われたAD委員会（アンチ・ダンピング法制審査）において、AD協定との関係を中心に質問がなされたところ、中国側から次のような回答があった。

- ・第55条については、「中国はこれまで迂回防止措置を適用したことはないが、迂回防止については、WTOにおいて長い間議論がなされていると認識しており、今後、WTOにおいて、新たなルールができればそれを完全に実施する」
- ・第56条については、「中国はこれまで第56条を適用したことはなく、また、他国との間に問題が生じた場合、WTOの紛争解決手続を活用する」

中国AD法制については、2002年10月以降、AD委員会における中国TRMにおいても継続して議論が行われている。具体的には、我が国をはじめ、米国、EU等から、法令通報の適切な実施、手続の透明性向上、WTO協定整合性等について指摘を行っており、今後とも制度の明確化や法制度の更なる改善を求めていく必要がある。

「相殺措置条例」は、補助金の定義及び相殺措置に関する規定を定めており、各種実施細則も施行されている。2002年の中国TRMでこれらの実施細則についてWTOへの通報を求めていたところ、2003年に一部がWTOへ法令通報された。今後とも中国側に通報を促し、中国の相殺措置法制とWTO協定との整合性について継続的に明らかにしていく必要がある。

また、2004年4月、対外貿易管理に関する最上位法規である「対外貿易法」の改正が10年ぶりに行われ、同年7月に発効した。AD・相殺措置に関する規定として、対外貿易調査条項、貿易救済条項が新たに設けられ、対外貿易上の調査実施項目・実施手順、調査結果に基づく救済措置の内容

が明確に規定された。2002年1月から施行されているAD条例及び相殺措置条例は同法の下位法規にあたるが、既に整備されていたこれら条例に沿う形で、同法は改正された。

(2) AD措置の運用

<概要>

中国では、商務部の下に損害についての調査・認定等を担当する「産業損害調査局」と、ダンピング、補助金等の調査・認定、貿易救済措置関連規則の制定等を担当する「輸出入公平貿易局」が設置されている。

中国は、WTOに加盟する2001年12月までに、米国、韓国、カナダからの新聞用紙、我が国及び韓国からのステンレス冷延鋼板等、12の案件（品目）についてAD調査又は措置を実施していた。我が国の関連では、ステンレス冷延鋼板、アクリル酸エステル、ポリスチレン、カプロラクタムがAD調査の対象となった。

WTO加盟後は、2002年1月より施行されたAD条例（2004年6月改正）に基づき、中国は2012年10月末までに63件のAD調査を開始しているが、その調査対象製品のほとんどが素材型産業、特に化学品、鉄鋼製品で占められており、特定業種によるADの活用が浮き彫りになっている。

WTO加盟前も含めた中国によるAD調査のうち、我が国産品が対象に含まれる案件は35件であり、うち27件についてクロの最終決定が出されてAD措置が発動され、そのうち20件については現在もAD課税が継続している（第II部第5章アンチ・ダンピング措置章末参考資料参照）。また、これまでにAD税賦課後5年が経過した案件のうち、期間経過に伴う措置失効が6件（アクリル酸エステル、カプロラクタム、ジメチル・シクロシロキサン、フランフェノール、ヌクレオチド類食品添加物、PBT（ポリブチレンテレフタレート）、1回目のサンセット・レビュー中の案件が3件（電解コンデンサ紙、ビスフェノールA

(BPA)、メチルエチルケトン)、1回目のサンセット・レビューにより5年間の措置継続が決定した案件が14件(塗工印刷用紙、無水フタル酸、スチレンブタジエンゴム、ポリ塩化ビニル、トリレンジイソシアネート、フェノール、エタノールアミン、光ファイバー、クロロプレングム、水加ヒドラジン、トリクロロエチレン、エピクロロヒドリン、スパンデックス、カテコール)あり、1回目のサンセット・レビューにより措置継続決定後、さらに5年が経過した案件は1件のみ(ステンレス冷延鋼板)で措置失効となった(2回目のサンセット・レビューが実施された案件は未だなし)。

<国際ルール上の問題点>

我が国は、これまで中国調査当局に対し、AD協定に整合的でないと考えられる点について、政府意見書の提出や中国政府関係者との協議、AD委員会等の様々な機会を活用し、我が国の意見を伝えるとともに、改善の申し入れを行ってきた。

これまで我が国が指摘した問題点のうち、例えばAD調査開始の際に被調査企業に調査開始通知が行われるようになったことや、個別ケースにおいて調査上の問題点を改善するなど、一定の成果も見られている。しかしながら、中国のAD調査には、AD協定及び各国の調査当局における一般的なプラクティスに照らすと問題点も多く、以下のような点について引き続き改善を求めていく必要がある。

①損害(因果関係)の決定に関し、ダンピング輸入以外の要因の国内産業への影響を適切に評価し、これらの要因による影響と、ダンピング輸入による影響とを「分離・峻別」した上で、その分析方法についての十分な説明を行うべき。

(注) 熱延鋼板ADに関するWTO上級委員会報告(DS184)は、(a) 調査機関は、ダンピング輸入による損害への影響と、他の要因による損害への影響を分離・区別しなければならない、(b) 他の要因による損害への影響をダンピング輸入に帰して

はならないと判断。

②利害関係者が十分に自らの利益を守ることができるよう、重要事実の開示や最終決定において、ダンピング・マージン計算の根拠や方法を十分に説明し、また、算定に利用したファクツ・アヴェイラブル(FA)の出典を明らかにすべきである。

<最近の動き>

2011年10月に行われたAD委員会における中国TRMにおいて、我が国から上記の点について指摘を行った(これまでに2009年の中国TRM等でも同様の点について指摘)。しかし、中国側からは、中国の調査はAD協定に従って適切に実施されている旨の回答がなされたのみであった。

我が国としては、今後とも、中国調査当局がWTO協定整合的に制度を運用するよう注視をしていくとともに、問題がある運用があれば改善を促していく必要がある。また、我が国の指摘事項に対し改善が見られない場合には、WTO協定の下で取り得る手段の行使も視野に入れつつ、中国側に強く働きかけていくことが重要である。

[個別措置]

(1) 日本製クロロプレングムに対するAD措置・事情変更レビュー

<措置の概要>

中国は2005年5月10日以来、日本産クロロプレングムに対してAD税を賦課していたが、ダンピング・マージンの見直しを求める国内産業の要請に基づき、2009年8月28日付けで、日本産クロロプレングムに対する期中見直し(事情変更レビュー)を開始した。

中国商務部は2010年8月25日付けで最終決定を行ったが、ダンピング・マージンの計算とAD調査の手続きに関して、以下のような問題があった。

①調査対象企業が提出した実際の輸出価格を採用せず、ファクツ・アヴェイラブル(FA)に基づ

きダンピング・マージンを計算した（当該調査対象企業ではなく、その他の調査対象企業の輸出価格を採用）。

- ②調査対象企業から提出された証拠又は情報を採用しなかったことに対して、調査対象企業に不採用の理由を直ちに通知し、合理的な期間内に更に説明する機会を与えなかった。

<国際ルール上の問題点>

中国は通常、書面により重要事実の開示通知を行っているが、本件については最終的なダンピング・マージンの計算結果を書面にて通知しておらず、AD協定第6.9条に基づく重要事実の開示通知が適切に行われたか疑問がある。

また、調査対象企業が妥当な期間内に実際の輸出価格を提出したにもかかわらず、当該情報を無視してFAを用いてダンピング・マージンを計算しており、AD協定第6.8条に整合的でない可能性がある。

さらに、中国商務部は調査対象企業から提出された証拠又は情報を採用しなかったことについて、調査対象企業に不採用の理由を直ちに通知しておらず、また、合理的な期間内に更に説明する機会を与えていない。これらの手続きは、AD協定付属書IIの1、5、6に整合的でないと考えられる。

<最近の動き>

2010年秋のWTO・AD委員会において、上記に関する質問を中国代表に対して行っており、書面による回答を求めていたところ、2011年10月に中国側から次のような回答がなされた。

- ・調査対象企業が提出したデータを採用しなかったのは、質問状回答のデータと現地調査の結果が大きく異なっていたからである。その際、調査対象企業から理由説明があったものの、十分な説明ではなく証拠提出もなかった。また、不採用の理由については重要事実の開示通知や最終決定においても説明しており、最終決定前に

調査対象企業に対してはコメントを行う期間として10日間を与えている。

これら回答があったものの、依然としてAD協定に整合的であるという十分な説明にはなっておらず、今後、他の調査案件において同様な手続が行われないよう注視していく必要がある。

(2) 日本製ステンレス継目無鋼管に対するAD措置

<措置の概要>

2011年9月、中国政府は中国国内企業からの申請を受けて、日本、EUからの高性能ステンレス継目無鋼管の輸入に対するAD調査を開始した。2012年11月、中国政府は、当該製品の輸入について、ダンピングの事実、国内産業の損害及びこれらの因果関係があるとしてAD税を賦課する最終決定を行った。

<国際ルール上の問題点>

本件において、最終決定の公告における事実の記載が不十分であるなど調査手続に瑕疵があると考えられるほか、ダンピングによる国内産業への損害の認定等においても瑕疵があると考えられ、中国の本件AD措置はAD協定に違反する可能性がある。

<最近の動き>

2011年秋、2012年春及び秋のWTO・AD委員会において、我が国は、日本から輸出される当該製品のほとんど全ては、中国の石炭火力発電所の超々臨界圧ボイラ等に使用される高付加価値製品であり、中国製品とは競合しないため、中国国内産業に損害を与えることはあり得ないと指摘するとともに、当該日本製品の中国国内ユーザー側の意見も踏まえて適切な決定がなされることを強く要望する旨伝えた。その後も中国政府に対し、調査対象からの日本製品の除外を求めて働きかけを行う等、対話による解決を図ってきたが、上記のとおり中国はAD措置を行い、解決に至らなかつ

たため、2012年12月、我が国は、本件AD措置について、中国に対しWTO協定に基づく協議要請を行った。

(3) 日本製レゾルシンに対するAD措置 ＜措置の概要＞

2012年3月、中国政府は中国国内企業からの申請を受けて、日本及び米国からのレゾルシン（主にゴム系接着剤及び紫外線吸収剤の原料に用いられる有機化合物）の輸入に対するAD調査を開始した。2013年3月、中国政府は、当該製品の輸入について、ダンピングの事実、国内産業の損害及びこれらの因果関係があるとしてAD税を賦課する最終決定を行った。

＜国際ルール上の問題点＞

調査対象期間中、レゾルシンの輸入量や中国国内における市場シェア、国内販売価格にほとんど変化がなく、中国国内産業の損害の原因は中国国内企業である申請者の新規参入にあると考えられるため、AD協定第3条に違反するおそれがある。

また、中国政府の最終決定や重要事実開示において、ダンピング・マージン計算の根拠・方法や損害認定の根拠に関する情報開示・説明が不十分であるため、AD協定第6条及び第12条に違反するおそれがある。

＜最近の動き＞

2012年10月、WTO・AD委員会において、我が国は、レゾルシンの輸入が中国国内産業に損害を与えていないことを指摘し、AD協定第5.8条に基づき本件調査を終了するよう求めた。これに対し、中国側からは、申請書を精査し、WTO協定及び中国国内法令に則って調査開始を決定したとの回答があるのみであった。

また、2013年2月、日本政府も中国商務部産業損害調査局主催の本件調査公聴会に参加し、本件調査のAD協定上の問題点を指摘した上、協定に

基づき適切かつ慎重に調査を行うよう要請したが、2013年3月にダンピングの事実、国内産業の損害及びこれらの因果関係があるとする最終決定を行った。

我が国としては、本件の最終決定がAD協定に則って公正かつ公平に判断されているか検証し、問題点は引き続き中国側に改善を求めていく。

補助金

〔加盟に伴う約束〕

中国は、加盟にあたって、補助金協定第3条1項(a)及び(b)が定める輸出補助金及び国内産品優先使用補助金を撤廃するとともに、同協定第27条中第10、11、12及び15項の各規定の適用を受ける権利を留保する一方、同条第8、9及び13項の各規定の適用は求めない旨を約束した。

また、農産品に係る輸出補助金を維持及び導入しないことを約束するとともに、農業協定上、開発途上国に削減約束の対象外とすることが認められている一部助成（第6条第2項）についても削減の対象とすること、及び、本来は削減対象となる助成であるが少額であることをもって削減対象から控除しうるものの上限值であるデミニマス値を農業総生産額の8.5%までとすること（同協定上、先進国は5%、開発途上国は10%までとされている）を約束した。

〔実施状況・問題点〕

中国では、多くの国有企業が存在すること等から、政府の資金的支援により貿易阻害効果をもたらされる可能性が高い点については、WTO加盟作業部会においても加盟国側から強い懸念が示されていた。

補助金協定においては、特定性を有する補助金を毎年通報することが義務付けられているが、2001年のWTO加盟以降、中国が初めて通報を行ったのは2006年4月であり、その後も通報は行

われなかった。これに対し、各加盟国は強い懸念を表明し、特に米国は、注意を喚起しても中国が通報しなかったとして、2011年10月、補助金協定第25.10条に基づいて、米国自らが調査を行った情報をもとに中国の補助金をWTOに通報した。この直後に中国はWTO加盟後2度目となる通報を行ったが、米国は中国の通報内容は不十分であると懸念を表明し、中国との間で二国間の非公式協議の開催を求めている。

【個別措置】

輸出補助金・国内産品優先使用補助金

<措置の概要、国際ルール上の問題点>

2006年4月に中国が通報を行った補助金の中には、WTO補助金協定で禁止されており、中国が加盟時に撤廃を約束した輸出補助金や国内産品優先使用補助金に該当する可能性の高い補助金が含まれていた。

<最近の動き>

2006年10月の補助金委員会において、我が国は、米国、EU等とともに中国に対し、主に通報された補助金について補助金協定整合性等の観点から質問を行った。しかし中国は、自国の補助金制度はWTO協定に整合的であるとの主張を繰り返すのみで、2007年9月に提出された書面回答も、自国の補助金制度について一般的な概略説明にとどまり、具体的なデータの提供等はなされなかった。

こうした中、2007年2月に、米国及びメキシコが、WTOに通報された中国の補助金制度（多くは外資優遇策の一環としての税制優遇措置）の中に、補助金協定で禁止されている輸出補助金や国内産品優先使用補助金が含まれているとして、それぞれWTO紛争解決手続に基づく二国間協議を要請し、我が国、EU、豪州、カナダが第三国参加を要請した。

協議要請後、中国政府は、企業所得税法を改正（2008年1月1日施行）し、外資優遇税制の見直

しに本格的に着手した。また、輸出を条件とした低利融資制度についても廃止された。一方、企業所得税法の改正に伴う実施細則の変更内容が不明であり、経過規定が引き続き存続する措置があるといった懸念もあり、米国及びメキシコの要請に基づき、2007年8月にパネルが設置された。

同年11月、中国は、米国及びメキシコとの間で、2008年1月1日までにWTO紛争解決手続において提起されている補助金を撤廃するとの覚書を締結した。かかる覚書の締結によりパネルの審理は実質的に終了した。

2010年12月には、中国政府が供与する風力発電設備に対する補助金が、補助金協定で禁止される国内産品優先使用補助金に該当するとして、米国がWTO協定に基づく協議要請を行った。米中間において協議の結果、2011年6月、米国は中国が当該補助金を廃止したと発表し、当該紛争は実質的に終了した。

我が国としては、他の加盟国と連携しつつ、中国側が加盟時の約束を遵守し、中国の制度が補助金協定に整合的に運用されるよう、引き続き、WTOや二国間協議の場を通じて中国側に求めていく必要がある。

セーフガード

【加盟に伴う約束】

中国は従来セーフガードに関する法制を有していなかったことから、WTO加盟にあたり、WTO協定整合的な制度を新たに整備することを約束した（作業部会報告書パラ154）。また、中国による輸出自主規制等その他非関税措置については、加盟と同時または加盟後一定期間内に廃止または協定整合的にすることが約束されている（加盟議定書7条）。

① 産品別経過的セーフガード

<措置の概要>

中国からの輸入品については、中国のWTO加盟から12年間の特例として、加盟議定書16条及び作業部会報告書の関連規定（パラ245～250）に基づき、「産品別経過的セーフガード(Transitional Product-Specific Safeguard Mechanism)」の発動が認められている。

セーフガード協定は輸入源に関わらず措置を発動すべき旨規定しているのに対して（同協定2条2項）、この対中経過的セーフガードは中国産品のみを対象とした措置発動が認められている。セーフガード協定に比べると発動要件等も緩和されており、中国産品が同種または直接に競合する産品の国内生産者に「市場かく乱（market disruption）」を生じさせまたはそのおそれがあるような増加した数量・条件で輸入される場合であれば足り（加盟議定書16条1項、セーフガード協定は「重大な損害（serious injury）」を要件とする（2条1項等）、また被発動国である中国は、輸入の相対的増加を理由として措置が発動される場合も2年間は対抗措置を発動することができない（加盟議定書16条6項、セーフガード協定は相対的増加の場合は対抗措置発動を制限していない（8条3項））。

<措置の発動事例>

米国国際貿易委員会（USITC）は、(1) 2002年8月から電気機械装置（ペDESTAL・アクチュエーター）、(2) 2002年11月から鉄鋼製品（ワイヤー・ハンガー）(3) 2003年9月から水道管接合部品（継手）、(3) 2003年6月からブレーキドラム・ローター、(4) 2005年8月から溶接スタンダードパイプについて、それぞれ中国産品の輸入による国内産業の損害に関し調査を開始したが、いずれのケースも措置発動には至っていない。

2009年4月、USITCは、乗用車・軽トラックのタイヤについて調査を開始し、同年7月、中国産品の輸入急増による市場かく乱を認定した。こ

れを受け、米国大統領は、同年9月11日、当該輸入タイヤに対して3年間にわたり最大35%の関税を賦課することを決定した。これについて中国は、本件措置WTO協定整合性を争い、2010年1月にWTOパネルが設置されたが、パネル報告書（同年12月発出）及び上級委員会報告書（2011年9月発出）のいずれにおいても中国の主張は退けられた。（本件紛争の概要については第II部第7章「セーフガード」参照）。

なお、インドも、加盟議定書に基づき、2012年10月5日から中国産のカーボン・ブラックに対して2年間にわたる最大30%の関税を賦課している。これに加えて、2012年5月からは中国産の絶縁体に対して、2012年6月からは中国産のステンレス鋼板に対して、それぞれ調査を開始している。

② 対中国繊維特別措置

2008年末までの特例として、中国産の繊維・繊維製品に対する特別のセーフガード措置（対中国繊維特別措置）も認められていた（作業部会報告書パラ241及び242）。具体的には、(1) WTO加盟国は、中国産の繊維・繊維製品の輸入が、市場かく乱により、これら製品の貿易の秩序ある発展を阻害するおそれがあると認めた場合、中国に対し協議を要請でき、(2) 中国は、協議の要請があった場合、当該要請国に対する輸出量を、要請のあった月以前14か月の最初の12か月の輸出量の7.5%増（毛製品6%増）以内に抑制することとし、(3) さらに、協議要請後90日以内に合意に達しない場合、原則1年以内の期間、協議要請国は上記数量以下に輸入を抑制することが認められていた。

本措置については、2003年11月、米国商務省が中国から輸入されるニット生地、ガウン・ローブ、ブラジャーの3繊維製品について、同年12月に中国へ協議を要請し、当該3品目について12か月間の輸入数量制限措置を発動した。その後、米国は2004年10月、絹、羊毛、靴下の3品目につい

て12か月間の輸入数量制限措置を発動している。

また、2004年末のWTO繊維協定に基づく輸入枠制度の撤廃後、各国で中国産繊維製品の輸入が急増した。米国は、2005年5月に綿製ニットシャツ・ブラウス、綿製のズボン等7品目について、9月にブラジャー等2品目について対中繊維セーフガード措置を発動した。これと並行して米国は同年6月から中国と繊維協定を開始し、2005年11月、米国と中国は2008年末までの3年間、数量制限を設定する合意覚書に調印した。これにより綿ニットシャツ等34品目が輸入数量管理措置の対象となり、米国はこれ以外の繊維製品についてはセーフガード措置の発動を自制することとしている。

EUと中国も、2005年6月11日から2007年末までの輸出制限を合意した。中国は綿織物等の繊維製品10品目の輸出を自主規制し、EUはTシャツ、亜麻糸に関するセーフガード発動をとりやめた。その後、EUと中国は、2008年中は上記10品目のうち8品目について二国間のコントロールシステム（ダブルチェックシステム）を導入することに合意し、当該繊維製品の輸入傾向をモニターしたが、2009年からは中国産の繊維製品に対する輸入ライセンスや監視文書は不要となっている（繊維協定失効後の動向については、第II部第7章「②繊維及び繊維製品（衣類を含む）に関する協定」コラムを参照）。

【実施状況・問題点】

①セーフガード措置条例

中国は、セーフガード措置の基本要素を規定した国内法制度として、2001年10月に開催された全国人民代表会議常務委員会において、対外貿易法の下に作成された「(中国)セーフガード措置条例」を採択、2002年1月に施行した。その後、4つのセーフガード調査・手続に係る規則（同条例の細則との位置づけ）が作成され、また2004年7月には同条例の設立根拠となる対外貿易法も改正される等、中国におけるセーフガード関係法制の整備

は着実に図られてきた。

②問題点

しかしながら、これらの法制度において、セーフガード協定との整合性に疑義があると考えられる部分があり、また運用面においても、2002年4月に発動された鉄鋼製品に対するセーフガード措置（暫定及び確定措置）は、WTO協定と整合性していない点があった。そのため、我が国は、2006年4月及び10月に開催されたセーフガード委員会（各国法制質問）において、中国独自の規定（中国セーフガード規則第31条の対抗措置に係る規定）とWTO協定との整合性や中国国内の法制度（事情の予見されなかった発展、セーフガード発動時の公共性の確保、代償措置に関する規定の明確化、モラトリアム規定の欠如等）に関する質問を行った。これに対して、中国政府からは、中国の制度はWTO協定整合的であり、（明文規定がなくとも）セーフガード調査を行う場合は、WTO協定及び国内法に則った適正な運用を行うとの回答を受けた。引き続きWTO協定との整合性が疑われる点に関しては中国側に説明を求めるとともに、今後セーフガードが発動された場合には、WTO協定整合性の観点から不適切な運用がなされないように引き続き注視していくことが必要と考えられる。

③最近の実施状況

2012年、中国政府は国内市場を保護するための『セーフガード措置条例』は発動しなかった。関連の調査申請や立件もなかった。一方で、税関総署が『中華人民共和国政府とニュージーランド政府自由貿易協定』に基づき、ニュージーランドからの一部商品に対して特別セーフガード（Special Safeguard Measures）を4回発動した（図表中-6）。

＜図表中－6＞ 2012年中国がニュージーランド商品を対象に発動した特別セーフガード

発動期間	商品	商品コード	理由	措置
2012-02-28 ～2012-12-31	脂肪含量が1%以上の未濃縮の乳及びクリーム	04012000 04014000 04015000	輸入申告量が特別セーフガードの発動基準を超えた	輸入関税は最恵国税率を適用
2012-03-01 ～2010-12-31	固体と濃縮非固体乳及びバター	04021000 04022100 04022900 04029100	輸入申告量が特別セーフガードの発動基準を超えた	輸入関税は最恵国税率を適用
2012-03-15 ～2010-12-31	バター及び乳から抽出する脂と油	04051000 04059000	輸入申告量が特別セーフガードの発動基準を超えた	輸入関税は最恵国税率を適用
2012-04-24 ～2010-12-31	乳酪及び凝乳製品	04061000 04063000 04069000	輸入申告量が特別セーフガードの発動基準を超えた	輸入関税は最恵国税率を適用

資料の出所：税関総署の公告をもとに作成。

貿易関連投資措置

【加盟に伴う約束】

中国は、加盟にあたって、外国投資の認可にあたって付与される貿易関連の条件につき、GATT第3条違反となるローカルコンテンツ要求（国産品を一定比率以上使用することを義務づける）や、GATT第3条及び第11条違反となる輸出入均衡要求（原材料や資本財の輸入は輸出実績に見合った金額や数量までしか認めない）等のTRIMs協定で禁止されている措置に加えて、輸出要求や技術移転要求等の一切のパフォーマンス要求を条件としないことを約束している。

更に特定分野についての約束として、①自動車製造許可に関し、カテゴリー別許可制度は維持するものの、加盟後2年以内に、自動車の種類、型式又はモデルの制限は撤廃するとし、また、地方レベルで承認できる上限金額を、現行の3,000万ドルから加盟1年後に6,000万ドル、加盟2年後に9,000万ドル、加盟4年後に1.5億ドルへ引き上げることを約束した。更に、②自動車エンジン製造については、従来の外資出資規制（50%未満）の撤廃を約束した。

【実施状況・問題点】

上記約束に沿って、中国は2000年10月から2001年7月にかけて、外資100%企業に適用される「外資企業法」、合作企業に適用される「中外合作経営企業法」、合弁企業に適用される「中外合資経営企業法」及びこれらの実施細則を改正し、輸出要求、ローカルコンテンツ要求、輸出入均衡外貨バランス要求に係る条文が削除・改正された。

なお、上記の外資3法に加え、外資企業に対しては、2006年1月より改正・施行された新「会社法」が適用されている。

上記のように、国内法はWTO協定に概ね整合的になるよう改正されたが、依然として協定に不整合な実態や投資に対して制限的な措置も見られ、これらは早急に是正されるべきである。まず、自動車製造分野では、2004年5月に公布・施行された「自動車産業発展政策」において、従来存在していたローカルコンテンツ要求に関する規定は置かれなかったが、完成車の特徴を有する自動車部品には完成車の税率で課税するとされた。これを受けて、2005年4月に公布された「完成車の特徴を有する自動車部品の輸入管理弁法」では、輸入部品の価格総額が同車種完成車価格総額の60%に達した場合、完成車の税率で関税と輸入増徴税を徴収するとしている。これらの措置は実質的なローカルコンテンツ要求にあたる可能性が

ある（本件については、本章「関税」「(2) 完成車特徴認定制度の問題」を参照）。2008年12月15日、WTO上級委員会により、中国がCKD（コンプリートノックダウン：材料を加工せずにそのまま輸出入し、現地で全て組み立てる方式のこと）とSKD（セミノックダウン：材料と一部加工した半製品を交えて輸出入し、現地で組み立てる方式のこと）以外の一部部品（例えば輸入部品の価格総額が完成車価額の60%を超えた場合、及び輸入車体セットと輸入エンジンセットを用いて完成車を組み立てる場合）に対して完成車関税基準で課税することがWTO協定違反と認定されたため、『完成車の特徴を有する自動車部品の輸入管理方法』及び完成車特徴認定基準の『輸入自動車部品の完成車特徴の査定規則』（税関総署2005年4月より実施）を改正しなければならなくなった。その後、2009年9月1日に「完成車の特徴を有する自動車部品の輸入管理方法」の廃止に関する決定を発し、原則全ての自動車部品の関税税率を10%に統一した。

また、中国国家発展改革委員会は、2007年3月6日付で「新エネルギー自動車の生産参入管理規則」案を発表した。同規則案では、ハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車等の新エネルギー自動車を製造する企業に国家発展改革委員会の許可取得を義務づけるとともに、当該許可の要件として、研究開発機関の設置、完成車設計等の全過程を記した作業指導書の作成、中核的技術の把握等を挙げている。2009年7月1日には、国内自動車産業の育成と省エネ対策を推し進めるため、同規則を代替するカタチで、工業信息化部により「新エネルギー自動車生産企業及び産品参入管理規則」と「新エネルギー自動車生産企業参入条件および審査要求」が実施された。同規則では、各メーカーは参入に際し、研究開発機関の設置、製造する新エネルギー自動車の技術情報を開示すること等が求められており、引き続き運用について注視していく必要がある。

風力発電業では、2008年8月に、財政部が風力発電設備の現地調達を促進するために、『風力発電設備産業化特定資金管理暫定方法』を公布・実施し、補助金の形で自国の風力発電設備製造企業をサポートしている。また、2008年11月に、国家エネルギー局は自国の風力及び原子力発電企業に新たに8億円の補助金を追加すると表明した。米国は、こうした中国による風力発電設備に関する補助金について、2010年12月にWTO上の二国間協議要請を実施。2011年6月、USTRは、ホームページ上で、米国が二国間協議要請の対象とした中国の補助金については撤廃がなされたとの発表を行った。

石化工業に関してもローカルコンテンツ要求に関する法令が存在する。2007年12月末に発展改革委員会が公布した『大型石化設備自主化実施の加速推進に関する案』では、2010年末までに、大型石化プラントの現地調達率を75%にすると規定されている。その結果、第十一次五ヵ年計画中に1千万トン級の石油精製設備の国産化率は90%を超えた。

なお、鉄道や衛星応用産業についても、一定の現地調達が要求されている。

WTO加盟後、中国は外資に鉄道市場を開放しつつあるが、規模の大きい鉄道投資には依然として規制がある。2007年9月に鉄道部は、高速鉄道の現地調達率を70%以上とする発表を行った。鉄道部は2009年に外資の鉄道投資を奨励すると表明、また、2012年5月には「民間資本の鉄道投資の奨励・導入に関する実施意見」を公開し、路線建設、輸送業務、技術開発など多分野にわたって民間資本に公的資本と平等の待遇を約束した。民間企業には外資も含まれると見られる。しかしながら、こうした現地調達要求は外資にとって依然障害となっている。

2009年8月に、国土資源部が国土資源衛星応用発展計画を公表し、2009年から2020年までの12年で衛星データの国産化率を80%とし、国土資源システムにおいて全面的に国産衛星を普及させると

の計画である。ただし、どのような方式で国産化率の目標を実現させるかについては明らかにしていない。

2009年9月に、国家発改委、科学技術部、工業信息化部、財政部、建設部と国家質検総局が共同で『半導体照明省エネ産業発展意見』を公布し、2015年までに大型MOCVD装置、コア原材料及び70%以上のチップにおいて国産化を実現すること

を目標に挙げた。同文書では、各部門に対して、国産MOCVD装置の調達を奨励する措置を講じるとともに、国産装置使用のリスク補償メカニズムを整備し、条件を満たせば財政補助金の形で支援するよう要請した。しかし、2009年以降、MOCVD装置販売は大幅に急増し、過剰生産が懸念されるようになったため、2012年には多くの地域で補助金制度が終了している。

<図表中-7> WTO加盟後に改正された主な貿易関連投資措置に関する事項

	改正された法規	改正事項
投資分野	国土資源部文件 (2000年12月)	★非石油ガスの鉱物資源の開発を外商投資へ開放。独資、合資、合弁のいずれの形式も可能。
企業設立、パフォーマンスの要求等	外商投資商業分野管理規則 (2004年6月) 『外資企業法』、『中外合資経営企業法』(2000年10月改正)、『中外合作経営企業法』、(2001年3月改正)	★外商投資商業企業の設立は独資、合資、合弁のいずれの形式も可能。外商投資商業企業以外のその他の外商投資企業の経営範囲変更(商業業務の追加)も可能。 ★「生産経営計画を主管部門に報告する」規制を廃止。 ★「外貨収支均衡を図らなければならない」規制を削除。企業が原材料・部品・賃金・配当を支払う際に必要な外貨は、銀行から購入又は外貨口座から引き降ろすことができる。 ★「原材料・燃料などの物資は可能な限り中国での購入を優先する」規制を削除。国内企業と同様な調達の自主権を持つ。 ★「製品を一定比率以上輸出しなければならない」規制を削除。国内企業と同様な製品販売の自主権を持つ。ただし、合資企業に限り、輸出を奨励。 ★企業がかける保険は「中国の保険会社から購入する」規制を「中国国内にある保険会社から購入する」に緩和。
	『会社法』 (2006年1月)	★企業の設立に関する出资方式と出資期限の規制を緩和。 ★一人有限責任会社の設立が可能に。 ★企業の国内における社外投資の制限を緩和。
	『会社登記管理条例』 (2006年1月)	★株主が信用、のれんなどで出資することはできない。
	『外商投資鉱産探査企業管理方法』 (2008年8月)	★経験、資金及び技術を持っている外資が鉱産探査活動に従事することを奨励。 ★鉱産探査に従事する外資は別途採掘企業を設立することが認められた。
	『外商投資電気通信企業管理規定 (2008年改正)』 (2008年9月)	★省・自治区・直轄市を跨って基礎電気通信業務を経営する場合、企業の登録資本金の下限を20億元から10億元へと引き下げた。 ★省内で基礎電気通信業務を経営する場合、企業の登録資本金の下限を2億元から1億元へと引き下げた。
	『商務部の外商投資商業企業審査許可事項の委譲に関する通知』 (2008年9月)	★外資が商業企業を設立する場合、及び外資商業企業の設立に係る変更を行う場合には、省レベルの商務主管部門の審査許可事項となる。ただし、無店舗の販売、書籍雑誌新聞の販売及びAV製品の卸売に従事する企業は依然として中国商務部の審査許可事項となっている。
	『外商投資広告企業管理規定』 (2008年10月)	★会社登記は外商投資企業登記許可権を持っている地方政府の工商行政管理局でも行えるようになった。このため、必ずしも国家工商行政管理局にて会社登記をする必要がなくなった。 ★外資の70%の株式保有上限を削除した。
	『外商投資企業の国産設備購入の増値税還付政策の停止に関する通知』 (2009年1月)	★外商投資企業が国産設備を購入する場合、増値税還付制度が廃止された。

改正された法規	改正事項
『外商投資パートナー企業登録管理規定』 (2010年3月)	★「外商投資産業指導目録」禁止類の業種、「合弁に限る」、「合作に限る」、「合弁・合作に限る」、「中国側マジョリティ」、「中国側相対的マジョリティ」などが明記される業種、または外資比率要求のある業種につき、外資パートナー企業の設立を禁止。
『「中外合弁・合作のラジオ・テレビ番組制作経営企業管理暫定規定」の廃止に関する決定』 (2009年2月)	★『中外合弁・合作のラジオ・テレビ番組制作経営企業管理暫定規定』では、外資が独資のラジオ・テレビ番組制作経営企業を設立することを禁止していた。しかし、同法令が廃止されても、『外商投資産業指導目録(2007)』には依然として同様な規定がある。また、同法令に代わる法令が公布されていないため、この業種への投資に関する指針が不透明である。
『外商の担保業投資許可指引』(2009年2月)	★担保会社の設立を申請する外国投資者が申請前の年で純資産総額が5,000万ドルを下回ってはならない。 ★設立予定の担保会社の登録資本金は1,000万ドルを下回ってはならない。
『商務部による外商投資許可を一層改善することに関する通知』 (2009年3月)	★外資企業が国内支社を開設するのに許可が不要となり、登録地の商務主管部門に届けばよい。 ★外資企業が設立国外出先機関を設置する場合は、省レベルの商務主管部門*または省政府授権の地市レベル商務主管部門の許可、さらに駐外国大使館(領事館)経商処(室)の同意文書が必要。 ★奨励類かつ国家総合均衡の要らない外資企業**の設立と変更の許可は商務部から省レベル商務主管部門に委譲。 ★外資の自動車、農用車、オートバイ企業設立・増資の審査権は一部商務部から地方商務主管部門に委譲。
『外商創業投資企業、創業投資管理企業の許可事項に関する通知』 (2009年3月)	★資本総額1億ドル以下の外商創業投資企業、外商創業投資管理企業の設立と変更の許可は商務部から省レベルの商務主管部門と国家級経済技術開発区に委譲。
『商務部による外商投資の投資性会社許可権限委譲に関する通知』 (2009年3月)	★登録資本金1億ドル以下の外商投資性会社の設立と変更の許可権は商務部から省レベル商務主管部門に委譲。
『外国機関の中国国内での金融情報サービス提供管理規定』 (2009年4月)	★外資系金融情報サービス企業がニュース収集業務、通信社業務に従事してはならない。
『旅行社条例』 (2009年5月)	★外資旅行社が中国居住者の出国観光業務及び香港・マカオ・台湾地域観光の業務を経営してはならない。ただし、国务院が決定したもののまたは中国が調印した自由貿易協定で規定されたものを除く。
『商務部による省レベル商務主管部門と国家級経済技術開発区の一部サービス業外商投資企業の審査管理関連事項に関する通知』 (2009年5月)	★総投資額1億ドル以下の奨励類、投資可能類の外資企業、及び総投資額5,000万ドル以下の制限類の外資企業は、以下の業種に当たる場合、その設立と変更許可は商務部から省レベル商務主管部門と国家級経済技術開発区に委譲。 ・中外合弁、合作医療機関 ・オークション企業 ・図書、新聞、雑誌流通企業 ・中外合作音響製品卸売企業 ・非石油ガス鉱産探査企業 ・各類非石油ガス鉱物採掘企業 ★合併買収の取引額1億ドル以下の奨励類、投資可能類、及び総投資5,000万ドル以下の制限類の合併買収許可の権限を商務部から省レベル商務主管部門と国家級経済技術開発区に委譲。
『外国投資者の国内企業合併買収に関する規定』 (2009年6月)	★外国投資者が中国地場企業を合併買収する際に、『国务院による経営者集中申告基準の規定』(2008年8月)で規定された申告基準に達した場合、先に商務部に申告すべきである。

	改正された法規	改正事項
	『完成車の特徴を有する自動車部品の輸入管理方法』の廃止に関する決定』(2009年9月)	★価格または量が完成車の60%以上を占める部品に対して完成車の税率で輸入関税を課さなくなった。
	『保険会社管理規定』(2009年10月)	★共同保険、大型商業保険または統合保険業務への参与、及びインターネット、電話などの方式で保険を請け負う業務を除き、外国保険会社の支社が省を跨いで業務を扱ってはならない。 ★外国再保険会社の支社は全国で再保険業務を直接扱ってよい。
	『郵政法』(2009年10月)	★外資が手紙の国内クーリエ業務を投資経営してはならない。
	『外国投資者による国内企業の合併・買収に関わる安全審査制度の整備に関する通知』(2011年2月)	★外国投資者による国内企業の合併・買収に関わる安全審査制度を整備する。外国投資者の国内企業の合併・買収について、国家発改委・商務部がイニシアティブを取り、合併・買収の関連業種と分野によって、関連官庁と連携して合併・買収の安全審査を行う。
	『商務部の外国投資者による国内企業の合併・買収安全審査制度の実施に関する規定』(2011年8月)	★商務部が外国投資者による国内企業の合併・買収安全審査制度を実施する際の具体的な手続きについて規定する。
	『外商投資性企業の関連管理措置をより一層改善することに関する通知』(2011年12月)	★外商投資性会社の国内ローンが国内再投資に使ってはならない。 ★地元の外貨管理局の審査・許可を得た上で、外商投資性会社の中国での合法的所得が国内投資に直接利用することが可能になる。(従来は所得を登録資本金にしてからはじめて国内投資に使える)
地域性	『中西部地域外商投資優勢産業目録』(2000年6月公布、2004年7月改正)	★外商投資分野の制限と企業の設立基準を緩和し、外資の出資比率の上限を緩和する。 ★中西部地域に設立された外資企業が奨励業種であれば、企業所得税の優遇措置を適用し、更に3年間の企業所得税を減免され、15%とする。 ★再投資されるプロジェクトのうち、外資が25%以上を占める場合、外資企業なみの優遇措置を享受できる。 ★再投資として国有企業を買収、合併、請負を奨励。
	『東北地域振興計画』(2007年8月)	★外資による国有企業の再編・改革への参画を奨励。 (外資系企業が金融資産管理会社から不良債権と株式を買収し、更にその資産を再編・処理することが可能になる。外国投資者が国有企業を買収・合併してから設立した外資系企業は、労使関係、人員削減と社会保障などにおいて、内国民待遇を享受することができ、中国の現行の法規と制度が適用される) ★外資の投資をハイテク産業、装備製造業、近代的農業、サービス業、インフラと生態環境保護などの分野に誘導する。 (東北地域の装備製造業、化学工業、ハイテク産業などの重点業種に対して、及び企業の重要なコア技術と設備の導入に対して政策的な貸出サポートを提供) ★外資系金融機関の東北地域における機関の設立と業務の展開を奨励。 (外資系銀行の東北地域における機関の設立と業務の展開に対し優先的に許可を与える) ★外国投資者の地域R&D・設計センターの投資や、特徴と優位性のある産業技術R&D・設計センターの共同設立を奨励する。 ★外国投資者のエネルギー大量消費型、物質大量消費型、高汚染型の産業への投資を制限又は禁止。

(注) *省レベル商務主管部門とは、省・自治区・直轄市・副省レベル都市・計画特別市と新疆生産建設兵団商務主管部門を指す。

**国家総合均衡の項目は国务院によって確定される。外資企業がこれらの項目に関わらないなら、国家総合均衡が必要でない外資企業となる。

1998年に中国情報産業部と旧国家発展計画委員会が共同で「移動通信産業発展の促進に関する若干意見」（5号文書）を発表した。同文書によると、1999年より、外国移動通信製品の輸入を厳しく制限するだけでなく、外資企業が生産する携帯電話を一定比率以上輸出しなければ、関連製品と部品の輸入割当を得ることができないと規定している。5号文書の有効期限は2005年までとされていたが、現在でも廃止された明確な法令はなく、一部の規定内容は依然として施行されている。現時点では大きな問題は生じていないが、今後の動きを注視する必要がある。

中国では、外資による投資分野は奨励・制限・禁止業種に分けられている。国家発改委と商務部は、2011年12月24日に『外商投資産業指導目録』（2007年改正）（以下『目録』と略称）を改正し、2012年1月30日より施行することにした。と同時に、2007年に公布された『外商投資産業指導目録（2007年改正）』は廃止された。

新しい『目録』の方針は、更なる積極的な開放戦略を実施し、開放分野を拡大することである。新しい『目録』は計473項目あり、内訳は奨励類が354項目、制限類が80項目、禁止類が39項目で、以前よりそれぞれ3項目増、7項目減、1項目減となった。と同時に、一部分野において外資の持ち株比率の制限が撤廃され、奨励類と制限類では持ち株比率制限のある項目は以前よりそれぞれ11項目減少した。

奨励類項目の変更は主要として以下の3点にまとめられる。

a. 製造業において、外資の新しい技術と材料設備への投資・利用や、伝統産業の改造・グレードアップを促進するため、新しい『目録』は奨励類で紡績、化工、機械製造などの分野の新製品・新技術の項目を増やした。外資の循環型経済への投資を奨励するために、奨励類で廃棄の電器電子製品・機電設備・電池の回収処理項目を増やした。逆に、一部業種の生産能力の過剰と盲目的投資・重複建設を抑制するために、自

動車の全車製造、多結晶シリコン、石炭化学工業などの項目を奨励類から削除した。

- b. 新興産業において、外資の省エネ・環境保護、次世代情報技術、バイオ、ハイレベル装備製造、新エネルギー自動車などの戦略的新興産業への投資を奨励する。新しい『目録』は奨励類で新エネルギー自動車のコア部品、IPv6をベースとした次世代インターネットシステム設備などの項目を増やしたとともに、奨励類の液晶パネルを第6世代以上と明確にした。また、新エネルギー発電設備に関する持ち株比率制限を撤廃した。
- c. サービス業において、特に外資の生活向けサービス業への投資を誘導・奨励する。新しい『目録』は9つのサービス業奨励類項目を増やし、自動車充電ステーション、起業投資企業、知的財産権サービス、職業能力訓練などを含む。と同時に、外資の医療機関、金融リース会社などへの投資を制限類から削除した。

また、新しい『目録』において制限業種及び禁止業種に指定されている業種について、現在の状況を整理すると<図表中-8>のとおりとなる。

<図表中-8> 『外商投資産業指導目録』に規定されている外国投資の制限業種及び禁止業種

	制 限 業 種	禁 止 業 種
農林牧水産業	農作物新品種の育成と種子の開発・生産（中国側マジョリティ）、希小樹木の原木加工（合弁、合作に限る）、綿花（種綿）の加工	希小優良品種の養殖と栽培、関連繁殖材料の生産、遺伝子組換え種・種畜禽・水産苗種の生産、管轄海域と内陸水域の漁業、遺伝子組み換え生物の研究開発
採掘業	特種・希有石炭の实地調査と開発（中国側マジョリティ）、重晶石の实地調査と採掘（合弁、合作に限る）、貴金属（金・銀・プラチナ）の实地調査と採掘、金剛石等貴重非金属鉱物の实地調査と採掘、燐鉱の採掘と選鉱、ほうまぐネシウム石とほうまぐネシウム鉄鉱石の採掘、天青石の採掘、海洋マンガン団塊・海砂の採掘（中国側マジョリティ）、高アルミニウム耐火粘土、ウラストナイト、グラファイトの探査・採掘、リチウム鉱、硫黄鉱（の開発・選鉱）、塩湖の塩水資源の抽出	タングステン、モリブデン、すず、アンチモン、ホタル石の实地調査と採掘、希有土の实地調査・採掘・選鉱、放射性鉱物の实地調査・採掘・選鉱
農業副食品加工業	大豆油、菜種油、落花生油、チャ実油、綿実油、ひまわり油、棕榈油などの食用油脂加工（中国側マジョリティ）、トウモロコシの高度加工、バイオ液体燃料（燃料アルコール、バイオディーゼル・オイル）の生産（中国側マジョリティ）、米・小麦粉の加工	—
飲料製造業	醸造酒・高級蒸留酒の生産（中国側マジョリティ）	中国伝統工芸の緑茶及び特殊茶の加工（銘茶、黒茶など）
煙草製品業	脱穀再乾燥葉たばこの加工・生産	—
印刷業と記録メディアの複製	出版物の印刷（中国側マジョリティ）	—
石油加工及びコークス業	年間1000万t以下の常減圧精油・年産150万t以下の接触分解・年産100万t以下の連続改質（アレーンの抽出を含む）、年産150万t以下の水素化分解の生産	—
化学原料と化学製品製造業	炭酸ナトリウム、カセイソーダ及び小規模或いは立ち遅れた技術を採用した硫酸、硝酸、炭酸カリウムの生産、感光材料、ベンジダイン、毒性になり易い化学品（7品目）の生産、フッ化水素などローエンドハイドロクロロフルオロカーボン或いはフルオロ化合物の生産、BR・乳化重合スチレンブタジエンゴム・熱可塑性SBRの生産、ホウ素まぐネシウム鉄鉱石の加工、レアセチレン法PVC及び小規模のエチン・後加工製品の生産、立ち遅れた技術の使用、有害物質含有、規模の小さい顔料及び塗料生産	—
医薬製造業	クロラムフェニコール・アナルギン等の化学物質、ビタミン調合剤と経口カルシウムの生産、麻酔薬品及び第1類精神薬品原料の生産（中国側マジョリティ）、血液製剤等の生産	『野生薬材資源保護条例』と『中国稀少・保護植物目録』の中の漢方薬材料の加工、煎じ薬の蒸し・炒めなどの炮灸技術の応用と漢方薬秘密処方製品の生産
化学繊維製造業	常規生検紡績の化学繊維抽糸生産、ビスコーススフの生産	—
ゴム製品業	—	—

	制限業種	禁止業種
非鉄金属の製錬と圧延加工業	タンゲステン・モリブデン・すず（すず化合物除外）・アンチモン（酸化アンチモニーと硫化アンチモンを含む）など希少金属の製錬、電気分解アルミニウム・銅・鉛・亜鉛などの非鉄金属の製錬、希有土の精練と分離（合弁、合作企業に限る）	放射性鉱物の精練と加工
金属製品業	—	—
通信設備製造業	普通レベルの（P0）ベアリングとその部品、未加工品の製造、300トン以下の車輪付き・キャタピラ式起重機械の製造（限于合弁、協力）	—
専用設備製造業	一般化繊の設備、320馬力以下のブルドーザーの製造、液圧掘削機、6トンレベル及びそれ以下の車輪付き積載機、220馬力及びそれ以下のグレーダー、ローラー車、フォーク・リフト、135トンレベルとそれ以下のスキップ・ダンプ・カー、庭園機械と道具、コンクリート機械の製造	武器弾薬の製造
電気機械と器材製造業	—	オープン式鉛酸電池、糊式亜鉛マンガン電池、カドミウム・ニッケル電池の製造
工業製品及びその他の製造業	—	象牙彫刻、虎骨加工、漆器生産、 ^{ほうろく} 瑠璃製品生産、宣紙・墨の生産、発癌性・奇形性・突然変異誘発物質と持久性有機汚染製品の生産
交通輸送設備製造業	普通船舶の修理・設計・製造（中国側マジョリティ）	—
通信設備、コンピュータ及びその他の電子	衛星テレビ放送地面受信設備及びその主要部品の生産	—
電力・ガス・水の生産と供給業	小規模送電網範囲内の、単機容量30万kWとそれ以下の石炭蒸気凝縮火力発電所、10万kWとそれ以下の石炭蒸気凝縮・抽出通用火力発電所の建設と経営、送電網の建設と経営（中国側マジョリティ）、人口50万以上の都市ガス、熱エネルギー及び供水・排水パイプラインの建設・経営（中国側マジョリティ）	チベット、新疆、海南などの小規模送電網の範囲以外の、30万kWとそれ以下の石炭蒸気凝縮火力発電所、10万kWとそれ以下の石炭蒸気凝縮・抽出通用火力発電所の建設と経営
交通運輸・倉庫・通信業	鉄道貨物輸送会社、鉄道旅客輸送会社（中国側マジョリティ）、道路旅客輸送会社、出入国自動車輸送会社、水上輸送会社（中国側マジョリティ）、撮影・鉱山探索・工業等汎用航空会社（中国側マジョリティ）、通信会社：增值通信業務（外資の割合が50%以下）、基礎通信業務（外資比率は49%を超えないものとする）	航空管制会社、郵便会社、郵便の国内速達業務

	制 限 業 種	禁 止 業 種
卸売・小売業	食糧の買い付け、商品取引、食糧、綿、植物油、砂糖、薬品、タバコ、原油、農薬、農業用プラスチック・フィルム、化学肥料の卸売・小売・配送(30社以上の支店を有する、複数のサプライヤーからの商品を販売するチェーン店は、中国側がマジョリティであること)、大型農産物卸売り市場の建設・経営、AV製品(映画を除く)の流通(合作企業、中国側マジョリティに限る)、船舶代理(中国側マジョリティ)、外国船貨物代理(合弁、合作企業に限る)、石油製品の卸売、ガソリンスタンド(同じ外国投資者の投資による、30社以上の支店を有する、複数のサプライヤーからの商品を販売するチェーン店は、中国側がマジョリティであること)の建設、経営、食料の買い付け、大型農産物卸売市場の建設・経営、	—
金融業	銀行、財務会社、信託投資会社、貨幣ブローカー会社、保険会社(生命保険会社の外資の割合が50%以下)、証券会社(A株の引き受け、B株とH株及び政府と会社債券の引き受け・取引に限る、外資の割合が1/3以下)、証券投資ファンド管理会社(外資の割合が49%以下)、保険ブローカー会社、先物取引会社(中国側がマジョリティ)	—
不動産業	大規模土地開発(合資、合作に限る)、高級ホテル・高級オフィスビル・国際会議展示センターの建設と経営、不動産売買市場の取引と不動産仲介又はブローカー会社	—
リースとビジネスサービス業	法律コンサルティング、市場調査(合弁、合作に限る)、信用調査と格付会社	社会調査
科学研究、技術サービスと地質調査業	測量会社(中国側マジョリティ)、輸出入商品の検査・鑑定・認証会社、撮影サービス(測量・製図の航空撮影以外の特殊撮影サービスを含む、合弁に限る)	人体乾細胞、遺伝子診断と治療技術の開発と応用、大地の測量、海洋の測量・製図、測量・製図航空撮影、行政区境界線の測量・製図、地図編製における地形図編製、普通地図編製のナビゲーション電子地図の編製→地形図及び普通地図の作成、ナビゲーション用地図
水利、環境と公共施設管理業	—	国家保護の中国原産野生動植物資源の開発、自然保護区と国際重要湿地の建設と経営
教育	普通高等・中等段階の教育機関(合資、合作に限る)	義務教育機関、軍事・公安・政治・党学校などの特殊教育機構
衛生、社会保障、社会福祉業	—	—

	制限業種	禁止業種
文化、体育、エンターテインメント業	放送番組の制作と映画の制作（合作に限る）、映画館の建設と経営（中国側マジョリティ）、大規模テーマパークの建設と経営、公演ブローカー機関（中国側マジョリティ）、エンターテインメント施設の経営（合資、合作に限る）	図書・新聞・雑誌の出版、AV製品と電子出版物の出版・制作、マスコミ機関、各レベルの放送局、テレビ局、放送網、放送テレビ番組の制作経営会社、映画の制作・発行会社、映画館、ニュースウェブサイト、オンライン番組サービス、インターネットサービスの営業機関、インターネット文化の経営（音楽を除く）、ゴルフ場の建設と経営、ギャンブル業（ギャンブル類競馬場を含む）、風俗サービス業、別荘の建設
その他	国家規定、中国が締結あるいは参加している国際条約の規定で制限されているその他の業種	軍事施設の安全と機能に危害を加える行動、国家規定や中国が締結あるいは参加している国際条約の規定で禁止されているその他の業種

(注) 『外商投資産業指導目録』（2007年12月1日施行）による。

基準・認証制度

〔加盟に伴う約束〕

中国は、基準認証に関して、①加盟時に関係規制・手続をTBT協定に整合させること、②手数料や検査期間を含めて、輸入品が国産品に比べて不利とならないように取り扱うこと、③可能な限り国際基準を採用し、国産品が対象となっていない検査は、輸入品も検査除外とすること、④相互承認取極を行っている検査機関によって認証を受けたことがある製品については、検査の方法・手続の簡素化を行うこと、⑤加盟後18か月以内に各認証機関の責務の配分を行い、その内容を加盟後12か月以内にTBT委員会に通報すること、等を約束している。

(注) 中国は、国産品と輸入品とで異なる法令・基準、制度が適用されていたことについて、加盟時までにこれらを統合するなど内外無差別の取扱い及び透明性の確保を約束した。特に、我が国産業界から要望の強かった、化学品の初回輸入登録制度（国際ルールに合致した法律の制定）、家電製品の重複する二つのマーク（CCIBマークと長城マークの取得手続の簡素化）、自動車の基準認証（輸入車と国産車との法令、基準の統一）、ボイラー・圧力容器

の安全品質許可（内外無差別の確保、国際基準の採用等）に関する問題について、加盟時までの改善を約束した。

〔実施状況・問題点〕

2001年12月、国家質量監督検査検疫総局及び国家認証認可監督管理委員会は、強制認証に関し、加盟交渉において約束した外国製品に対する内国民待遇実現のため、リストの統一、標準・技術法規及び合格判定手続の統一、マークの統一、費用基準の統一という「4つの統一」を実施することを発表し、関連4法令が2002年5月1日から施行された。これにより、国産品と輸入品に対して、統一的な目録、標準、標識、費用徴収方法によって製品認証を行う制度が確立することとなった。更に、透明性向上のため、ホームページ（www.wto-tbt.gov.cn）上での情報提供が開始されるなどの対応が進められた。

しかし、中国が加盟時までの改善を約束していた事項のうち、以下に述べる中国強制認証制度（CCCマーク制度）の運用など未だ十分な改善が図られていない案件が存在する。また、化学品輸入時には、過大な手数料を伴う差別的な登録義務を外国企業に対して課している。

【個別措置】

(1) 中国強制認証制度（CCC制度）

＜措置の概要＞

中国では、対外貿易経済合作部・国家出入境検査検疫局の安全認証（通称：CCIBマーク）と、国家経済貿易委員会・国家質量技術監督局の電気・電子製品に対する安全認証（通称：長城（CCEE）マーク）が並存する制度となっていた。中国は、WTO加盟時までにこの二重認証を一本化することにより「3か月以内の認証取得」の実現など認証制度に係る改善を行うことを約束した。その結果、2002年5月、新たに中国強制認証（Chinese Compulsory Certification）制度が創設され、同制度の対象品目にはCCCマークが付されることとなった。従前のCCIBマーク及び長城マークの制度は2003年4月末をもって廃止された。

＜国際ルール上の問題点＞

二重認証の状態は改善されたものの、中国国外にある工場の場合には認証取得までに時間がかかる場合がある。これは初回工場検査については海外の適合性評価機関による実施が中国から認められないためであるところ、当該問題点は、TBT協定第6.4条（外国の適合性評価機関の国内における適合性評価活動への参加奨励規定）及び中国の加入に関する作業部会報告書パラグラフ195に違反する可能性がある。

＜最近の動き＞

2007年11月のTBT委員会にて行われた中国TRMにおいて、上記問題点について是正を求めたが、「海外の適合性評価機関が審査を行うためには政府間でのMRA（Mutual Recognition Agreement：相互承認協定）の締結が必要である」として、前回と同じ回答がなされた。

その後、同年12月に行われた経済産業省と国家認証認可監督管理委員会との会合では、日中間の相互承認の取組に向けて、①両国の適合性評価制度に関する情報交換及び比較分析の実施、②相互

承認の範囲及び形態に関する議論、③それら研究成果の取りまとめ等の準備作業を3年以内に完了するという作業スケジュールが合意されており、これを受け、日中間で実務者級協議を開催し、両国の制度に関する情報交換及び相互承認の形態に関する議論を行っているところ。

今後とも、MRAの早期締結に向けて協議を継続していく予定である。

また、2008年1月、中国政府は、ファイアウォールやスマートカードOS等13品目のITセキュリティ製品を強制認証制度の対象品目に新たに追加し、2009年5月1日から制度を実施する旨発表した。本件は、2008年、2009年のTBT委員会で議論され、我が国、米国、欧州、韓国から、本制度が貿易上の障壁になり得るとの懸念が表明された。また、我が国は、米欧韓等と緊密に連携しつつ、中国政府と二国間でも協議を行い、本件に関する各種の問題点を提起した。これらを経て、中国政府は2009年4月27日に『情報安全製品強制的認証の実施要求の調整に関する公告』を発表し、1) 情報安全製品強制的認証の強制実施期間を2010年5月1日に延期すること、2) 強制的認証の範囲を「政府調達法に規定された範囲内」に縮小することとした上で、指定された13品目の情報安全製品の認証審査の実施細則を発表した。しかし、国有企業が本制度の対象となるのか等明確にされるべき論点が残されていることから、我が国は2009年及び2010年3月のTBT委員会や二国間協議等で本件を引き続き提起し、2010年3月、中国はTBT委員会等で当該措置が国有企業の調達には適応されないことを確認した。なお、2010年5月より、中国政府はITセキュリティ製品を対象とした制度を「国家信息安全産品認証」制度との名称で運用を開始した。我が国としては、2010年8月の日中ハイレベル経済対話で確認したとおり、中国政府との間で、今後とも本件に関する協議を適切に継続していく予定である。

本件は、2010年6月以降のTBT委員会においても議論されており、我が国、米国、欧州等から

貿易上の障壁になり得る観点から懸念が表明されている。また、2011年11月に開催された中国のWTO加盟10年目に行われる経過的審査メカニズムにおいて中国政府へ懸念を表明すると共に書面にて質問を行った。

(2) 電子情報製品汚染予防管理方法

<措置の概要>

2005年9月にTBT通報された中国の電子情報製品汚染予防管理方法(以下、「管理弁法」という)は、2006年2月に公布され、2007年3月に施行された。管理弁法は、廃電子情報製品による環境汚染の管理及び削減、資源の節約、電子情報産業の持続的開発の促進を目的として、電子情報製品分類注釈に登録されている電子情報製品に含有されている有害物質として、鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリブロモビフェニール(PBB)、ポリブロモジフェニールエーテル(PBDE)等を規制し、2段階方式で管理する方法をとっている。第1段階は、中国国内で販売する電子情報製品は、業界基準に適合した有害物質の名称、含有量、環境保護使用期限等を製品、説明書及び梱包材等に表示しなければ販売できない。第2段階は、「電子情報製品分類注釈」に記載されている電子情報製品のうち、6種類の指定有害物質の含有量が基準値以下、又は代替物質による製造あるいは6物質を含まない製造が可能なものについては、「電子情報製品の汚染予防重点管理目録(以下、「重点管理目録」という)」に登録され、強制認証(CCC認証)を受けて、国家基準に適合しなければ販売できないこととなっている。規制の対象者は、生産者、輸入者及び販売者で、「重点管理目録」に登録された電子情報製品は、国家認証認可監督管理部門が強制認証管理を行い、輸入される電子情報製品は、更に入出国検閲検疫機関が港検査や貨物到着検査を実施し、税関では、輸出入検閲検疫機関が発行する貨物通関証明をもとに許可が下りることになっている。

<国際ルール上の問題点>

中国の電子情報製品汚染予防管理方法は、EUのRoHS指令と似ているが、対象製品が電子レーダー、電子計測器、電子材料、電子ユニット・部品など、RoHS指令には含まれない製品等が指定されており、かつ、業界基準や国家基準が明確にされていない。また、輸入者については、輸入の時に出入国検閲検疫機関の検査を受け、輸入後に国家認証認可監督管理部門の強制認証を受けるような形になっているが、これらの検査を、どのような基準及び方法で行うのかも示されておらず、国際標準、世界の技術レベル等を十分に考慮し、公平性及び透明性のある運用をどのように確保するのかも不明確である。

<最近の動き>

2006年11月に業界基準として、「有害物質の使用制限要求(含有率の閾値)」、「汚染予防標識及び要求」、「使用制限物質の検査方法」の3基準が公表されたが、TBT通報はされなかった。そのため、この点につき2007年3月のTBT委員会において指摘したところ、中国側はそれら3つの基準は任意規格であるためTBT通報対象になるとは考えていない旨回答を行った。

また、2007年に引き続き、2008年3月、7月のTBT委員会及び11月の同委員会にて行われた中国TRMにおいて、「重点管理目録」対象製品に必要とされるCCC認証にて適用される国家標準については、国際規格を参照すること及び十分なコメント期間を設けることを要請したところ、中国側からは、「重点管理目録」については現在調査中であり、質問や要望があれば、TBT照会所や他のチャンネルを通じて行ってほしいとの回答がなされた。

中国の工業・情報化部は、2009年10月9日から『電子情報製品汚染コントロール重点管理目録』のパブリックコメントバージョンを公布し、社会一般から意見を求め、2010年10月21日付けでTBT通報がなされた。しかしながら、認証制度

の内容が不明であるため2011年3月、6月、11月、2012年3月のTBT委員会では、我が国、EU、韓国が懸念を表明するとともに、二国間会合においては認証制度をEUのRoHS指令同様に企業の自主宣言方式とすること及び自動車・電池・部品等を除外することを要望した。これに対し中国は、カタログは2011年8月に公表しており、かつ任意の認証制度となるため、これ以上のTBT通報は不要とした。

今後、更なる制度の明確化に向けた働きかけを行っていく必要がある。

(3) 化粧品新原料規制

<措置の概要>

中国政府の国家食品薬品监督管理局（SFDA）は、2009年12月、化粧品の安全確保による消費者保護を目的として、「化粧品行政許可申告受理規定」（以下、「本規定」という。）を公表した（施行日は2010年4月。TBT通報は2010年3月に行われた。）。これにより、化粧品生産業者は、化粧品新原料の使用時又は初回の輸入化粧品時は、事前にSFDAに許可申請を行い、SFDAの審査を受ける必要が生じた。

SFDAは、2011年5月、化粧品新原料の申請及び評価を行う際のガイドラインとして、「化粧品新原料申請及評価指南」（以下、「本ガイドライン」という。）を公表した（施行日は同年7月。TBT通報は同年6月に行われた。）。本ガイドラインにより、化粧品新原料の定義、遵守事項、申請手続、評価原則等が一定程度明確化された。

本措置は導入後3年間が経過しているが、新原料の登録実績は世界中からの申請で3件に過ぎず、新原料を含む化粧品の生産及び輸出への悪影響が懸念される。その他、本措置に関し、我が国は以下の懸念を有している。

まず、本ガイドライン第3条（Ⅱ）2（2）によれば、新原料は複合物質であってはならないとされており、単一物質での申請、安全性評価を要求している点である。植物エキスや発酵液等の中

は、実質的に溶媒と新物質に単離困難な原料があることや、また、仮に単離したとしても、その工程中に化学的变化が起こり、実際に化粧品に配合される原料とは別の物質になる可能性があり、安全性の適正評価とはならない。日米欧を含む多くの国と同様に、最終製品に配合されているものと同物質で申請を行うことが、新原料の安全性確保の観点からも望ましいと考えられる。

また、情報開示及び情報公開にも改善の余地がある。中国政府は、新原料の審査において、製造工程における手順・反応プロセス・反応条件の詳細等の企業秘密にかかる内容の開示を要求するケースがあるほか、審査終了後、当該情報をSFDAのウェブサイト上に掲載した事例がある。

<国際ルール上の問題点>

TBT協定2.2条及び5.1.2条において、「強制規格及び適合性評価手続は、正当な目的が達成できないことによって生じる危険性を考慮したうえで、正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的であってはならない」としている。上述のとおり、中国政府は、本規制案の目的は、化粧品の品質安全の確保と主張しているが、本措置が必要以上に貿易制限的である場合には、これらの条文に違反する。

<最近の動き>

我が国は、2011年6月のTBT通報に対して、また2012年6月には中国政府のTBT照会所に対して、懸念を表すコメントを送付した。また、2011年11月以降のTBT委員会においても、TBT協定整合性上の疑義等について問題提起を行い、科学的根拠のない規制は緩和し、審査基準・審査手続を明確化すべきことを要望した。なお、当該委員会においては、米国及び欧州も同様に懸念を表明している。

我が国としては、本件に関する動向を引き続き注視するとともに、関係国と連携しつつ、本規制の改善を求めていく。

サービス貿易

[加盟に伴う約束]

WTO加盟前の中国では、主要なサービス分野における外資企業の参入は厳しく制限されており、例えば、流通業については限られた大都市と経済特別区において小売業の試験的な進出が認められている程度であり、電気通信業については外資企業の参入が禁止されていた。

しかし、加盟交渉の結果、中国は、各サービス分野について、外資企業に係る地理的制限や出資比率上限等の規制を、加盟後およそ5年以内に段階的に緩和、撤廃していく旨の自由化約束を行った。

その主な内容は次のとおりである。

<図表中-9> 流通分野の自由化スケジュール

	卸 売 業		小 売 業			
	地理的制限	出資比率	地理的制限	出資比率 (右記チェーン ストアを除く)	出資比率 (自動車販売 チェーン)	出資比率 (一部産品を 扱うチェーン)
2001年12月			13都市	外資J/V設立を認める(外資マイノリティ出資可)	外資J/V設立を認める(外資マイノリティ出資可)	外資J/V設立を認める(外資マイノリティ出資可)
加盟後1年以内 (2002年12月11日までに)		外資J/V設立を認める(外資マイノリティ出資可)				
加盟後2年以内 (2003年12月11日までに)	制限撤廃	外資マジョリティ出資を認める	すべての省都、重慶、寧波を追加	外資マジョリティ出資を認める		
加盟後3年以内 (2004年12月11日までに)		制限撤廃	制限撤廃	制限撤廃		
加盟後5年以内 (2006年12月11日までに)					制限撤廃	

<図表中-10> 電気通信分野の自由化スケジュール

	国内・国際電話		移動体通信		付加価値サービス	
	地理的制限	出資制限	地理的制限	出資制限	地理的制限	出資制限
2001年12月			上海・広州・北京	25%以下	上海・広州・北京	30%以下
加盟後1年以内 (2002年12月11日までに)			14都市追加	35%以下	14都市追加	49%以下
加盟後2年以内 (2004年12月11日までに)					制限撤廃	50%以下
加盟後3年以内 (2004年12月11日までに)	上海・広州・北京	25%以下				
加盟後5年以内 (2006年12月11日までに)	14都市追加	35%以下	制限撤廃	49%以下		
加盟後6年以内 (2007年12月11日までに)	制限撤廃	49%以下				

<図表中-11> 保険分野の自由化スケジュール

	生命保険		損害保険		保険仲介サービス	
	地理的制限	出資制限	地理的制限	出資制限	地理的制限	出資制限
2001年12月	上海・広州・大連・深深・佛山	50%以下	上海・広州・大連・深圳・佛山	51%以下	上海・広州・大連・深圳・佛山	50%以下
加盟後2年以内 (2003年12月11日までに)	10都市追加		10都市追加	制限撤廃	10都市追加	
加盟3年以内 (2004年12月11日までに)	制限撤廃		制限撤廃		制限撤廃	51%以下
加盟5年以内 (2006年12月11日までに)						制限撤廃

<図表中-12> 銀行分野の自由化スケジュール

	営業許可	人民元業務		外貨業務	
		地理的制限	出資制限	地理的制限	出資制限
2001年12月		上海・深圳・天津・大連		制限撤廃	制限撤廃
加盟後1年以内 (2002年12月11日までに)		広州・珠海・青島・南京・武漢を追加			
加盟後2年以内 (2003年12月11日までに)		済南・福州・成都・重慶を追加	中国企業にサービス提供可能に		
加盟後3年以内 (2004年12月11日までに)		昆明・北京・廈門を追加			
加盟後4年以内 (2005年12月11日までに)		汕頭・寧波・瀋陽・西安を追加			
加盟後5年以内 (2006年12月11日までに)	プルデンシャル規制以外の出資比率、業務、法人形態制限を撤廃	地理的制限を撤廃	すべての中国顧客にサービス提供可能に		

【実施状況・問題点】

流通分野では、2004年6月1日に「外商投資商業領域管理弁法」が施行された。同弁法は、流通分野における段階的自由化を履行する際の根拠となるものであり、WTO加盟約束に従って外資制限や地理的制限を撤廃する内容となっている。建設分野では、2002年9月に「外商投資建築業企業管理規定（建設部・対外貿易経済合作部令第113号）」が公布され、外資による100%出資が認められた。運送分野においても、2003年1月の「外国投資国際貨物運輸代理企業管理弁法」の施行、2005年12月の同弁法の改正により、外資独資の国際貨物代理企業の設立が認められている。更に、電気通信分野では2002年1月に施行された「外商投資電信企業管理規定」、保険分野では、2004年6月に施行された「外資保険会社管理条例实施细则」、銀行分野では2002年1月施行の「外資金融機関管理条例」、郵便分野では、2005年12月施行の「外商投資国際貨物輸送代行企業管理弁法」等、中国は加盟約束の履行のために大規模な法令整備を実施した。

他方、以下に記すとおり、現在に至るまで加盟約束が完全に履行されていない状況も見受けられ、中国政府には今後更なる対応が求められる。

【個別措置】

（1）流通

＜措置の概要＞

中国は、WTO加盟約束に従い、流通分野において段階的に外資制限や地理的制限を撤廃してきた。しかし、外国事業者は、本、新聞、雑誌及び音響映像製品の流通に従事できないか、又は内資企業に比し登録資本、操業期間、取り扱える出版物等の点で不利な扱いを受けている。

＜国際ルール上の問題点＞

中国はWTO加盟時に、小売の30店舗以上のチェーンストアを除き、本、新聞、雑誌の流通について、加盟後3年以内（小売業は1年以内）に

外資制限を撤廃、自由な流通を認めることとしており、中国の上記規制措置は加盟約束に違反している可能性がある。

＜最近の動き＞

本件措置に関し2007年4月、米国は中国に対してWTO協定に基づく協議要請を実施したが、協議では解決に至らず、同年11月のWTO紛争解決機関会合でパネルが設置された（我が国及びEU等が第三国参加。詳細は、本章「貿易権」を参照）。最終的に上級委まで争われるも2009年12月に中国の協定義務違反が確定した。履行措置期間は2011年3月19日までと設定されていた

電子出版物については、2008年2月、新聞出版総署が新しい「電子出版物出版管理規定」を公布、「外商独資、中外合弁、中外合作企業が電子出版物の総卸売、卸売業務に従事してはならない」という条項を削除した。

図書、新聞、雑誌に関しては、2011年3月19日に、新聞出版総署が出版管理条例（2001年）の改正を公布・施行し、中外合弁、中外合作、外商独資企業による「発行」業務が追加された。さらに、国家改革発展委員会・商務部は、2011年12月24日に「外商投資産業指導目録（2011年改正）」を公布し、2012年1月30日から施行されている。その中で、図書、新聞、雑誌の総発行・輸入業務、音響映像製品及び電子出版物の輸入業務及び電子形式による音楽流通サービスが禁止類から削除され、制限類にも含まれていないことから、許可類になったと考えられるものの、今後の施行状況を引き続き注視していく必要がある。

さらに、中国は、2012年2月22日のWTO紛争解決機関会合において、DSB勧告を大部分履行したこと及び米中両国が2012年2月18日に紛争解決に向けた覚書に合意したことを表明した。同年5月9日に、米中両国が紛争解決機関議長宛に発出した共同コミュニケーションによれば、同覚書の内容には、中国政府が定める外国映画の年間配給制限枠（利益配分方式での輸入の承認）の20本

とは別に、IMAXや3Dなどの高精細な映画の輸入を少なくとも年間14本認めること、中国での映画の興行収入に関し、映画のプロデューサーに対する収益配分を25%に引き上げること、外国映画の配給に関し、民間企業を含む中国企業の参入も認められるようにしていくこと、米中両国は、5年後に覚書の主要な要素について協議を行い、中国のDSB勧告の問題を議論すること等が含まれている。同年5月24日のWTO紛争解決機関会合において、中国は、DSB勧告を全て履行したと表明した。一方、米国は、米中両国で合意した覚書は、重要な進展を示すものではあるが、最終的な解決ではないと表明している。

我が国としては、米中両国の動向に留意しつつ、中国の関連法制度の改正動向や施行状況等を注視するとともに、二国間政策対話等やWTOサービス交渉等により、更なる外資規制の緩和を働きかけている。

(2) 建設、建築・エンジニアリング

<措置の概要>

建設サービスについては、加盟時の約束に従い2002年9月に「外商投資建築業企業管理規定」を公布し、100%外資法人が容認されることとなった。また、2003年9月には実際に我が国建設会社による最初の100%外資法人が認可された。

しかし、当該現地法人が資質証(建設業許可証)を取得するためには、特級、1級、2級、3級といった資質の等級ごとに資本金、技術者数等の厳しい要件が課されているほか、各等級ごとに施行できる工事規模が限定されている。特に2007年に改訂された「特級」資質申請基準においては、法人における一定以上の純資産額、営業税納付額、銀行信用額のほか、技術センターの設置、特許保有義務が課せられた。なお、専門工事業においては、一部下請け発注を認める改正があったものの、厳しさは緩和されておらず、我が国建設会社の100%外資法人のほとんどが、その過重な要件ゆえに2級の資質取得にとどまっている。また、

中央政府は、建設市場の適正管理、不適格業者の排除を目的に様々な制度の改革を実施しているが、新たな資格の取得義務や請負の範囲を外資プロジェクト等に限定し、資質等級によって工事規模を制限するなど、外国サービス提供者にとってその能力に見合う工事施工ができないばかりか、一般的な民間工事も施工できないなど、実質的な参入障壁が解決されておらず、逆に規制強化と言える分野もある。なお、2005年7月より、従来可能であった直接受注が認められなくなり、外国のサービス提供者は、WTO加盟前と比較してサービスの提供が一層困難となった。

建築・エンジニアリングサービス等については、2002年12月1日より実施されている「外商投資建設工事設計企業管理規定」(以下、「設計規定」という)における要件を緩和した「外商投資建設工事設計企業管理規定実施細則」(以下、「細則」という)を2007年に公布した。「設計規定」では、外資建設工事設計企業が建設工事設計企業資質を申請する場合、中国登録建築師、登録エンジニア資格を取得した外国サービス提供者の人数は、それぞれ資質等級別基準規定による登録営業人員総数の1/4を下回ってはならず、関連する専門設計の経験を持つ外国サービス提供者の人数は資質等級別基準の規定による中堅技術者総人数の1/4を下回ってはならないとした要件があるが、「細則」によれば「設計規定」の上記要件を満たしていない場合には中国人の公認建築士と公認エンジニアを雇用することができるとする等、関係要件を緩和する内容となっている。他方、「設計規定」では、資質基準取得にあたって外資系企業の海外業績が考慮されることとなっているものの、海外の業績に関する具体的基準は明記されていない。また、設計士資格を保有する者でないと、中国設計院に許可申請が出来ない等の制限も存在する。

<国際ルール上の問題点>

建設サービスについて、中国は、加盟に際し、外資マジョリティを容認するとともに加盟後3年

以内に100%外資による現地法人の設置を容認しており、また、建築・エンジニアリングサービスについても中国は加盟に際し、建設と同様に外資マジョリティの合弁企業を容認するとともに、加盟後5年以内に100%外資による現地法人の設置を容認するとの約束を行っているものの、法人設立時に、加重な設置要件等を課しているため、結果的に外資サービス提供者が中国市場に参入できない状態にあることは、加盟約束に違反している可能性がある。

<最近の動き>

建設サービスでは、引き続き直接受注は認められておらず、受注できる工事が制限されており、我が国建設業者の施工能力に見合った工事案件が受注できていないばかりか、中国の資格取得を義務づける制度改訂が行われている。また、建築・エンジニアリングサービスにおいても、外資系企業の海外業績の考慮に関する具体的基準は未だ不明確なままである。加えて、一部の地方政府の中には、プロジェクト毎に必要な疑義のある現地法人（分公司）設立義務を要求しているところも見受けられる。我が国は2009年のサービス貿易理事会（中国TRM）で、制度の詳細や加盟約束との整合性について確認・指摘を行ってきたが、満足な回答は得られていない。

今後とも法整備及び運用の動向について注視し、様々な機会を捉えて改善を求めていく必要がある。

(3) 電気通信

<措置の概要>

中国はこれまで、経営範囲、出資比率、営業地域、最低資本金等の制限を段階的に緩和している（2007年12月施行の「外商投資産業指導目録（2011年改正）」及び国務院が2008年9月に改正・施行した「外商投資電信企業管理規定」によれば、出資比率が49%を超えない範囲で外資企業の基礎電信業務の提供を認めている（なお、2008年3月、

国務院は中央官庁改革により電気通信産業の主管を「情報産業部」から「工業・情報化部」に変更している。）が、実際には以下に掲げられる問題等により、外資企業による中国の電気通信業への参入は順調には進んでいない。

①電気通信業務

「外商投資電信企業管理規定」第4条により、外資の電気通信企業は、基礎電気通信業務、付加価値電気通信業務を取り扱うことが可能であるが、これら基礎電気通信業務及び付加価値電気通信業務については、2003年4月から施行されている「電気通信業務分類目録」に具体的な分類が列挙されている。しかしながら、これらのうち、外資が提供可能であるサービスは限定的であるとの実態があり、結果として、中国に参入している日系通信事業者を含む外資系通信事業者が、現地日系企業等からの要望も高いデータセンターサービス、インターネット接続サービス等を提供する上で、大きな障害となっている。

この点、2010年5月、国務院は『民間投資の健全な発展を奨励・指導することに関する若干の意見』を公布し、民間資本が資本参加の形で基礎電気通信の運営市場に参入することを認めることにした。また、2010年12月、工業・情報化部が2011年全国工業・情報化工作会議において、民間資本の基礎電気通信分野への秩序正しい参入を奨励する実施方法を制定すると表明し、2011年12月に開かれた2012年全国工業・情報化工作会議においても、上記国務院意見及び民間資本の実際の参入状況に基づき、電信業務への民間資本の参入問題について解決方法を体系的に研究することを表明した。2012年12月に開催された2013年全国工業・情報化工作会議では、移動通信の再販業務やアクセス網業務の試行への民間参入を推進することを表明した。

②免許要件等の透明性及びサービス提供環境の整備

2003年4月から施行されている「電気通信業務分類目録」において、第二種付加価値電気通信業務とされる「情報提供サービス」の全国免許等の電信業務の免許取得に際し、法令に明記されていない条件を口頭で要求される等、不透明な裁量行政運営がなされている。また、これまでの政府間協議で、外国企業が行うことが可能であると確認されている再販について、他の電信業務に適用される高額な最低資本金規制が適用されるか否かなど、詳しい条件が不透明であり、実態として参入できていないという現状がある。

③電気通信法の制定状況・第三世代（3G）携帯電話サービスの開始

WTO加盟時の約束に沿った電気通信事業の基本法たる「電信法」は2013年1月現在、未だ公布・施行はされていない。このような中、2009年1月、移動通信に関し工業・情報化部は中国移动（チャイナモバイル）、中国电信（チャイナテレコム）、中国联通（チャイナユニコム）の3社に3Gライセンスを発給した。中国电信と中国联通には、それぞれ我が国や欧米諸国で広く普及している3G規格「CDMA2000」「W-CDMA」のライセンスが発給されたものの、最大手の中国移动には、中国独自の基準「TD-SCDMA」のライセンスが発給されている。なお、TD-SCDMA製品については、政府調達の対象とする等、政府による支援も拡充している。工業・情報化部の発表によれば、2012年10月末における中国の3Gユーザ数は2.12億に達しているが、そのうち約36%に相当する7,560万ユーザがTD-SCDMAユーザとなっている。このような状況を踏まえ、外国企業の一部はTD-SCDMA製品を既に製造しているが、3G分野における外国企業の幅広い活動を可能とすべく、中国当局における各3G規格の平等な取り扱いが確保されるよう、その状況を引き続き注視していく必要がある。

④外国産ドラマ・アニメの放送制限規制、総量規制の緩和・撤廃、および広電総局が行うコンテンツ輸入審査基準の明示・緩和等（【放送】）

2006年9月1日からプライムタイム（17～20時）における海外アニメの放送を禁止しており、また2008年5月1日からは、この禁止時間が21時まで延長されている。また、同時帯以外でも中国産ドラマ・アニメと外国産ドラマ・アニメの放映比率が定められている等、外国産ドラマ・アニメの放送に係る総量規制が存在する。また、毎年二回（1月、7月）、広電総局が外国産コンテンツの輸入審査を行っているようであるが、その審査基準が不明確であり、中国へのコンテンツ輸出の大きな障害となっている。2012年2月、広電総局は、「海外テレビドラマ・映画の輸入及び放送への管理通知」を施行し、50話以下のドラマ作品のみ海外ドラマ作品の輸入申請を認めることとしたほか、19～22時における海外ドラマ作品の放送を禁止するなど海外のコンテンツ作品の輸入審査・放送管理を強化している。

<国際ルール上の問題点>

WTO加盟以前の中国では、電気通信サービス販売を厳しく制限し、外資の参入を禁止していたが、加盟時に以下のような約束を行っており、上記に掲げられた措置は実質的に加盟約束に違反している可能性がある。

- ①基本電気通信サービス（公衆の通信インフラ設備やデータ通信・音声通信サービス等）のうち、国内・国際電話等のサービス：外資出資上限49%
- ②移動体通信サービス：外資出資上限49%
- ③情報・データベース検索等の付加価値サービス：外資出資上限は50%

<最近の動き>

上記の他、我が国は最低資本金規制の撤廃、外資規制の撤廃・緩和等に関して、WTOドーハラウンド交渉、日中経済パートナーシップ協議、中

国TRM等を通じ、中国に対し要望・加盟約束の履行を促してきたが、引き続き電気通信サービスの規制状況を注視する必要がある。また、コンピュータ関連サービスなどの隣接サービスにもWTO上の約束に反する形で通信サービスの規制が過度にかかってくることにならないか、注意が必要である。

(4) 金融

(保険)

<措置の概要>

2005年12月に施行された「中国再保険業務管理規定」によると、在中国保険会社は再保険料の50%以上を最低2つの中国国内の再保険専門会社に対し優先的に募集を行わなければならない(第11条)。また、外国保険会社は保険監督管理委員会の認可を得ない限り、その関連会社との再保険取引が禁止されている(第22条)。

また、2006年6月、国務院は、WTO加盟時の約束を果たし、対外開放を進める旨の記載のある「保険業の改革及び発展に関する10の提言」を公表したが、外資系保険会社に対する認可に係る期間が長期化している等、免許・支店(現地法人含む)・商品等の認可に係る行政手続の透明性に課題がある。

外資が中国地場保険会社に資本参加することに関し、2010年5月4日、中国保険監督管理委員会(以下は「保监会」と略称)は『保険会社株式管理方法』を公布した。それによると、外資株主の出資・資本参加比率が会社登録資本金の25%を満たない保険会社の場合は、以下の条件を満たせば、単一株主(関連側も含む)による20%超の出資が認められている。すなわち、外国金融機関が単一株主として保険会社の15%以上の株式を保有し、または15%未満の株式を保有しているが、保険会社を直接または間接に支配できる主要株主で、継続的な出資能力を持ち、直近3年の会計年度で黒字決算となっていること、純資産が2億元を下回っていないこと、良好な信用を持ち、かつ

業界をリードする地位にあることが単一株主の資本参加率上限を外すための条件として示されている。

また、『保険会社株式管理方法』の第5条(外資出資比率または持株比率が25%以下の保険会社について、2以上の保険会社が同一機関の支配下にある場合には、利益の衝突または競争関係のある同類の保険事業を経営してはならない)にて、いわゆるダブルライセンスを禁止しているが、上述の支配基準について明確な基準が現時点で示されていないという問題がある。

また、再保険業務につき、2009年10月より実施された新しい『保険法』は「国内優先再保険」の関連規定を削除した。これに応じて、2010年5月21日に改正された『再保険業務管理規定』(保监会、2005年)も内容を調整された。これにより、外国保険会社が「国内優先再保険」に規制されなくなり、中国地場保険会社と平等に競争できるようになった。しかしながら、外国保険会社は保険監督管理委員会の認可を得ない限り、その関連会社との再保険取引が禁止されている(第22条)規制は、現在も変わらず残っている。

<国際ルール上の問題点>

WTO加盟時約束においても、自動車第三者賠償責任保険を含む『statutory insurance(強制保険)』は外資損保会社には開放されていなかった(2012年5月に開放)。

自動車保険については、2006年7月1日より正式に自動車交通事故責任強制保険条例が施行され、強制保険と任意保険が分離して運用されるようになり、複数の外資損保会社が任意自動車保険の認可を取得した。しかし、外資損保会社が任意保険を扱う場合には、強制保険を国内保険会社で別途手配しなければならないため、内資保険会社と比較した場合競争上不利であった。

2006年12月には、中国保监会は外資系保険会社に対し、「外資系保険会社とその関連企業の再保険取引情報開示の強化に関する通達」を発表。

2007年1月1日より実施され、外資系保険会社の情報開示が一段と要求されるようになった。外資系保険会社は、中国地場保険会社と同等な待遇を享受していない可能性があり、上記規定は加盟約束違反である可能性がある。なお、支店・現地法人の設立認可に関しては、経済上の需要の考慮や免許発給数量的制限なしに免許が発給される旨約束しているにもかかわらず、外資系保険会社に対する認可については標準処理期間を大きく超える事例が見られ、実質的に外資系保険会社の参入が制限されている場合、加盟約束に違反している可能性がある。

<最近の動き>

これらの措置について、我が国は2009年10月のサービス貿易理事会（中国TRM）で制度の詳細や加盟約束との整合性について確認・指摘を行ったが、満足な回答が得られていない。上記のとおり、『保険法』の改正により、外国保険会社が中国の再保険市場で業務を展開する場合に『保険法』の規制がなくなった。しかし、中国国内の再保険業務はまだかなりの部分が「人脈」で取るため、短期的には中国地場企業の独占状況は変わらないと予想される。

自動車保険に関しては、2011年8月、中国保監会は「自賠責保険制度の構築推進」と題するプレスリリースを発出し、「外資開放を積極的に研究する」旨述べた。続けて、2012年2月、中国国家副主席と米国大統領の面会時に発表された米中共同ファクトシートにおいて改めて対外開放の方針が示された。そして、2012年5月、自賠責保険制度の対外開放が実現した。

(銀行)

<措置の概要>

人民元業務に関して、2006年12月より「外資系銀行管理条例」及び「外資系銀行管理条例实施细则」が施行されるとともに、「外資系金融機関管理条例」（2001年公布）は廃止され、外資系銀行

に対する人民元業務は全面的に開放された。

一方、外資系銀行が中国の個人向けに全面的に人民元業務を行うにあたっては、現地法人化することが実質的な条件となっているほか、外国銀行支店の中国国内個人向けの人民元業務については1口当たり100万元以上の定期預金に限られている。なお、外国銀行の支店から現地法人に変わると中国の銀行と立場が同じになるが、その結果、「預金に対する融資の比率は75%以下」、「1つの企業向けの融資は銀行の資本残高の10%以下」などの規制が新たに課されることになる。

前者の預金・貸出比率規制（75%以内）については、外資銀行の場合、中国国内での拠点展開が限定的であるため、中国国内での預金調達には限界があり、実質的に内外無差別原則にそぐわない可能性がある。また、中国当局は不動産や株式への投機的資金（ホット・マネー）の流入を防ぐために外貨流入に制限をかける外債枠規制を設けており、総量規制としての一定の効果はあるが、企業の資金調達に支障が生じる場合には、中国経済の健全な発展に影響を及ぼす懸念がある。

<国際ルール上の問題点>

中国は加盟後5年以内に、外資出資比率、業務、法人形態等を制限する既存の信用秩序維持以外の措置は撤廃するとしており、外資系銀行に課される業務展開の条件等は加盟約束に違反している可能性がある。

<最近の動き>

2010年9月、米国は、中国が人民元建てのカード決済を中国国内の業者に独占させ、外国のカード会社の参入を認めていない状況が、WTO加盟約束に反するとして、米国は中国に対してWTO協定に基づく協議要請を行った。その後、協議によって解決に至らず、2011年2月に紛争解決パネルが設置されることとなった。

(証券)**<措置の概要>**

WTO加盟に際し、中国政府が約束した証券業の対外開放は、①合弁形態による証券投資ファンド管理会社の設立において外資出資比率は加盟時には33%まで、加盟後3年以内に49%までの出資を認める、②加盟後3年以内に合弁形態の証券会社の設立は認めるが、外資の出資比率は3分の1を超えない。合弁証券会社はA株の引受販売業務を行うことができるが、A株の流通市場への参入は認められない。なお、2008年1月施行の「『外資が出資する証券会社の設立規則』を改正することについての決定」では、上場国内証券会社の株式保有率は単独の国外投資家の持分比率は20%を超えてはならず、国外投資家全体でも25%を超えてはならないとされている。

<最近の動き>

2012年4月に中国証券監督管理委員会(証監会)は適格国外機関投資家(Qualified Foreign Institutional Investors: QFII)の投資額の総計を800億ドルまで拡大することを表明した。また、証監会は、同年8月、外資との合弁証券会社の外資比率の上限を33%から49%に引き上げる規則改正案を発表した。

(金融情報)**<措置の概要>**

2006年9月、中国国営新華社通信は「外国通信社の中国国内におけるニュース・情報発布管理規定」を公布し、即日施行すると発表。外国通信社が中国でニュースを配信する場合、新華社の事前許可を得ること及び同社の指定機関を通じて配信を行うことが義務づけられた結果、従前認められていた外国通信社による中国国内消費者への直接のニュース配信が認められなくなった。

<国際ルール上の問題点>

中国は、「金融情報の提供及び移転」に係る自

由化約束を行っているところ、金融情報を含めた情報につき外国通信社に対してのみ配信規制が課されることは内国民待遇義務に違反している可能性がある。また、中国は、同約束表において、進出済の外国サービス提供者に認められた業務範囲等については、加盟時よりも制限的にはしない旨の約束も行っており、本規定はこれらの約束にも違反している可能性がある。

<最近の動き>

我が国は2007年11月の金融サービス委員会(中国TRM)で問題提起を行ったが、満足な回答は得られていない。2008年3月には、本件について米国及びEUが、中国に対してWTO協定に基づく協議要請を実施(6月にはカナダも協議要請)。その後、同年11月13日、米国、EU、カナダは中国と中国国内での外国通信社の金融情報サービス配信規制を見直すことで合意。米国等の発表によると、中国は、①配信許可を付与する独立の規制機関を指定すること、②外国通信社が代理店等を通じて配信を行わなければならないとする要件を撤廃する、等といった内容に合意したとされる。

これを受け、2009年4月に国務院新聞弁公室・商務部・国家工商行政管理総局が共同で『外国機関の中国国内における金融情報サービス管理規定』を公布し、2009年6月1日より実施した。同規定では金融情報サービスが通信社サービスと異なることを明確にし、そのため、外国機関が金融情報サービスを提供する際に『外国通信社の中国国内におけるニュース情報配信管理方法』(新華通信社、2006年)の規制を受けなくなる。また同規定では、新華通信社の代わりに、国務院新聞弁公室を外国機関の中国国内での金融情報サービスの監督管理機関として指定した。同規定には「外国機関が金融情報を配信する際に代理が必要」との内容もない。その結果、外国機関が国務院新聞弁公室の許可を得れば、中国国内で中国国内消費者に向け直接金融情報サービスを提供できるようになった。なお、2012年1月12日時点で、国務院

新聞弁公室は28社の外国金融情報サービス業者に対して中国国内における金融情報サービスの提供を許可している。

(5) 郵便・クーリエ

<措置の概要>

国際速達業務について、2005年12月改正の「外商投資国際貨物輸送代行企業管理弁法」によると、外資による国際貨物輸送代行企業（同月より外資独資も認められた）は、個人及び一部公文書を除く国際速達業務に従事することが可能になり、関連法規として「快通市場管理弁法」が2008年7月に制定された。

<国際ルール上の問題点>

中国の加盟時の約束によると、法令に基づき現在中国郵政部門が独占経営しているサービスを除いて、加盟時より外資比率49%以下の合弁企業設立が認められ、2002年12月までに外資マジョリティ、更に2005年12月までに外資比率100%の子会社設立も認められることとなっている。改正前の「郵政法」によると、「信書及びその他の信書的安全性を有する物品の配達業務を国家郵政局の独占とする」との規定があるが、「国务院が別段の規定を設けている場合にはこの限りでない」とし、独占サービスの範囲が明確となっていなかった。

<最近の動き>

1986年に制定された「郵政法」の改正をめぐっては、第10稿草案を基に2008年6月に議論され、同年10月には国务院常務会議で郵政法修正案が承認されるに至った。その後、同法案は2009年4月の全人代に提出され、10月から施行された。改正後の『郵政法』では、クーリエ業務を経営するには、郵政管理部門のクーリエ業務経営許可証を取得する必要があると規定している。さらに郵政法と同時に施行された『クーリエ業務経営許可管理方法』では、郵政管理部門がクーリエ業務経営許

可証の申請を審査するに当たって、国家安全などの要素を考慮するとともに、関係部門の意見も求めるべきとしている。外資企業はこれらの規定が外資企業のクーリエ市場参入にマイナスな影響をもたらすことを懸念している。

また、改正後の『郵政法』では「外商が手紙の中国国内クーリエ業務を投資・経営してはならない」と規定している。これは中国の法律で初めて外商の手紙の中国国内クーリエ業務への投資・経営を明確に禁止したものである（もっとも、外商による投資・経営が禁止された業務の具体的な範囲についてはいまだ明らかにされていない。）。中国国家郵政局が中国のWTO加盟時の約束はクーリエサービスを対外に開放するが、「中国郵政部門が独占経営するサービスが除外される」というものであると主張し、改正前の『郵政法』でも手紙業務は郵政企業の専営であると明確に規定していたし、改正後の『郵政法』で新しい貿易障壁を設けたとは言い難いとしている。なお、国家郵政局が2011年8月に公布した「郵政業発展「十二五」計画」では、計画期間中（2015年末）に「郵政企業の専營業務範囲に関する規定」の公布を推進することを示している。

中国がWTOに加盟した後、郵政法は10年近く改正が棚上げされてきた中、一部外資・民营企业は既に国内での手紙クーリエ業を行ってきており、中国の郵便業務に混乱をきたす可能性がある。引き続き、加盟約束が履行されるよう、法整備の状況等を注視していく必要がある。

知的財産

[加盟に伴う約束]

中国の知的財産保護制度は、同国の模倣品・海賊版等の不正商品問題の深刻化等を反映して、加盟作業部会において、加盟国側（特に先進諸国）が特に強く改善を求めた分野の1つであった。同部会での交渉の結果、中国は、加盟後直ちに

TRIPS協定を遵守することを約束した。すなわち、TRIPS協定上の義務を、開発途上国等に係る経過措置の適用を求めることなく、加盟時点において遵守するとし、具体的に、専利法（特許・実用新案・意匠を含む）、商標法、著作権法等の法制をTRIPS協定に整合させるために改正・整備することを約束した。更に、権利行使に関しても、損害賠償額の適正化、差止制度の整備、行政措置の強化、国境措置の強化、刑事罰の適用要件の緩和、更には一般人に対する教育・啓発等を通じ、TRIPS協定上の義務を履行することを約束している。

【実施状況】

中国における知的財産の保護は、実体面では、専利法、商標法、著作権法、反不正競争法、商業秘密侵害行為の禁止に関する若干の規定、集積回路の回路配置図保護条例、技術輸出入管理条例等、手続面では、民法通則、刑法、税関法、知的財産権税関保護条例等により規定されている。WTO加盟に向けて国内法令をTRIPS協定に整合的な内容にすべく、数多くの新法令の創設・既存法令の改廃が行われたほか、WTO加盟後にも引き続き関連規定の整備・拡充などが図られている。また、2008年には、知的財産権の創造・活用・保護・管理の能力を向上させるイノベーション型国家の構築を目指す「国家知的財産権戦略綱要（2008年6月）」や、全国の知財保護活動の方針や具体的措置を系統的に示した「2008年における中国の知財保護行動計画」（2008年4月）を制定し、積極的に知的財産権保護に取り組む姿勢を打ち出した。同年12月には第11期全国人民代表大会常務委員会で改正専利法が可決され、2009年10月1日に施行された。さらに、2010年10月、「知的財産権の侵害及び模倣品・粗悪品の製造・販売を摘発する特別プロジェクト活動方案」が国務院で可決され、全国範囲における知的財産権侵害及び模倣品・粗悪品の製造・販売行為を摘発する特別プロジェクト活動を集中的に展開した。また2011年11

月には、全国での知的財産権侵害及び模倣品・粗悪品の製造・販売の摘発作業の指導を担う、全国知的財産権侵害及び模倣品・粗悪品の製造・販売の摘発に関する作業指導グループを設立した。さらに、「2012年国家知的財産権戦略実施推進計画（2012年4月）」において、知的財産権侵害撲滅体制の構築を強化するため、司法・行政各部署が取り組むべき具体的な措置項目が掲げられた。2012年8月には、行政執行の権限拡大など執行面の強化を図る専利法改正案（意見募集稿）が中国国家知識産権局（SIPO）より公表されるなど、行政措置を強化する姿勢を示している。

【問題点】

中国における知的財産制度は、実体法制の整備という面のみについて見れば、いくつかの点については、なお改善が必要であるものの、概ねTRIPS協定に整合的な内容となったと考えられる。他方、かねてから中国について問題視されてきた模倣品・海賊版等の不正商品の横行という実態は、中国政府当局の取組にもかかわらず、最近に至っても改善を見せていない。2011年度に模倣被害があったと回答した我が国企業のうち、64.4%が中国（香港を含む）で製造、経由、販売・消費いずれかの被害を受けているとする調査結果（特許庁「2012年度模倣被害調査報告書」（2013年3月））、及び、中国から輸出された知的財産侵害物品の差止件数は25,007件で、前年比で17.8%増と引き続き増加傾向にあり、仕出し国の構成比においても、中国の比率が全体の9割超（94.0%）であったという調査結果（財務省「平成24年（2012年）の税関における知的財産侵害物品の差止状況」（2013年3月））は、これを裏付けている。かかる実態を是正するためには、実体法制の整備だけでなく、法制の適切かつ効果的な運用、司法・行政各部門での取締りの強化など、運用面での取組の改善が必要である。以下に、更なる是正・改善が望まれる事項を具体的に指摘する。

(1) 模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題

知的財産権の保護には、まずは実体的な規定の整備が必要であるが、この点については、WTO加盟を契機として、中国の一連の法改正により改善が図られた点は評価できる。しかしながら、TRIPS協定及び国内法により規定されている知的財産権の保護を実効的なものとならしめるために、民事手続・行政手続・刑事手続等を利用した権利行使（エンフォースメント）が、迅速かつ効率的に、また、公正かつ公平に実現されるよう、権利行使に関する制度が整備され、かつ、運用されることが不可欠である。以下に、今後の中国における知的財産保護において大きな役割を果たすエンフォースメント面での問題点を指摘する。

<国際ルール上の問題点>

① 不十分な行政上及び民事上の救済と刑事制裁

中国における知的財産権侵害に対しては、行政上の取締り（行政当局による侵害行為の停止、過料の課徴、侵害製品の差し押さえ及び廃棄等）、民事上の救済（裁判所の判決に基づく差し止め、損害賠償、謝罪広告による名誉回復措置等）、刑事上の制裁（懲役、罰金等）が法令により定められている。

(行政上の取締)

行政上の取締りについては、中国政府も実施しているものの、その処罰内容については不十分な部分がある。例えば、商標権侵害の場合、商標法実施条例（第52条）は、商標権侵害に対する行政上の過料の最高額について、不法経営額（製造・販売した権利侵害品の価値）の3倍又は10万元以下（不法経営額が計算できない場合）を上限としているが、10万元では商標権侵害により得ることが可能な不当利得との対比で十分な抑止効果を有するかは疑問がある。さらに権利侵害者の不法経営額を正確に算定することは困難であり、実際の不法経営額よりも低く認定される傾向があるた

め、十分な抑止効果のある過料が課せられないとの指摘がある。これに関し、2012年12月に公表された商標法改正案（意見募集稿）では、商標権侵害に対する行政上の過料の最高額について、不法経営額（製造・販売した権利侵害品の価値）の5倍（不法経営額が5万元以上の場合）又は25万元以下（不法経営額が無い又は5万元以下の場合）を上限としており、5年以内に商標権侵害行為を2回以上行った場合やその他の重大な情状が認められる場合は、より厳重な処罰を科さなければならないとしており、今後の改正の動向が注目される。また、著作権侵害の場合、著作権行政担当部局（著作権局）による行政処罰が執行されるためには「公共の利益を損なった」ことが要件とされているが、この要件の内容が不明確であり、捜査権限を有しない権利者にとって過度の証拠の提出が求められる場合があり、運用要件の明確化、過重な要件の緩和が望まれる。

更に、再犯がかなりの頻度で発生していることから（経済産業省「中国における知的財産権侵害実態調査」（2010年3月））、追加の侵害の抑止を求めるTRIPS協定第41条の観点から、処罰の強化が求められる。税関における取締りについても、総担保弁法の施行により手続の簡素化が実現されたものの、更なる改善が求められる。具体的には、現行の手続の改善（権利者の応答期間の適正化や確認手続の簡素化など）、侵害認定の際の保管料等の権利者負担の廃止、権利侵害品没収・廃棄の徹底等が挙げられる。特に、権利侵害品の没収・廃棄については、税関で没収された侵害品は、公益機関に交付し社会公益事業に利用しなければならないが、利用できない場合でかつ権利者の買取りもない場合には、侵害の特徴が削除できないときを除き、侵害の特徴を削除した後に競売に付すとの規定があり、交付や競売を通じて、再度侵害の特徴を付された侵害品が市場に還流するおそれがあることから、我が国としては、TRIPS協定の関連規定（第46条、59条等）の趣旨に鑑み、

権利侵害品の没収・廃棄の徹底を通じて還流や再犯の防止が効果的に行われるか否かを注視してきた。この点に関し、「海関総署公告2007年第16号」(2007年4月)により、税関は没収物品を競売する場合には権利者の意見を求めなければならないことが規定されたが、米国は税関で没収された侵害品の扱いについて問題視して、2007年4月にWTO協定に基づく協議要請を行い、同年9月にはパネルが設置された。当該案件には我が国も第三国として参加した。2009年1月にはパネル報告書が発出され、同3月の紛争解決機関(DSB)会合において同報告書が採択された。パネル報告書では、不正商標が除去された後、商品の状態が何ら変更するものではない権利者の意見を求めるだけの手続は不十分な措置であり、TRIPS協定第46条の原則を援用する第59条に整合的でないと判断された。このパネルの判断を受け、2010年3月、知的財産権税関保護条例が改正され、商標権侵害品については、単に貨物上の商標標識を除去するだけでは商業ルートに投入することを認めてはならない旨が定められた。さらに、2011年11月、権利者の確認のために各地の税関から差し止め物品の写真が権利者に送付されるようになり、差し止め手続に一定の改善が見られた。

また、中国で製造された模倣品等が近隣のアジア諸国等に輸出されており、不公正な形で国際貿易を歪曲させている可能性が指摘されている。更に、不当な原産地表示をした商品が発見される事例も数多く報告されている。輸出品の取締りはTRIPS協定第51条の義務ではないものの、第41条第1項で規定する効果的な権利行使実現の観点から強化すべき分野であると言える。

(民事上の救済)

民事上の救済については、知的財産権の侵害に対し、権利者が侵害行為を抑止するために費やした合理的な費用を含む損害賠償の請求が認められているものの(専利法第65条、商標法第56条等)、必ずしも十分な賠償金が認容されない、勝訴して

も賠償金が取れないといった指摘がある。この点に関しては、例えば、専利法及び2001年7月施行の「最高人民法院特許紛争案件審理の法律適用問題に関する若干規定」、商標法及び2002年10月施行の「商標民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する最高人民法院解釈」、著作権法及び「著作権民事訴訟案件の審理における法律適用の若干問題に関する最高人民法院解釈」において、損害額の算出方法が規定されているが、侵害者側に証拠が集まっていることが多く、実際には各法・解釈で規定されている法定賠償額の範囲内で裁判所の裁量により賠償額が決定される事例が多く、権利者が適正な賠償を受けられないとの指摘がある。2009年4月に通知された「現在の経済情勢下における知的財産裁判の大局支持に係わる若干問題に関する最高人民法院の意見」においても損害賠償の補償効果、懲罰効果及び抑止効果を強化する旨の規定があるところ、損害補償のための十分な賠償を求めるTRIPS協定第45条の規定や、中国がWTO加盟時に損害賠償額の適正化について約束していることにも鑑み、裁判における賠償額の認定にあたり、上記規定等がどのように運用されるかを引き続き注視していく必要がある。また、2012年8月に公表された専利法改正草案(意見募集稿)においては、故意的な特許権侵害について、侵害行為の情状、規模、損害結果などの要素に基づき、賠償額を最高3倍まで増額しうる旨の規定がみられるところ、今後の改正の動きが注目される。

(刑事上の制裁)

刑事上の制裁については、刑法第3章第7節において、知的財産権の侵害に係る刑事事件に対して懲役や罰金等の罰則が規定されている(商標権侵害について第213条から第215条、著作権侵害について第217条及び第218条)が、刑事罰の適用要件については、刑事訴追基準(閾値)が高いことに加え、基準として採用されている不法経営額の算定が適切な方法でなされていないため、商業的

規模の侵害であっても刑事訴追基準（閾値）を満たさず刑事罰が課されないのみならず、侵害者が法人であるというだけで、その閾値は個人による閾値の3倍とされているため、法人による侵害は、より刑事罰が課されにくいという状況があった。刑事罰が課されにくい状況は、侵害に対する抑止力を制限することになり、特に効果的な再犯防止につながらないため、実効的な知的財産権の執行の観点から大きな問題であり、また、閾値回避のために小口化して流通・在庫管理を行う侵害事例が多くなり、特に小規模な小売段階での刑事摘発が困難であり組織化・巧妙化する模倣品ビジネスの実態に対応できない、といった事態が生じる。我が国としても実効的な知的財産権の執行の観点から強く関心を有し、日中パートナーシップ経済協議等の日中間での各種二国間協議の場やTRIPS理事会での中国TRMといった多国間枠組みの場で改善を要請してきたところ、「最高人民法院、最高人民検察院による知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈（2）」（2007年4月）により、商標の不正使用及び著作物の違法な複製も含む知的財産権に関し、閾値における法人・個人の差の撤廃により、法人に関する閾値が実質的に従来の3分の1に引き下げられ、また、中国刑法第217条に規定された「著作権侵害罪」に関する閾値のうち、複製点数基準を1,000から500に引き下げるといった一定程度の改善が見られた。刑事罰の適用の閾値に関しては、効果的かつ抑止力のある救済措置を定めたTRIPS協定第41条や、商業的規模の商標の不正使用及び著作物の違法な複製についての刑事罰の適用を定めたTRIPS協定第61条等との整合性が問題となるところ、米国はこれらの論点についても、2007年4月にWTO協定に基づく協議要請を行った。2009年3月にDSB会合で採択されたパネル報告書では、閾値に関する論点については米国の行った「中国の規定する商業規模がTRIPS協定61条等に違反する」との主張は、「商業的規模」は市場、商品、その他の要素

により変化しうるとの主張は認められたものの、閾値の規定自体の違法性については米国が十分な立証ができなかったとして退けられている。しかし、この点に関連しては、刑事訴追基準に達しているにもかかわらず、地方行政機関の裁量により刑事移送・刑事立件されないといった事例も報告されている。したがって、刑事移送の問題については、「2010年中国知的財産保護行動計画」において、知的財産権の刑事司法保護を強化するといった旨が記載され、さらに「2012年国家知的財産権戦略実施推進計画」において、知的財産権侵害に係る行政法執行と刑事司法との連携作業を推進し、行政法執行と刑事司法との情報共有化体制の整備を掲げているものの、その実効性につき引き続き、中国政府による地方取締現場への啓発・監視強化を求めていく必要がある。

②外国でなされた発明等の冒認出願・無審査制度の濫用

外国において発明・考案された特許・実用新案や創作された意匠が、中国において、発明者、創作者以外の者によって出願、登録されてしまう事例（冒認出願）が多数あることが、我が国企業から報告されている。中国においては、冒認が拒絶理由及び無効理由とはなっておらず、権利の帰属に関する確認を求めることによる救済のみが可能である（専利法実施細則第85条、第86条）。権利帰属確認のための行政手続の執行や裁判の期間が長期化すると、市場の活性時期に発明者、創作者以外の者による出願に基づく模倣被害を阻止することができないといった事態が生ずることから、TRIPS協定第41条第1項（侵害防止のための迅速な救済措置）の趣旨に鑑み、このような模倣被害の拡大を効果的に防止する取組を求めていく必要がある。また、中国においては、実用新案制度及び意匠制度は無審査制度を採用しており、権利行使時に、権利の有効性について審査官が作成する専利権評価報告書の提出が義務づけられていないなど、権利濫用を防止する規定が不十分である点

が懸念されるところ、併せて注視していく必要がある。

③他人の商標やキャラクターを盗用した出願

我が国企業の商標やキャラクターが第三者によって出願、登録されてしまう事例（冒認出願）が多数あることが報告されている。このような出願が公告・登録されてしまうと、商標権の買取要求や、名声にフリーライドした不正な事業化、更には中国市場に参入した本来のブランド事業者を工商行政管理局に商標権侵害で訴える等の事業妨害が行われるリスクが生じる。また、本来のブランド事業者が各地の工商行政管理局において模倣品に対する行政取締を申し立てた場合において、模倣品業者が冒認しているにも拘わらず出願していることを抗弁として主張するため、当該冒認出願に対する商標局の判断が出るまで行政取締の実施が保留されてしまい、模倣被害を迅速に阻止できないといった事態が生じる。この点については我が国としても日中間での各種二国間協議の場や多国間枠組みの場において改善を要請してきたところ、最高人民法院は、「知的財産権裁判の機能を十分に発揮させ、社会主義文化の大きな発展・繁栄を推進し経済の自主的協調的發展を促進する上での若干の問題に関する意見（2011年12月施行）」を發布した。これにより、商標の使用意図などを適切に把握して悪質な出願を抑制することや冒認出願され商標権侵害として提訴された場合に先行商標使用者であることの抗弁を認めることなどが明確化された。今後もTRIPS協定第41条第1項（侵害防止のための迅速な救済措置）の趣旨に鑑み、このような冒認出願による被害拡大の効果的防止につき注視していく必要がある。また、2012年12月に公表された商標法改正案（意見募集稿）において、他人と契約や取引関係等を有し、その他人が使用する商標の存在を明らかに知っている者が、その商標を出願した場合は、異議申立により当該出願を拒絶する規定が盛り込まれており、今後の改正の動向が注目される。

④地方保護主義

中国における知的財産権侵害に対する取締り上の重要な問題点の1つとして、「地方保護主義」の問題が指摘される。具体的には、取締りを担当する地方行政機関の担当者に知的財産権の基本的理解が欠如しており（制度・条約の内容の不完全な理解や存在自体の不知）、更には地元業者による模倣品・海賊版の製造行為が地元利益とするものとの認識から、取締りに手心を加える、取締り情報を不正商品の製造者に内通する、といった事例が報告されている。地方当局におけるこのような行為の継続は、中国における知的財産権の迅速かつ的確な権利行使を阻害するものであり、TRIPS協定第41条第1項（侵害に対する効果的措置のための国内手続確保）等との関係から問題となりうる。また、外国人・外国法人たる権利者の救済において差別的効果を伴う場合には、保護に関し内国民待遇を定めるTRIPS協定第3条第1項との関係からも問題となりうる。地方保護主義については、中国政府も2010年10月から2011年6月にかけて温家宝総理の指示のもと中国全土において知的財産権侵害を摘発する特別活動を行い、特別活動終了後の2011年11月には活動の成果を確認するとともに摘発活動を継続的に徹底するための方針を示した。さらにこれを受ける形で、「知的財産権侵害と模倣・粗悪品の製造・販売に対する摘発の更なる徹底に関する国务院の意見（2011年11月）」を示し、地方における法の執行業務を指導する旨言及しているが、未だ上記のような地方保護主義が残存しているとの声が根強くある。一方で、地方政府のうちでも知的財産保護に高い意識を有するところもある。日本企業の模倣品被害も甚大である広東省では、広東省政府主導で模倣品取締条例の制定や「三打兩建」特別活動など独自の取組が積極的に行われている、との報告があるが、引き続き、中国政府による地方取締現場への啓発・監視強化を求めていく必要がある。

(2) 周知商標保護

<措置の概要と国際ルール上の問題点>

外国の周知商標保護が不十分である点については、我が国を始め、米国・EUもWTOにおける法令レビューの過程で言及しており、先進国共通の関心事項となっていた。従来、中国における周知商標（中国法でいう馳名商標）については、中国企業のもののみをリスト化して保護してきた経緯があり、TRIPS協定第3条（内国民待遇）との関係で問題があったが、「周知商標の認定と保護に関する規定」（2003年6月1日施行）の施行により、中国企業のみをリスト化が廃止され、外国の周知商標についても認定が進んでいることは評価できる。また、最高人民法院は、「馳名商標の保護をめぐる民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」（2009年5月1日施行）を發布した。この解釈には、「馳名商標の認定」を目的として訴訟を起こすことを防ぐために、裁判所が認定を行わない類型に関する規定が導入されたり、裁判所の認定時に考慮される事実として市場での名誉声望が追加されたりしている一方で、極めて有名な「馳名商標」について権利者の立証責任を軽減させる内容も含まれている。引き続き、地方条例とあわせて、運用面で内外無差別での周知商標の保護がなされ、また認定手続の透明性が確保されるかを注視していく必要がある。

(3) 特許・ノウハウ等のライセンス等への規制

<措置の概要>

中国においては、「技術導入契約管理条例」、「技術導入契約管理条例実施細則」及び「技術輸出入契約登録管理弁法」等により、外国企業と中国国内企業との間で締結する実施許諾契約（いわゆる国際ライセンス契約）等に対して規制が行われてきた。

<国際ルール上の問題点>

加盟交渉等を通じて問題とされた中国のライセンス等への規制についての条項は、「技術輸出入

管理条例」等の施行を経てTRIPS協定整合的なものに近づいており、中国の改善の取組については評価できるものの、「技術輸出入管理条例」に含まれる数々の制限条項及び強制的な保証が、TRIPS協定第3条（内国民待遇）や特許権者に実施許諾契約を締結する権利を認めた同第28条2項との関係から問題となりうる。

以下に、TRIPS協定との関係で問題となり得る点を列挙する。

一事実上のロイヤリティ規制

1993年以前、「技術導入契約の締結及び審査許可の指導原則」が、純販売額を基準とした場合のロイヤリティ料率の上限を5%と規定していた。当該規定はすでに廃止されているが、依然として、合弁企業設立時の審査に際する中国地方政府の行政指導により、ロイヤリティ料率の上限や契約期間の規制等が行われることもある。合弁企業設立においては外国企業がライセンサーの立場になることが多いと想定されるところ、このようなロイヤリティ料率等に関するライセンス規制は、TRIPS協定第3条第1項の内国民待遇義務に整合していない可能性がある。

一改良技術の帰属（技術輸出入管理条例第27条及び第29条第3項）

管理条例第27条は、ライセンス等により供与された技術を改良した技術は、改良を行った当事者に帰属するとしており、加えて、管理条例第29条第3項は、技術受入側がライセンス等により供与された技術について改良をなし、又は当該改良された技術を実施することについて、技術供与側がこれを制限することを禁止している。これらの強制的な規定のため、外国の技術供与者はその技術を譲渡や許諾したいと考えても、当該技術が技術受入側により改良された場合、当該技術をほぼ管理できなくなり得るため技術供与を躊躇することとなる。

一方で、国内の技術の譲渡又はライセンス契約

について、中国契約法第354条では、契約当事者は、改良した技術成果の分配につき、契約で定めることができるかとされている。当事者の約定に関わりなく、改良した技術が改良を行った当事者に帰属すると定める当該条例は内外差別的な措置である。なお、契約法第355条は法又は行政法規が、技術の輸出入契約、特許契約又は特許出願契約について別段の定めをするときには、当該別段の定めが適用されると定める。かかる扱いは技術輸出入に該当するライセンス契約の場合には、特別法である管理条例が優先的に適用されることを示している。

一 第三者の権利の侵害に関するライセンサーの義務（第24条）

技術受入側がライセンス等により供与された技術を利用した結果として第三者から権利侵害で訴えられた場合、旧条例（技術導入契約管理条例及び技術導入契約管理条例実施細則）では応訴する義務があったが、旧条例の廃止に伴い、当該応訴義務が廃止された。しかし、管理条例第24条2項において、第三者の権利侵害の主張に対する対応について協力する義務が依然として定められている。さらに、管理条例第24条3項には、旧条例と同様、「技術輸入契約の受入側が供与側の供与した技術を契約の定めに従って使用した結果、第三者の合法的権益を侵害する場合、その責任は供与側が負う」と規定されており、例えばライセンサーがライセンスされた技術を契約に従わない用法で利用した結果として第三者の合法的権益を侵害した場合などには、ライセンサーが免責される可能性があるものの、免責されることが明確になるまでは、自己が関与しない事項であっても第三者に対する侵害責任について何らかの対応をしなければならないと考えられる。

一方、国内企業間の契約の際に適用される中国契約法（第353条）では、第三者の権益を侵害した場合の賠償責任について、当事者の契約で別途定めることができるかとされている。従って、上記

のように、管理条例において、当事者の約定に関わりなく、第三者の権益の侵害について、技術供与側が当然に一定の義務及び責任を負うとされることは、内外差別的な措置としてTRIPS協定第3条第1項の内国民待遇義務に整合していない可能性がある。

一 技術供与の完全性等の保証（技術輸出入管理条例第25条）

管理条例第25条には、供与する技術が完全で、瑕疵がなく、有効であり、契約に定めた技術目標を達成することができることを供与側が保証しなければならないという規定が旧条例から引き続き残されており、技術目標の達成のための強制的履行を迫られる可能性がある。

このように、外国の技術供与者は、依然として技術供与に慎重にならざるをえない状況にある。今後、技術輸出入管理条例の一層の明確化及び規制緩和を要求するとともに、中国の国内企業間で締結するライセンス契約を含む技術供与契約に対する規制との異同を含めて、国際的な実施許諾契約等を登録管理又は許可する当局の運用についても、引き続き注視していく必要がある。

<最近の動き>

中国に関しては、国内法制の整備及び権利行使（エンフォースメント）に関する制度と運用の両面について、TRIPS協定の遵守状況を検証する経過的レビュー（中国TRM）が加盟議定書の規定に基づき、2001年12月の加盟後8年間にわたりTRIPS理事会にて毎年実施され、2011年10月に最終レビューが行われた。2009年10月及び2011年10月のTRIPS理事会の中国TRMでは、我が国より、前述の更なる是正・改善が望まれる事項、特に模倣品・海賊版等の知的財産権侵害品に対するエンフォースメントの重要性等につき指摘を行った。このエンフォースメントの強化の必要性については、我が国のみならず米国・EUからも指摘がなされた。上記ライセンサーの義務に関する問

題については、2007年及び2008年のTRIPS理事会の中国TRMにおいて、我が国より当該条例の適用について明確化を求めてきたところ、2008年の理事会において中国側より「使用者が適正な環境、方法において使用する限り、譲渡者が責任を負うことはない。」との回答があった。また、2011年10月の最終レビューにおいて、我が国より当該条例の規定による内外差別性的な扱いを指摘したところ、中国は、当該条例に内外差別的規定は存在しないと回答した。

また、国家工商行政管理総局副局長との会合（2011年5月、12月、2012年5月）、中国国家知識産権局（SIPO）との二国間会合や日中韓、日米欧中韓等における協議の場の他、民間の業種横断的な模倣品・海賊版対策組織である「国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）」とのIIPPFハイレベルミッション（2012年9月）においても、これらの知的財産問題の改善を要請してきた。さらに、2009年6月の日中ハイレベル経済対話の際に、経済産業省と中国商務部との間で交換した「知財保護の協力と交流に関する覚書」に基づき、2009年11月、2010年10月、2011年10月に日中知的財産権ワーキング・グループを開催し、知財保護に関する幅広い議題について中国政府と意見交換を実施した。また2009年8月には経済産業省と中国国家工商行政管理総局との間で「知的財産保護の協力に関する覚書」を締結し、同覚書に基づき、2010年7月、2012年1月に日中模倣品事務ワーキング・グループを開催し、商標権侵害及び反不正競争法違反に関して中国国家工商行政管理総局と意見交換を実施した。また、同覚書に基づき、2012年1月に日中商標実務者会合を開催し、中国商標法改正の検討状況、商標代理人の規範、及び第三者による商標出願・登録の問題（冒認商標出願問題）に関して中国国家工商行政管理総局と意見交換を実施した。中国政府に対しては、引き続きこれら様々な協議の場を利用して、中国国内における知的財産法制の整備状況について確認を行いつつ、併せて、制度の運用面についても確認し、問題点

があれば是正を求めていくことが必要である。

また、中国政府によるエンフォースメント強化を実現するためには、同時に中国政府の各種行政当局の能力向上が不可欠であり、こうした観点から、我が国では研修生受け入れ、専門家派遣及び各種セミナー等により支援を行っている。加えて、法制度の更なる改善の観点から、専利法・商標法等の改正に係る意見交換等中国における制度改革のための協力を行っている。中長期的視野に立って、司法部門及び審査・執行を担当する行政部門における専門的人材の育成、知的財産保護・尊重の必要性に関する一般への普及啓発活動等の多面的な取組がなされることも重要である。更に、民間ベースにおいても、中国当局の一層の取組を促し協力する観点から、個別企業による取締要請や情報提供、IIPPFによる取締り能力強化のための協力、欧米企業も参加している「優良ブランド保護委員会（QBPC：Quality Brands Protection Committee）」を通じた働きかけ等の各種活動を行っている。このような活動を支援するため、JETROでは、日本企業への各種情報提供を行っている他、相談窓口を北京・上海・香港・広州・大連・青島に設置し中国政府との橋渡しを行っている。日本政府としても、民間企業の積極的活動を奨励するとともに、一層の促進が図られるよう必要な支援を行うことが重要である。

特許・ノウハウ等のライセンス等への規制に関しては、第三者侵害保証責任にかかる内外差別的な扱いを含めた技術輸出入管理条例等の技術移転に関する規制が対中国への投資の阻害要因になっていることが、2010年12月初旬に開催された日中韓自由貿易協定（FTA）産学官共同研究第3回会合にて指摘された。その後も、2011年12月に行われた第7回会合において、日本と韓国より、技術移転契約が依然として投資阻害の要因であることが指摘されている。今後もこのような二国間・多国間協議等を通じて、技術輸出入管理条例の一層の明確化及び規制緩和を働き掛けていくことが重要である。



知的財産に関してこれまでに整備された主な法令

①専利法（2009年10月施行）

1984年3月の第6回全国人民代表大会常務委員会で採択された、特許・実用新案・意匠の保護を担う「専利法」は、1992年9月に、保護対象の拡張、権利期間の延長等を特徴とする第一次専利法改正、2000年8月に、特許権で占有できる実施行為の拡張、訴訟前の権利侵害行為の停止命令、財産保全措置命令、地方特許管理機関の特許に関する紛争処理の機能の創設等を特徴とし、TRIPS協定への対応を目的とした第二次専利法改正を経て、2008年12月に、第11回全国人民代表大会常務委員会において第三次専利法改正が決定され、2009年10月1日から施行された。

第三次専利法改正の主な内容としては、新規性、進歩性等の判断に用いる先行技術の国内公知から国内外公知への変更、遺伝資源を利用した発明の保護対象への明記、中国国内で完成した発明を外国に出願する場合の秘密保持審査制度の導入、権利侵害行為を差し止めるための合理的な支出を含める等の損害賠償額算定基準の変更、並行輸入の原則非侵害化、意匠特許の出願の際に添付しなければならない書類として「意匠の簡単な説明」の追加、類似意匠制度の導入、特許詐称の行為の刑事罰化等が挙げられる。なお、専利法の手続等を規定する「専利法実施細則」の改正についても、2010年2月に施行された。

また、2012年8月に第四次改正に向けた手続として、中国国家知識産権局（SIPO）より、改正案の意見募集稿が公表され、現在改正手続が進行中である。

②商標法（2001年12月施行）

2001年10月、全国人民代表大会常務委員会において、「商標法」の改正が決定され、同年12月から施行された。改正法の重要な特徴は、「周知商標」「団体商標・証明商標」「立体商標」「司法による最終決定」等の規定が導入され、TRIPS協定への対応を図ると同時に、近年、その取締りの強化が求められて

いる模倣品問題に対処するため、侵害行為に対する行政機関による執行権限を明記し、侵害品の販売行為の取締りの実効性を高めるため「明知」（登録商標を無断で使用していることを知っていたこと）の要件を削除し、損害賠償に関する規定の充実を図っている。また、商標法改正に伴い、細かな運用規定を定めた商標法実施条例についても2002年9月15日に施行された。右条例のポイントとしては、周知商標の認定について、従前の「周知商標認定及び管理に関する暫定規定」とは大きく異なり、商標登録出願の審査段階又は審判段階においてその商標権の帰属について争いが生じた際に、個別に周知商標の認定を申請し、商標局又は商標評審委員会がこれを認定することとなったこと、そして、商標権侵害に関する罰金は、従来の「不法経営額の50%以下」から「不法経営額の3倍以下」と大幅に引き上げられたことなどが挙げられる。更に、周知商標に関して、2003年6月に施行された「周知商標の認定と保護に関する規定」においては、周知商標の事前認定制度（周知商標のリスト化により保護されていたのは、中国企業のみ）が廃止され、個別の事案ごとに周知性を認定すること等が規定された。また、2012年10月31日の国务院常務会議で「中華人民共和国商標法」改正案が審議され採択され、同年12月に全国人民代表大会の常務委員会に提出されている。改正案は、出願人の利便性向上や公平競争の市場秩序の維持、商標権の保護強化に着目した内容となっている。

③著作権法（2001年10月施行、2010年4月施行）

2001年10月、全国人民代表大会常務委員会において、「著作権法」の改正が決定され、即日、公布・施行された。この改正のポイントは、著作権法制をTRIPS協定に整合化するため、外国著作物への保護を拡大し、貸与権を明示的に規定する等の対応が図られた。著作権法改正に伴い、実施細則を定めた著作権法実施条例も、2002年9月から施行されている。同条例のポイントは、「外国作品の保護」を明文化し、罰金規定として「不法経営額の3倍以下」

と規定したことなどが挙げられる。また、2001年12月、同法に基づく「コンピュータソフトウェア保護条例」が公布され、2002年1月1日から施行された。この条例も、TRIPS協定に対応するため、コンピュータプログラムを著作権により保護することを明確化するとともに、従来、25年間の保護期間を50年間まで更新が可能とされていた点を、著作者の死後50年間に改める等の対応が図られた。さらに、2010年2月、「著作権法」の改正決定が第11回全国人民代表大会常務委員会において決定され、2010年4月から施行された。同改正においては、WTOの紛争解決機関（Dispute Settlement Body, DSB）によりTRIPS協定に違反すると判断され、同協定の義務に整合化させることを勧告された、改正前著作権法第4条の「法律によって出版、伝達が禁止された著作物は、本法による保護を受けない」旨の規定が削除されるなどの改正が行われた。

また、2012年3月、7月と2回の意見募集が行われた。その過程で、反対意見が多く見られた条文案（著作物の利用に際して著作権者の許諾を得ずに利用することを認めるような内容等）は削除あるいは修正されている。また、政府関連機関や産業界の専門家、有識者などからの意見を招請し、産業界における実務上の課題の洗い出し、それを解決するためのニーズなどに関して議論がなされた。専門家意見招請における論点としては、作品定義と権利内容、権利所属の不明な著作物、著作物の二次報酬権、職務著作、雑誌等記事の転載に伴う法定許可、ラジオ局やテレビ局が既に公開された作品を放送する際の法定許可、著作権集中管理、著作権登録、技術保護関連措置、権利侵害などが挙げられた。

国家著作権局による今回の著作権法改正作業は既に最終段階に入っており、今後の改正手続きは、現在進行中である。

④技術輸出入管理条例（2002年1月施行）

2001年12月、外国企業と中国国内企業との間で締結される特許・ノウハウ等の実施許諾契約（以下、国際ライセンス契約）を規律する「技術導入契約管理条例」に代わる「技術輸出入管理条例」が公布さ

れた。また、2001年12月、同法に基づく「輸入禁止輸入制限技術管理弁法」、「技術輸出入契約登録管理弁法」等が公布され、何れも2002年1月から施行された。技術輸出入管理条例においては、国際ライセンス契約の対象である実施行為について第三者から権利侵害等で訴えられたときは、ライセンサーがこれに応じなければならないとされている。また、国際ライセンス契約で提供された技術を改良して産み出された改良発明は改良した者に帰属することが規定されている。

なお、これまで本条例の第29条第5項乃至第7項の制限条項は内国民待遇に関する問題があるとして指摘を行ってきた。

⑤知的財産権税関保護条例（2004年3月施行、2010年3月施行）

2004年3月、専利権について輸入者の担保金の提供により通関を請求できることとするなどTRIPS協定を踏まえた規定が導入された。商標権侵害に係る没収物品の競売制度や権利侵害品の倉庫保管料等の権利者負担などの規定も一部修正されたが、改善がなされていない部分がある。また、2010年3月には法改正を行い、WTOのDSBによりTRIPS協定に違反すると判断され、同協定の義務に整合化させるようなされた勧告にあわせ、商標権侵害品について、単に貨物上の商標標識を除去するだけで商業ルートに再投入することを認めてはならないと定めた。

⑥知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律運用に関する若干問題の解釈（1）（2004年12月施行）

2004年12月に施行された、特許権、商標権、著作権、営業秘密等の知的財産権侵害に対する刑事処罰を明確化する司法解釈である刑法における用語に対し、明確な定義を行った他、刑事訴追基準における違法所得金額等の基準の引き下げ、権利侵害製品の価値の計算方法、事業者の犯罪の場合の量刑の算定方法（個人犯罪に対する刑罰の3倍を基準）、インターネットを通じた他人の音楽や映画等を頒布する

行為を違法行為とみなすこと等が規定されている。

⑦最高人民法院の技術契約紛争事件審理の法律適用における若干問題に関する解釈及び公告（2005年1月施行）

契約法中の技術契約について紛争が生じた場合の法律適用に関する司法解釈である。技術輸出入管理条例第29条第5項ないし第7項の制限条項と同様の内容が、技術契約の無効事由として盛り込まれている（第10条）。

⑧インターネット著作権行政保護弁法（2005年5月施行）

インターネット上の著作権侵害における著作権者、インターネットサービスプロバイダー（ISP）、コンテンツ提供者の責任を規定する。インターネット上で著作権者が侵害を発見してISPに通知した場合、ISPが速やかに関連の内容を削除することや、ISPが削除を行わずに社会公共の利益を損なった場合に行政処罰の対象となること等を定めている。

⑨地理的表示商品保護規定（2005年7月施行）

これまで地理的表示を含む商標は商標法によって保護されてきたが、本規定は地理的表示を有する商品を保護する特別の規定である。地理的表示を有する商品の定義、同商品の申請、審査、公告、異議申立て等の手続、商品の専用表示の使用、保護などを定めており、中国国外の地理的表示を有する商品についても登録、保護されることとしている。

⑩公衆の健康問題に関わる特許実施の強制許諾に関する弁法（2006年1月施行）

2001年11月のドーハにおける第4回WTO閣僚会議において採択された「TRIPS協定と公衆の健康に関する宣言」及び2003年8月のWTO一般理事会で採択された「決定」（第II部第12章参照）の実施に関するものであり、公衆衛生の危機的状況を国家緊急事態として強制実施権を発動することができること、医薬品の生産能力が不十分な国に対して強制実施権を用いて製造された医薬品を輸出することがで

きること、などが規定されている。

⑪展示会における知的財産権保護弁法（2006年3月施行）

中国国内の展示会における特許、意匠、商標、著作権の保護を規定する。展示会主催者が意匠権侵害に係る物品の展示について、販売をしていないと権利侵害にはならないことが明記されている。

⑫情報ネットワーク伝達権保護条例（2006年7月施行）

著作権法第58条に基づいて制定され、中国のインターネット上の著作権保護に関し、著作物削除要求等のインターネットサービスプロバイダー（ISP）を通じた権利救済措置、情報ネットワーク伝達保護のための技術的措置等、権利者に有効な手段を提示している。

⑬総担保弁法（2006年7月施行）

税関での担保金提供を規定する。あらかじめ税関に総担保として所定の金額を納めておくことで、税関で権利侵害疑義貨物が発見される度に担保金を提供する必要がなく、水際での手続を簡素化することができることを規定している。

⑭最高人民法院、最高人民検察院による知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈（2）（2007年4月施行）

商標の不正使用及び著作物の違法な複製も含む知的財産権侵害罪に関し、閾値における法人・個人の差の撤廃により、法人に関する閾値が実質的に従来の3分の1に引き下げられ、また、中国刑法第217条に規定された「著作権侵害罪」に関する閾値のうち、複製点数基準を1,000から500に引き下げられた。

⑮農産品地理的表示管理弁法（2008年2月施行）

農業部では2007年12月、「農産品地理的表示管理弁法」を公布し2008年2月に施行された。これにより中国は地理的表示を商標法律体系に組み入れ、特

定産地の農産品は地理的表示を登録することにより有効な保護を受けることができるようになった。

⑯最高人民法院による専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈(2010年1月施行)

専利権について、クレーム解釈、侵害判断方法、侵害製品が別の製品の部品である場合の合理的な損害賠償額の確定等が定められた。また、意匠権について、侵害判断方法、意匠権を侵害する製品が包装物である場合の合理的な損害賠償額の確定等が規定された。

⑰権利侵害責任法(2010年7月施行)

民事権益の保護、権利侵害責任の明確化等を目的として2009年12月26日に制定された。この法律で保護される民事権益には、著作権、専利権、商標権等が含まれる。第35条は、インターネットユーザー及びインターネットサービスの提供者がインターネットを利用して他人の民事法益を侵害した場合の権利侵害責任について定めている。

⑱インターネット商品取引及び関連サービス行為に関する管理暫定弁法(2010年7月施行)

インターネット商品取引の健全な発展を目的として、インターネット取引プラットフォームサービスを提供する経営者等の義務が定められた。取引プラットフォームサービスを提供する経営者の義務には、商標権等の保護、インターネット上の違法行為

(商標権侵害や不正競争行為を含む)の取締りへの協力、信用評価システムの構築などが含まれている。

⑲最高人民法院、最高人民検察院、公安部、司法部による知的財産権侵害刑事事件の処理における法律適用の若干問題に関する意見(2011年1月施行)

商標の不正使用に関する知的財産侵害罪に関し、閾値計算の際に違法標章添付前のノーブランド製品の価値についても算入することや商標を不正使用した商品販売の未遂罪について規定された。また、中国刑法第217条・第218条に規定される「著作権侵害罪」の「営利目的」要件の内容が明確にされた。さらに、知的財産権侵害罪に該当する行為の存在を明らかにしながらインターネット接続等のサービスを提供している場合は共犯者となる旨が規定された。

⑳最高人民法院、知的財産権裁判の機能を十分に發揮させ、社会主義文化の大きな発展・繁栄を推進し経済の自主的協調的發展を促進する上での若干の問題に関する意見(2011年12月施行)

インターネットサービスプロバイダーの責任について、ノーティス・アンド・テイクダウンを原則とし、過剰な責任を課すべきでないことが明確にされた。また、冒認出願の対策として、商標の使用意図などを適切に把握して悪質な出願を抑制することや、冒認出願され商標権侵害として提訴された場合の先行商標使用者であることの抗弁を認めることなどが明確にされた。

政府調達

[加盟に伴う約束]

政府調達協定はすべてのWTO加盟国が受諾を義務づけられるわけではない協定、いわゆる複数国間協定として、本協定への参加を選択する国だけを拘束するルールとされているため、参加国は先進国を中心とする少数国にとどまっている。中国はWTO加盟時に、政府調達協定に将来参加す

ること、当面はオブザーバとして参加すること、政府調達手続について透明性を確保すること、外国から調達する場合は無差別待遇を供与すること等を約束しており、WTO加盟後、政府調達委員会のオブザーバ資格を得ている。

2007年12月、中国は政府調達協定加盟申請及び附属書Iの初期オファーを提出し、加盟交渉が開始された。しかし、初期オファーについては様々な問題点が指摘され、各国から早期の改訂オファーの提出が要請された。これを受け、中国は

2010年7月に改訂オファー、2011年11月に第2次改訂オファー、2012年11月に第3次改訂オファーを提出したが、その内容はいまだ不十分であるとの指摘がなされており、次の改訂オファーにおいて更なる改善がなされることが期待される。

[実施状況・問題点]

中国は、将来の政府調達協定への参加に備え、2002年6月の第9期全国人民代表大会常務委員会第28回会議において、「政府調達法」を採択し、2003年1月から施行している。

同法は、政府調達行為を規範化する法律であり、適用範囲（調達機関、調達物品等）、調達方式（公開入札、競争入札等）、調達手続、苦情申立て手続等多くの面について政府調達協定の内容に近い規定を設けているが、一部協定の規定との差異も存在している。

・ 調達対象

政府調達協定が、協定の適用対象となる機関によって行われる基準額以上の物品とサービスの調達について、原則的に内外差別を禁じていることに対し、中国の「政府調達法」は、3つの特定の状況（①調達する物品サービスが中国国内では調達できない、あるいは合理的な商業的条件では調達できない場合、②国外で使用するための調達、③その他の法律、行政法規が別途規定する場合）を除き、本国の製品、サービスを調達しなければならないとしている。これは政府調達協定の内国民待遇原則と相容れないものであり、中国の協定加盟にあたって問題とされる可能性が高い。2009年5月には、国家発展改革委員会、商務部など政府関係9機関が、政府投資プロジェクトにおいては、中国国内で調達できない等の場合を除いて中国産品を購入しなければならないとする通達を発出した。これは、政府調達法に基づく従来の政策の再確認であると考えられるが、経済・金融危機により世界的に保護主義圧力が高まっている状況において、新たな保護主義的政策が講じられたと

の認識を広げるものであった。

2009年11月に科学技術部、国家発展改革委員会及び財務部が公表した自主イノベーション製品認定制度は、①コンピューター及び関連機器、②通信機器、③最新オフィス機器、④ソフトウェア、⑤新エネ及び設備、⑥高効率省エネ製品について、中国で知的財産権の所有権を保有していることや、商標の初期登録地が中国であること等を条件に「国家自主创新製品」として認定し、政府調達の際に優遇を行うものである。本制度は、外国企業の製品に対し差別的な措置となる可能性があり、G20等における保護主義への反対という首脳間でのコミットメントに相反するものとなる恐れも強いことから、我が国の政府、産業界ともに強い懸念を有しており、12月には在中国日本国大使館よりレターを発出して懸念の表明を行った。

その後、2010年4月、科学技術部、国家発改委及び財政部は『2010年国家自主イノベーション製品認定業務の展開に関する通知』を発表し、5月10日までパブリックコメントを受け付け、同日に即日施行するとした。これは2009年に公表された「自主イノベーション製品認定制度」と本質的な変化はなく、外国企業の製品に対し差別的な措置となる可能性があることから、我が国は政府から中国にレターを発出し、産業界からもパブリックコメントを提出して懸念を表明した。各国からの懸念を受けて、中国は、5月10日からの施行の事実上の中断を発表した。2011年5月、米国は、第3回米中戦略経済対話の成果として、中国が政府調達の優遇と自主イノベーション製品をリンクさせないよう条例案を見直すと表明した旨発表した。その後、6月28日、中国財政部はHP上で「自主创新製品の政府購買予算管理弁法など3件の文書の執行停止に関する通知」を発表し、本制度の関連規則の一部の執行を停止した。また、國務院が地方政府に対し、政府調達の優遇と自主イノベーションをリンクさせるカタログを12月1日までに廃止するよう要求する通知を発した。我が国としては、中国が中央・地方政府ともに自主イノ

バージョン制度を政府調達への優遇対象としないことについて、その制度廃止後の実施状況について引き続き注視していく。

また、2009年12月に工業情報化部、科学技術部、財政部、国有資産監督管理委員会により発表された「重大技術装備自主創新指導目録」についても、政府調達等における外国企業の製品への影響が懸念される。

2010年1月には政府調達法の実施条例案が公表されたが、WTO政府調達協定に挙げられているような内外無差別といった原則・規定に合致しない点や、基準、指針が不明確であり透明性に欠けること、外国製品や外国企業が差別的な取り扱いを受けること等の懸念があることから、我が国は、2月5日、実施条例を政府調達協定と整合的なものとするよう求めるとともに、同協定への中国の早期加盟を強く期待する旨の意見を提出した。また、我が国産業界からも実施条例案を政府調達協定と整合的なものにするよう求めるなどの意見を提出している。これらのパブリックコメントを受けた実施条例の最終案は公表されていない。

また、2010年5月に公表された政府調達国内製品管理弁法案は、国内製品について、「中国国内で生産され、国内生産コスト比率が50%を超える最終製品」と定義し、その認定方法を定めている。我が国政府及び産業界は6月、管理弁法案に対しても、政府調達協定の原則に合致しないなどとの意見を提出した。パブリックコメントを受けた管理弁法案の最終案は公表されていない。

・調達基準額

政府調達協定では、各加盟国の「中央政府」、「地方政府」及び「その他公的機関」における調達基準額は、協定附属書においてそれぞれ特定され、同じ形態の機関間で一律に適用されている。しかし、中国においては統一的な調達基準額の規定は存在せず、「集中調達目録」と「政府調達限度額標準」が、中央予算による調達であれば国務院に

よって、地方予算による調達であれば省レベル政府又はその権限を委譲された機関によって定められている。例えば、経済発展の著しい北京市政府の2013年の調達限度額標準は、貨物類、サービス類が50万元（7.9万ドル相当）、工事類が100万元（15.8万ドル相当）である一方で、経済的に立ち遅れている地域の調達限度額標準は基本的に低い水準を維持する（例えば新疆・ウイグル自治区の場合、2013年の貨物類、サービス類と工事類の調達限度額標準は10万元（1.6万ドル相当）、5万元（0.8万ドル相当）、30万元（4.8万ドル相当）など、地域により調達基準額が異なる状況となっている。このような統一されていない調達基準額は、入札手続を煩雑にしている。

・入札方式

政府調達協定は、入札方法として、公開入札、指名入札（調達機関によって入札を招請された供給者のみ入札可能な方式）及び競争的交渉を原則とし、特定の場合に限り限定入札を認める旨規定している。近年中国政府は、政府調達にあたって主に公開入札制を採用しており、これによって政府調達における公開入札の割合が大きく上昇、2011年には80.7%と、2010年より3.7ポイント高まった。一方、中国の政府調達法では、上記4種類の入札方法の他に、複数見積もり等入札以外の方式を採用する余地が残されている。

・透明性の確保

政府調達協定は、調達手続に関する透明性の確保を重視し、調達計画や落札、調達手続等に係る情報提供について厳格かつ詳細に規定している。

中国の政府調達法における規定は、原則を定めたものであり、財政部は「政府調達貨物とサービス入札参加管理方法」、「政府調達情報公告管理方法」、「政府調達供給者商苦情訴え処理方法」を公布し、2004年9月より施行するなど、関連の実施細則を制定している。

中国の政府調達法は、政府調達の情報は指定メ

ディアで開示すべきとの抽象的な定義だけにとどまっているものの、中国政府や各地方政府は、調達目録の公開、調達入札の公開と調達条件の公表等の規定を作成し、透明性確保の取組を進めている。具体的には、財政部が公布した「政府調達情報公告管理方法」(2004年9月施行)は、国家秘密や、サプライヤーの商業秘密、及び法律・法規が規定した秘密保守の政府調達情報を除き、中国の政府調達の各種情報は指定メディアで公開すべ

きとしている。また、「中国財経報」(中国財政部主管の新聞)、「中国政府調達」(雑誌)、「中国政府調達ネット」は中国財政部が指定した政府調達情報開示のメディアとして、無料で政府調達の情報を公開している。情報公開面から見れば、政府調達に関する透明度は高まっており、中国政府調達ネットだけで公開された情報件数も、毎年大幅に増加している。

<図表中-13> 中国政府調達ネットによる情報公開の状況

項目	2009年	2010年	2011年	2012年
入札公告件数	67,186	73,672	122,975	118,754
落札公告件数	77,778	67,330	146,920	153,554
落札公告件数/ 入札公告件数	116%	91%	119%	129%

出所：調達公告の検索結果、中国政府調達ネット(2012年11月10日)

コラム 中国のWTO加盟

(1) 加盟交渉の経緯

中国のWTO加盟は、1986年7月に中国が当時のGATTに「締約国としての地位の再開(resumption)」というかたちで加盟を正式に申請して以来(その後1995年12月に、GATT失効に伴い改めてWTOに加盟を申請した)、15年の歳月を経て、2001年11月のカタルでのWTO閣僚会議において承認され、同年12月11日をもって発効した。

この間、中国は、我が国、米国、EU等との二国間交渉及びWTOの作業部会(WP)での多国間交渉を断続的に行ってきた。まず二国間交渉は、日、米、EUを含め37か国・地域が行った。我が国は、中国加盟交渉を活性化させるため、他の先進国に先駆けて、1997年9月には物品(モノ)の市場アクセスに関して、1999年7月には残されていたサービス分野に関して、交渉をまとめ、ここに日中二国間交渉が妥結した。また、加盟交渉の鍵であった米中二国間交渉は、天安門事件(1989年6月)、在ベオグラード中国大使館誤爆事件(1999年5月)による交渉中断等紆余曲折があったものの、1999年11月に北

京で行われた交渉で合意に至った。続いてEUも2000年5月に実質的合意に至った。二国間交渉は、2001年9月に合意したメキシコを最後に、すべて終了した。

他方、WPにおける多国間交渉も、1986年から1995年までのGATT時代に20回、更に1996年から2001年9月までに18回のWP会合が開催され、2001年9月のWP会合において、WP報告書(加盟議定書案を含む)が採択された。

(注) 主な二国間交渉

① 日中交渉

我が国は、従来から中国の早期加盟を一貫して支持してきた。このため、市場アクセス改善のための二国間交渉も他国に先駆けて実施した。

1997年9月の橋本総理訪中時にモノ(関税、輸入制限措置、基準認証)の市場アクセスについての実質合意が行われた。また、流通、金融、電気通信、建設等サービス分野についても1999年7月の小淵総理訪中時までの集中的な交渉により、中国からの議

歩案の内容が我が国にとって商業的に意味のある内容と判断されたことから、実質的な合意に至り、二国間交渉の妥結を発表した。

②米中交渉

米中交渉は、1999年11月、北京において、バシェフスキーUSTR代表、スパーリング大統領補佐官をヘッドとする米国交渉団と、石広生・対外貿易経済合作部長、龍永図副部長等の中国代表団が集中的な協議を行い、合意に至った。その間、朱鎔基首相が積極的に介入するなど、合意に向けて両国首脳による政治的な強い意思が働いたと伝えられている。

本交渉では、関税、サービス（金融、電気通信、流通、オーディオ・ビジュアル等）における市場アクセスの改善の他、中国からの輸入に対する対中特別セーフガード（加盟後12年間継続）、アンチ・ダンピング措置（中国の非市場経済体制に対する経過措置を加盟後15年間継続）、繊維（中国の対米輸出割当枠は2005年までに廃止され、WTO繊維協定と整合化する、2008年まで繊維特別セーフガード措置を設ける）などに関する事項についても合意された。

③EU中交渉

米中合意を受けて2000年3月、ラミー欧州委員が訪中して石広生・対外貿易経済合作部長との閣僚級協議及び朱鎔基首相との会談が行われたが、金融、電気通信の自由化等に関し、双方が主張を譲らず、合意には至らなかった。しかし2か月後の5月に、再度、ラミー委員が訪中して閣僚級協議が行われ、金融、電気通信を含むサービス分野の規制緩和の前倒し実施や、関税引き下げ等の約束が得られ、実質的な合意に至った。

(2) 加盟関係文書について

一般にWTOへの加盟に際してとりまとめられる文書としては、議定書（プロトコール）とWP報告書があり、中国の加盟についてもこれらの文書が作成された。議定書には、中国の関税譲許表やサービス約束表等が附属書として添付されている。そして、議定書（WP報告書中、パラグラフ342に列挙されているパラグラフに記載されている中国の約束

（コミットメント）の記述を含む）は、「WTO設立協定の不可分の一部をなす」とされている（議定書「第一部総則1. 総論2.」参照）。したがって、議定書及びWP報告書中に示された中国側の約束について、中国は、これを履行すべきWTO協定上の法的義務を負っているといえることができる。

（注）加盟関係文書の原文は、WTOのサイトを通じて入手可能である（http://www.wto.org/english/thewto_e/acc_e/acc_e.htm）。そのポイントは以下の記述でも触れるが、概要をまとめた資料が経済産業省のサイトから入手可能である（http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/accession/index.html）。

（注）中国の市場経済国問題

中国の非市場経済国地位の問題は、制度的には、中国企業に対するAD及びCVD調査の議論である。AD調査の正常価額の算定に関し、1950年代からGATT上の非市場経済国条項は存在し、現行AD協定もこれを引用しているが、2001年12月の中国のWTO加盟に際しての加盟議定書において、「生産者が、同種の製品を生産している産業において、当該製品の製造、生産及び販売に関し市場経済の条件が普遍的である旨を明らかに示すことができない場合には、中国における国内価格又はコストとの厳密な比較にはよらない方法を用いることができる」ことが規定された。

我が国も、中国のWTO加盟に伴い、2002年3月に不当廉売関税に関する政令を改正し、実際に中国からの輸入品についてAD調査を行う際に、中国の生産者が輸入貨物と同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実があると明確に示すことができる場合には、中国の価格を用いることができることとした。

中国は当該議定書の規定により、AD調査の対象となっている中国生産者が不利に扱われているとして、「市場経済国としての地位」を承認するよう、WTO会合や二国間交渉において各国に働きかけを行っている。

(3) 経過的レビューメカニズム

中国のWTO加盟が実現したとはいえ、中国がWTO協定上の義務を履行するためには、膨大な数の国内法制の整備・改正、その透明かつ統一的な運用の徹底、人材の育成など、多くの課題に対処していく必要がある。

そこで、中国の加盟にあたっては、そのWTO上の義務履行の状況を審査する特別の制度が設けられることとなった（議定書「18. 経過的レビューメカニズム（以下：TRM）」）。2002年12月のWTO一般理事会において第1回目を実施され、以後2003年から2009年にかけて計8回のTRMが実施された。また、これ以前にもWTO一般理事会の下部組織である各理事会・委員会（物品理事会、TRIPS理事会、サービス貿易理事会、国際収支委員会、市場アクセス委員会、農業委員会、SPS委員会、TBT委員会、補助金・相殺措置委員会、AD委員会、関税評価委員会、原産地規則委員会、輸入ライセンス委員会、TRIM委員会、セーフガード委員会、金融サービス委員会）においてTRMが実施され、様々な問題点が指摘された。TRMは加盟後8年間の毎年、中国から関連政策・措置についての情報を求めた上で実施され、加盟後10年以内に最終審査が行われることとされている。

我が国も、これまで8回実施されたTRMを積極的に活用し、中国のWTO上の義務履行に関し、各委員会等で問題点、疑問点等の指摘を行った。主な委員会での質問項目は以下のとおり。

TRMにおける日本の主要指摘事項

物品理事会

①輸出ライセンス措置、②輸出税、③輸出規制措置について質問・指摘。

TRIPS理事会（知的財産関連）

①著作権、②商標（商標の審査期間、審査基準、使用基準）、③知的財産法廷の設置について質問・指摘。

市場アクセス委員会

①非鉄金属の輸出規制・輸出税、②化学肥料・原材料への輸出税、③コークスの輸出規制・輸出税、④石炭の輸出規制・輸出税につき質問・指摘。

TBT委員会

①フィルタリングソフトウェア、②中国CCC制度、③国際基準との非整合強制規格、④ITセキュリティ製品への強制認証制度につき質問・指摘。

サービス貿易理事会

①その他実務サービス（コンピュータ、広告、建築・エンジニアリング）、②電気通信サービス、③建設及び関連エンジニアリング・サービス、④流通サービス、⑤環境サービスの加盟約束履行状況等につき質問・指摘。

AD委員会

①ファクツ・アベイラブル（知ることができた事実）の適用、②損害の認定につき質問・指摘。

コラム WTO紛争解決手続と中国の対応

中国は2011年12月11日にWTOに加盟したが、それ以降、目覚ましい経済発展をとげ、世界経済の成長にとって重要なプレーヤーとなっている。また、中国は日本にとって最大の貿易相手国であり、アジアにおける自由貿易を推進するパートナーでもある。

他方で、本報告書において指摘を続けているよう

に、WTOルールとの整合性の観点からも改善が求められる貿易政策・措置がWTO加盟から11年余を経た現在においても散見されている。このコラムでは、WTO加盟以降の中国による、国際貿易ルールの遵守・執行に関する姿勢の変化について簡単に整理する。

①中国の紛争案件

中国は世界貿易のみならず、WTO紛争解決制度においても重要なプレーヤーになっている。2001年の加盟以降、2004年までの間、中国がWTO紛争解決制度を活用した事案は1件（DS252：米国－鉄鋼セーフガード）のみであったが、2006年以降は協議要請・被協議要請ともに対中紛争案件が急増し、現在まで協議要請11件、被協議要請30件、合計41件と

なっている。中国は自国の利益を守るため同制度の活用を始めているが、現在では、日本や韓国の紛争解決制度の利用数を上回る、メインプレーヤーになりつつある。世界貿易に占める中国のプレゼンスが高まっていく中、WTO紛争解決制度の趣旨、すなわち国際的な貿易紛争を政治化させずに、準司法的な手続に従って国際ルールに基づいた解決を目指す機会が増えている。

<中国の紛争案件の推移>

	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	total
協議要請	0	1	0	0	0	0	1	1	3	1	1	3	11
被協議要請	0	0	0	1	0	3	4	3	6	4	2	7	30

②WTO紛争案件に対する中国のこれまでの対応

中国は、WTO紛争解決制度において敗訴した事案や明らかなWTO協定違反の事案について何らかの措置の改善・是正を実施する傾向が認められ、中国に対してWTO勧告不履行による履行確認パネル（紛争解決手続21.5条）や対抗措置（同22.6条）が提起された例はこれまでないが、履行内容については注視が必要である。

中国のWTO加盟前の2001年に、日本がネギ・シイタケに関するセーフガード発動の仮決定を行った際、中国は、対抗的措置（自動車・携帯電話の関税100%引上げ）を発表し日中両国間で問題となったが、加盟後は、WTO上の貿易救済措置をめぐり対抗的な発表を行うといった問題は生じていない。一方、最近、米国やEUが中国産品に対するアンチダンピングや相殺関税の調査・措置が決定された時期に近接して、中国が米国産品やEU産品に対して、アンチダンピング調査や相殺措置を実施し、それがWTO紛争に発展した事例（DS422：中国－米国からの鶏肉製品に対するアンチダンピング措置及び相

殺措置）が生じている。

2012年3月に日米欧が行ったレアアース等原材料輸出規制に対するWTO協議要請に関して、中国商務部は、WTOプロセスに則り適切に処理すること、一貫してルールを重視し、WTO協定に適合するかたちで産品に対して科学的な管理を実施することを表明している。なお、原材料9品目に関する先行事案では、中国政府は2012年末の履行期限までに勧告を履行（ボーキサイト、コークス、蛍石、マグネシウム、マンガン、亜鉛、シリコンメタルの7品目について輸出税及び輸出枠を撤廃。また、亜鉛と黄リンは議定書遵守の譲許レベルを維持）している。

このように、中国はWTO紛争解決制度の活用に慣れつつあり、ルールを重視する姿勢を示していることから、世界の中でルール執行の側面においても主要なプレーヤーになることが期待される。他方で、未だ国際ルールに照らして問題のある措置は残っており、国際貿易体制を支える主要国の一つとして一層責任ある行動が望まれる。